

令和3年11月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	3
2、出席者 .....	3
3、審査事件 .....	4
4、付託事件 .....	4
5、経過	
分科会(警察本部審査)	
警務部長予算議案説明 .....	5
予算議案に対する質疑 .....	5
予算議案に対する討論 .....	6
委員会(警察本部審査)	
警務部長総括説明 .....	6
議案及び報告議案に対する質疑 .....	8
議案及び報告議案に対する討論 .....	9
決議に基づく提出資料の説明 .....	10
陳情審査 .....	10
議案外所管事項に対する質問 .....	11
分科会(出納局・各種委員会事務局審査)	
会計管理者予算議案説明 .....	28
監査事務局長予算議案説明 .....	28
人事委員会事務局長予算議案説明 .....	28
労働委員会事務局長予算議案説明 .....	28
議会事務局長予算議案説明 .....	29
予算議案に対する質疑 .....	29
予算議案に対する討論 .....	29
委員会(出納局・各種委員会事務局審査)	
人事委員会事務局長所管事項説明 .....	29
決議に基づく提出資料の説明 .....	30
議案外所管事項に対する質問 .....	30

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	33
2、出席者 .....	33
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明 .....	33

予算議案に対する質疑 .....	3 3
予算議案に対する討論 .....	3 4
委員会	
企画部長所管事項説明 .....	3 4
決議に基づく提出資料の説明 .....	3 6
I R 推進課長補足説明 .....	3 7
陳情審査 .....	4 2
議案外所管事項に対する質問 .....	4 2
請願審査 .....	5 3
議案外所管事項に対する質問 .....	5 8

### (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	8 5
2、出席者 .....	8 5
3、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案及び報告議案説明 .....	8 5
予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	8 6
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	8 6
委員会	
地域振興部長所管事項説明 .....	8 6
決議に基づく提出資料の説明 .....	9 0
交通政策課長補足説明 .....	9 0
地域振興部次長補足説明 .....	9 2
県庁舎跡地活用室長補足説明 .....	9 4
陳情審査 .....	9 5
議案外所管事項に対する質問 .....	9 7

### (第4日目)

1、開催日時・場所 .....	1 3 3
2、出席者 .....	1 3 3
3、経過	
分科会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監予算議案説明 .....	1 3 4
総務部長予算議案及び報告議案説明 .....	1 3 4
予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	1 3 5
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	1 3 5
委員会(危機管理監・総務部審査)	
危機管理監所管事項説明 .....	1 3 5
総務部長総括説明 .....	1 3 7
林政課長補足説明 .....	1 4 0
議案に対する質疑 .....	1 4 1
議案に対する討論 .....	1 4 1
決議に基づく提出資料の説明(危機管理監) .....	1 4 1
決議に基づく提出資料の説明(総務部) .....	1 4 2
管財課企画監補足説明 .....	1 4 2

陳情審査 .....	1 4 4
議案外所管事項に対する質問 .....	1 4 4
委員間討議 .....	1 5 7

**(追加上程予算議案審査)**

1、開催日時・場所 .....	1 6 1
2、出席者 .....	1 6 1
3、経過	
分科会	
企画部長予算議案説明 .....	1 6 1
予算議案に対する質疑 .....	1 6 2
予算議案に対する討論 .....	1 6 2
・審査結果報告書 .....	1 6 3

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・分科会関係議案説明資料(追加上程)

1 1 月 2 6 日

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年11月26日

自 午後 2時 0分  
至 午後 2時15分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員 長	大場 博文 君
副 委員 長	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午後 2時 0分 開会

【大場委員長】ただいまから、総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、浅田委員、下条委員の両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時15分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の総務委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

午後 2時15分 散会



# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月9日

自 午前10時14分  
至 午後2時23分  
於 委員会室1

厚生課長	小島 聡 君
留置管理課長	船津 博之 君
生活安全部長	井手 孝志 君
生活安全企画課長	宮下 直樹 君
人身安全対策課長	宮崎 秀樹 君
少年課長	竹田 英城 君
生活環境課長	中村 敏弘 君
サイバー犯罪対策課長	林田 克盛 君
地域部長	池園 直隆 君
地域課長	塩崎 裕三 君
刑事部長	山口 善之 君
刑事総務課長	横山 信也 君
捜査第一課長	宮崎 和久 君
捜査第二課長	尾塚 政一 君
首席参事官兼 組織犯罪対策課長	平井 隆史 君
交通部長	荒木 秀 君
交通企画課長	式場 龍明 君
交通指導課長	田川 佳幸 君
交通規制課長	澤村 彰 君
運転免許管理課長	松尾 邦仁 君
警備部長	杉町 孝 君
公安課長	川本 浩二 君
警備課長	遠藤 雅敏 君
外事課長	山下 勝宏 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
"	浅田ますみ 君
"	山本 啓介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	宮島 大典 君
"	石本 政弘 君
"	饗庭 敦子 君
"	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長	橋本 真和 君
首席監察官	川口 利也 君
首席参事官兼警務課長	平戸 雄一 君
総務課長	車 康之 君
広報相談課長	松本 武敏 君
会計課長	沢田石 徹 君
装備施設課長	平田 義隆 君
監察課長	山崎 博之 君

会計管理者	吉野ゆき子 君
会計課長	岩村 政子 君
物品管理室長	高橋寿美子 君
監査事務局長	下田 芳之 君
監査課長	太田 勝也 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君  
職員課長 田中 京 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君  
調整審査課長 山田 譲二 君

議会事務局長 松尾 誠司 君  
次長兼総務課長 藤田 昌三 君  
議事課長 川原 孝行 君  
政務調査課長 濱口 孝 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第127号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）  
（関係分）

第144号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）  
（関係分）

報告第24号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第14号）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第130号議案

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第131号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第132号議案

ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例

第133号議案

長崎県行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく  
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関  
する条例の一部を改正する条例

第134号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する  
条例

第138号議案

当せん金付証票の発売について

報告第25号

和解及び損害賠償の額の決定について

（2）請願

長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を  
求める請願

（3）陳情

・県の施策に関する要望書

・令和4年度 離島・過疎地域の振興施策に対す  
る要望書

・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望  
書

・令和4年度 簡易水道の整備促進に関する要望  
書

・要望書

・要望書

・要望書

・要望書

・「テクノロジー犯罪」へのご理解と法整備・  
被害者救済を求める陳情書

・「嫌がらせ犯罪」へのご理解と法整備・被害  
者救済を求める陳情書

・陳情書

・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活  
用・公開・整備に関する陳情書X 外

8、審査の経過次のとおり

午前10時14分 開会

【大場委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第130号議案「長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」外6件であります。

そのほか請願1件、陳情12件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】では、そのように進めることといたします。

なお、12月14日火曜日に審査いたします総務部関係の第132号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」につきましては、農林部林政課が密接に関係していることから、林政課長に出席を要請したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、議案外の取扱いにつきましては、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が一定落ち着きを見せていることから、事前通

告は行わず、従来どおりの取扱いに戻すこととなっております。

よって、各部局の審査における委員一回当たりの質問時間は、理事者の答弁時間を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これより警察本部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、合計で警察管理費3億1,971万5,000円の減となっております。

これは、職員給与費について、既定の予算の過不足調整に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【田中委員】ただいまの議案ですが、増額の予算だと、どういう内容かといろいろ聞くんですが、マイナスなのでね。マイナスなので、その

ままでいいのかなと思うけれども、額が大きいので、例年の調整の範囲内の減額的内容なのか、ちょっと聞かせてください。何かほかに原因があるのかどうか。

【沢田石会計課長】今回の補正予算で行っている減額は、例年と同じような金額になっております。

【田中委員】例年と同じって、例年と同じならば、最初から予算を少なくして計上するはずだけだね。

【沢田石会計課長】給与費の予算につきましては、職員の全体の人数をもとに積算しておりますが、職員に中途退職した者とか育児休業を取得した者などが生じたことにより不用額が生じたもので、今回減額の補正を行ったものでございます。

【田中委員】中身にもう少し原因があるのかなと思って聞いたけれども、そんなに大きな要素はないみたいなんだけれども。

皆さん方がせっかく管理費を、人件費も含めての管理費かなという感じがするけれども、目いっぱい予算を組んでいるのに、こういう減額があるのは、もっと有効に使っていい分野もあるのかなというような感じもね。予算の転用は、ある条件内でないとできないけれどもね。

終わります。なんでこんなに額が大きかったのかなということで、ちょっと聞かせてもらいました。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案及び報告議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、条例議案1件、専決事項報告1件であります。

横長の総務委員会資料、警察本部の1ページ目をお開きください。

第134号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」。

この条例は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令にクロスボウ所持許可申請手数料等の標準額が新設されることから、これに合わせて改正をしようとするものであります。

本条例の施行期日は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行期日に合わせて、令和4年3月15日を予定しております。

次に、横長の総務委員会資料、警察本部の2ページ目をお開きください。

報告第25号「和解及び損害賠償の額の決定に

ついて」。

これは、令和元年11月21日、浦上警察署の職員が、警察官職務執行法第3条第1項第1号の規定により泥酔保護した相手を、同警察署の保護室に入室した後、同室出入口の大型鉄製扉を閉めようとした際、相手方が自ら左手を同扉と縦枠の間に差し入れたことにより、左手指が挟まり、左手指骨折・挫創等の傷害を負った事案につき、令和3年1月6日、相手方が長崎地方裁判所に提起した損害賠償請求について、裁判所の和解勧告に基づき、解決金135万円を支払うため、10月27日付で専決処分をさせていただいたもので、この賠償金は全額県費から支払われることとなります。

続けて、議案外の報告事項についてご説明いたします。

横長の総務委員会資料、警察本部の3ページ目をお開きください。

これは、損害賠償事案2件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました4件についてであり、いずれも11月18日付で専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償事案2件のうち1件は、松浦警察署の職員が、交通事故処理中、巻尺で距離を測定していた際に、同所を通過する車両の前部バンパーに測定中の巻尺のテープが引っかかり、そのはずみで同車両助手席ドアに巻尺が接触し同ドアに損傷を与えた事案であり、4万3,000円を支払うもの。そのほか1件は、相浦警察署の職員が捜査中、民家の2階に設置している警察管理の防犯カメラを調整し、室内に戻る際、足場にしていた1階部屋の屋根瓦に損壊を与えた事案であり、1万890円を支払うものです。これらの賠償金は、全額県費から支払われることとなります。

また、公用車による交通事故に関しましては、和解が成立いたしました4件の合計50万8,897円を支払うものであります。これらの損害賠償金は、全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故につきましては、事故を抑止するため、全所属に対する公用車事故の発生状況等の配信、各所属に指定した安全運転指導員による教養、訓練を繰り返し実施するなど、全職員が一丸となって事故防止対策に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように努めてまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通死亡事故抑止対策について、事務事業評価の実施について、施策評価の実施についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載のとおりであります。

最後に、本年の警察職員による非違事案の状況についてご説明申し上げます。

警察職員による非違事案につきましては、10月末までに4人に対する懲戒処分を行っており、また、それ以外に15人に対し訓戒または注意を行っております。

直近では、10月に警察署勤務の20代の男性巡査が大麻を所持していたとして、免職の懲戒処分としております。これは、犯罪を取り締まるべき警察官による言語道断な行為でありまして、重く受け止めております。

警察職員それぞれが、自らの行動を厳しく律していくことが重要であります。これまで、非違事案防止対策のため様々な取組を実施してきたところでありますが、改めて各所属長に対し、所属職員に対する職務倫理教養の一層の充実、身上監督及び指導の徹底を図るように指示することなどにより、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】第134号議案のクロスボウについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

このクロスボウ、所持を許可制とする改正法が6月に出てから、全国では9月15日時点で950本回収したという報道が出ています。その中で愛媛県警が115本、北海道が78本、兵庫県警が65本ということですがけれども、長崎県警ではどれくらい回収しておられるのか、お伺いします。

【中村生活環境課長】県内でのクロスボウの回収状況でございますが、11月末現在で19本を回収いたしております。

【饗庭委員】19本ということで、かなり少ないかなと思っております。

その中でどうやって回収するか。本人が申請する分はいいんでしょうけれども、今後、許可制ということで金額も上げられていますが、こういう金額では申請しないという方も増えるかと思うんです。不法所持にならないような対策

をどのようにしていくのか、お伺いします。

【中村生活環境課長】不法所持にならないような対策ということですが、法が改正されておりますので、所持許可を申請せずに持っていれば不法所持になるということでご理解いただいて、申請をしていただくところがまず大事なかなと思っております。

そのためにも、今現在も進めておりますが、県民の皆様への広報を今後ともしっかりとさせていただいて理解を求めて、しっかりと申請をしていただくことが大事かなと思っております。

【饗庭委員】広報、周知が大事かと私も思います。その中で、「そもそもクロスボウって何だろう」と言う人も結構たくさんいらっちゃって、十分に周知されていないように感じるんです。

今言われた広報、周知方法、今後それを不法所持しない、事件につながらないために防止策が必要かと思うんです。そこをもっと強化する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

【中村生活環境課長】広報につきましては、6月16日の公布以降、ポスターを県下で1,000枚ほど配布をして店舗とかに掲示をして、あとは警察の運転免許試験場などを含めた人が来るような施設、コロナウイルスのワクチン接種会場でもございましたけど、県庁のデジタルサイネージでも掲示をさせていただいております。

また、現在、クロスボウの廃棄あたりも無償で引き受けております。それにつきまして相談も含めまして、なぜ知ったかというところは、ネットで知ったとか、パチンコ店に貼ってあったポスターを見て知った、自治会の回覧で回ってきた生活安全ニュースで知りましたというようなこともあっておりますので、現状で一定の効果は出ているのかなと考えておりますけれど

も、今後とも広報等を推進いたしまして理解を求めていこうとは考えております。

ただ、法が改正になったことをご理解いただいて、現在持っている方で「そうしたら廃棄をしようかな」ということであれば、警察の方に持ってきていただければ無償で廃棄をいたしますし、また、法施行後は許可の申請をしっかりとさせていただくことしかないかなと思っておりますので、そういうことで進めていきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ、広報、周知を徹底していただきたい。

もう1点だけ。インターネットで売買されているのが多いということです。今後、インターネット売買を止められるのかというところでは、どのようなことをされるのか、お伺いします。

【中村生活環境課長】法の施行後は、販売業者に関しても、買う人がしっかりと適正に、適法に所持できる人かというところを確認しなければいけないというのがございます。それは所持許可証を確認しなければいけないというところ です。

これは現在の銃砲でもそうですけれども、遠い銃砲店から買うということになれば、まず自分が持っている許可証を店に送付して、私は持っているんですよというところを確認してもらうと。そして現物が送ってきた際には業者サイドも、本人かどうかを免許証などで確認をしているところで、不法な所持にならないような手続がとられております。

クロスボウにつきましても同様なことで、販売業者に関しては、所持許可を持っているかどうかの確認はしなければいけないことになっておりますので、そういうところで一定、不法所持の防止にはつながるかとは考えております。

また、それから漏れたような、個人間でいろいろやるような方がいらっしゃる場合は、なかなか難しいところもございますけれども、インターネットのパトロールなど含めて、警察としてもしっかりやっていきたいと考えております。

【饗庭委員】インターネットの中で不法に売買されているのを見つけた場合は、県警としてはどんな措置をとるのか、教えてください。

【中村生活環境課長】見つけた場合は、やはり捜査をいたしまして、売っているところがわかれば指導いたしますし、実際に不法所持ということであれば検挙いたすことになってくるかと思えます。

【饗庭委員】ぜひ不法所持になっていかないようにしていただいて、県民の安全を守っていただければと思います。以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第134号議案及び報告第25号については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【橋本警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきまして、本年9月から本年10月までの実績は、資料に記載のとおり15件となっております。

また、今回、陳情・要望で回答するものは、「身体障害者福祉の充実に関する要望書」のうち、障害者の移動・交通に関する安全対策について（誘導ブロック上の安全確保について）、及び「令和4年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」のうち、自動車運転免許試験の受験機会の回数増についての2件であり、ご要望に対する回答につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。審査番号は78、95、96番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 先ほど、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の中でも少し触れられましたが、今回の陳情書にもございますので、確認をさせていただきます。78番で、自

動車運転免許試験の受験機会の回数増についての要望が上がっております。

これまで離島の主に高校生や就職を控えた方々が受験回数等々を求めて、皆様方の大変なご努力をいただきまして、日頃から、その回数を増やす取組をいただいております。

今回は12月から3月期について、受験者が多い時期に出張試験を現行の月1回から月2回へ増回するというところで、既にこの対応の中に「2回となるように検討いたします」というふうにご回答いただいているんですけども、どのタイミングでこれらの取組が行われるのか、改めて説明を求めたいと思います。

【松尾運転免許管理課長】 離島の出張試験の関係でございますが、対応の要旨につきましては記載のとおりであります。

離島の指定自動車教習所、届出教習所に通所されている方の試験につきましては、従前から毎月1回やっております。その後、1月、2月の出張試験を2回と増回をしております。

これまで12月については対応が難しいとしておりましたが、再度、事務の要領等を見直しまして、来年からになるかと思っておりますけど、出張試験を2回に増回ができるように検討していきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 来年度ですか、来年からですか。

【松尾運転免許管理課長】 来年度からになります。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。大変ありがたい話であろうかと思います。

2番目ですけれども、受験車種を増設することということで、地元では建設業者の方々とか運送業の方々とか、新たに雇用をとという時に、この試験がなかなかタイミング良くいかないこ

ともあるようでございます。

それを個々の離島に設けるのは非常に厳しいものがあることは理解しております。ただ、そのきっかけがスムーズにいくかどうかで、本当にこれは冗談じゃなくて、離島にとどまるかどうかとか、雇用が生まれるかどうかというところもあるわけなんです。

難しいということは理解しますが、何か新たなアイデアとか検討の方法が県警の方からあるようであれば、ご説明いただきたいと思います。

【松尾運転免許管理課長】受験車種についてでございますが、現在、この試験は、各地区の届出自動車教習所が行っている教習の車種全てを、各教習所をお借りして行っております。

免種を増設するには、まず試験の実施場所となる各教習所において、新たな技能のコースであったり、試験車両の整備、指導員の体制の強化を図っていただく必要があります。こういった条件がそろいますと試験実施が可能となると考えております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありますか。

【坂本(浩)委員】契約状況についてお尋ねいたします。

全部で15件、報告があっておりますけれども、そのうち7番、11番と13番、いずれも宿舍とか駐在所とか職員公舎の解体工事だとかリフォームとか、そういうものです。指名競争入札で、

それぞれ15者、10者、10者あるんですけども、辞退がですね。7番でいうと15者のうち11者が辞退、11番でいうと10者のうち7者が辞退で、13番は10者のうち5者が辞退ということで、ちょっと辞退が多いなという感じがしたものですから、何か特に理由等があれば教えていただきたいんですけど。

【沢田石会計課長】指名競争入札の辞退が多かった契約3件は、いずれも駐在所や宿舍の内部改修や解体といった建築工事の関係となっております。

これらの入札を辞退した理由につきまして辞退者に確認したところ、いずれも民間や官公庁の工事を既に受注していることによりまして、現場で工事の施工の技術の管理等を行う技術者が不足しているため辞退をするという回答を受けているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。いわゆる人手不足ということになるわけですかね。

これは今年の9月から10月にかけてということで、コロナの影響もあるのかなと思うんですけど、建設業関係では、どっちかということコロナ禍の中で人手不足が随分あるとお伺いしているんです。それに対する対応というんですかね。

もちろんそれはそれぞれ業者の都合ですから、それ以上言えぬところはあるとは思いますが、これは9月、10月の2か月分で、この間もそういった傾向が建築工事ではあるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【沢田石会計課長】コロナの関係につきましては、昨年、今年と特殊な事情がある可能性はありますけれども、建築関係の工事につきましては、年度の後半にかなり集中している部分もありますので、そういった面も考えて、年度の初期の方において、できるだけ可能な限り早期の

発注に努めるなど、対応も検討してまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】今からもまたそういうのが、年度末に向けて増えてくるだろうと思っておりますので、ぜひ、そういった今年度の分はきちんと総括していただいたうえで、来年度は早期の発注関係をよろしくお願いいたします。以上です。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【石本委員】最近、高齢者による死亡事故が多発しています。ある程度の年齢になれば自主返納を推奨されていると思うんですが、そこら辺の本県における対応といたしますか、どういうふうな高齢者の交通事故防止、予防のための対策が取られているか、お尋ねします。

【松尾運転免許管理課長】自主返納をどのように対応しているかということですので、お答えいたします。

高齢者になりますと、75歳以上の方は認知機能検査を受けなければなりません。それで1分類となった方、認知症のおそれになった方、あとは病気の関係等で診断書の提出の対象となった方には、自主返納の制度の説明をさせていただいております。

説明の内容につきましては、先ほど委員からご指摘がありました高齢者の事故の割合が増えていることであったり、交通事故の危険性であったり、自主返納すればバスの運賃の割引や助成を受けられる可能性があること、免許取消しになった場合は運転免許経歴書の発行ができなくて助成を受けられなくなることなどを説明させていただきまして、そういった方に対しては

自主返納の説明をさせていただいているところでございます。

【石本委員】身内の話になるんですけども、うちでも高齢ということで自主返納をしたんですが、その時に自治体から、自主返納に伴いましてある一定の、交通利用券というんですかね、タクシーのチケット代というのかわかりませんが、そういうのが発行されるようになってるんです。

こういうのは県で指導するのか、それとも各自治体の判断でやっているのか、お尋ねします。

【式場交通企画課長】自主返納を行いますと高齢者の方の足がなくなるということでございますので、例えばタクシーとかバスの一定の割引制度等について、県警から働きかけをしながら実施している状況でございます。

【石本委員】その時に、たまたまコロナが多く発生した時でありまして、通常であれば返納した時に引き換えに渡されるんですけども、今はコロナだから、一月か二月かわかりませんが、しばらく後で申請してくださいということで証明書をいただいているんですよ。

高齢者ですから、その証明書がどこにいったかわからないという状況で、警察署に証明書の再発行はできないんですかと言ったら、再発行はできませんという返答でした。

免許を返納して、その時にコロナで出していないという事実があったにもかかわらず、その証明書がなかったために返納の確認ができないのかなと、ちょっと疑問があるんですが、そこら辺はどうなんですか。

【式場交通企画課長】詳細について調査いたしまして、検討させていただきたいと思っております。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時48分 休憩  
-----

-----  
午前10時49分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾運転免許管理課長】 先ほど委員からお話がありましたものは、おそらく取消通知書というものです。本人が申請の免許証を自主返納した場合、取消通知書というものが発行されます。それをなくされて、そういったことで自主返納ができない（証明ができない）と言われているのかと考えられます。

ここににつきましては、そういった通知書をなくしたと警察の方に連絡をしていただければ、照会もできますし、そこが確認できれば経歴証明書の発行は可能ということであります。

【石本委員】 ちょっと今の答弁は違ったかなと思うんですが、自主返納できないじゃなくて、自主返納をしたんですよ。返納した時の証明書を、すぐ出せないから、コロナですから、一月か二月ぐらい後にまた出してくださいというような対応だったんです、窓口で。

それで、後からそれを出していれば問題ないんですけど、その証明書がどこにいったか、わからんと。その証明書を再発行できませんかと言ったら、再発行できないという返事だったので、それはおかしいでしょうと。返納したのは事実だし、わかっていると思いますしね。

証明書をもとに、市役所の方で交通利用券が何かを支給する対応になっているようなんですよ。それができないということだったものですから、それはしっかり証明できるし、市役所も、交通利用券を発行していないんですから、発行した時には必ずちゃんと手続するはずですから、事実として発行していない。

返納したという事実があるにも関わらず、な

んでそういうの（取消通知書）が再発行できないのか。再発行しなくても、自主返納したんだから、正当に交通利用券を受け取るようにできないのかというのが質問の主旨です。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時51分 休憩  
-----

-----  
午前10時52分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【松尾運転免許管理課長】 先ほどの委員の質問でございますが、結論をお話ししますと、再発行は可能でございます。そこにつきまして、個別に委員の方に後日、説明させていただきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【下条委員】 私は、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策等の状況についてお尋ねいたします。

議案外の報告事項を読ませていただきますと、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢、しかもサイバー空間利用はもっと広がる、つまり脅威に接触する可能性が拡がるというふうにまとめてあると思います。

その中で対応策として本県警では、人的基盤の強化を目的とし、県立大学大学院への警察官の派遣、また独自の捜査員育成プログラムの実施など書いてあります。

まずはこの内容ですね、警察官を派遣して、また捜査員育成プログラムを実施とありますが、これはどのような内容になっているのか。そして、この派遣をし、育成プログラムを実施した方々が、この脅威に対してどのように課題解決に取り組むのか、この点についてお尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】 まず1点目、人

材育成についてご説明いたします。

深刻化するサイバー空間の安全・安心を確保するための取組に当たっては、その成否を握るのは人であるということで、人材育成には力を入れております。

委員から説明がありましたが、1つは県立大学との連携であります。県立大学との連携につきましても、同大学の情報工学専攻の大学院生として当県警の警部補を派遣いたしまして、そこでサイバーセキュリティに関する高度な研究を行っていただいております。

なお補足すれば、同大学とは昨今、高度な知見を有する教授を県警のサイバーセキュリティテクニカルアドバイザーということで委嘱いたしまして、深刻な状況にあるサイバー空間の脅威への対処に関する学術的、あるいは技術的な助言をいただく体制も構築いたしました。

そのほかの育成についてであります。まず一つは中核捜査員育成プログラムを今年度から開始しております。これにつきましては、生活安全部にサイバー犯罪対策課はありますが、そのほかの刑事部、交通部、あるいは警備部から優秀な人材をサイバー犯罪対策課に1年間預けていただいて、そこで実践的な教養を実施すると、それでサイバー犯罪捜査能力を身につけて、再び各部に還元するというをやっております。

そのほかとしましては、警察大学のサイバーセキュリティ対策研究研修センターという高度なサイバー犯罪対策について学ぶところがありますが、ここに入校させたりしております。

あるいはサイバー犯罪等対処能力検定試験、これを全警察官に対して行っております。これは初級、中級、上級とございまして、少なくとも全警察官が、初級は必ず取るということで現

在取り組んでおります。

さらには、年に1回、サイバーセキュリティ競技大会というものを実施してございまして、これは本部各部と各警察署対抗でサイバーセキュリティの競技大会を実施しております。この一つの目的としては、この中からサイバーに高い能力を持つ隠れた人材を発掘しようという目的をもってやっております。

大方、以上のようなところで人材育成には取り組んでおります。

2点目、その人材がいかに活躍しているかということですが、例えば県立大学に派遣した警部補については、AIを使いまして、要は自動的にフィッシング詐欺を遮断するというような研究を今、熱心にやっております。この前、論文も発表しましたが、そういう研究をすることによって、国内のフィッシング対策をしている各企業ともミーティングなどを定期的に行っておりますので、そういうところで連携が深まっていきますし、なおかつ、その方面の研究についてもさらに深まっていくのではないかと思われます。

そのほか中核捜査員育成プログラムにつきましては、1年間、当課でサイバー犯罪に特化した捜査を行いますので、当然その方面の能力が上がると考えております。もともと各部門において捜査員として活躍していた人材でありますので、サイバー犯罪についてもかなり覚えもよくて、恐らく将来的には各部を牽引する中核的な人材に育っていくと期待しております。

そのほか、全警察官に対するサイバー捜査対処能力検定試験ですけれども、現在は全警察官の91.4%が初級を所持しております。

警察はサイバー犯罪に対する相談も受けますが、これにつきましては全警察官が相談を受け

る対象になりますので、いずれもその相談に対応できるように、警察官の情報リテラシーを向上させることを目的として、取得率100%を目指し頑張っております。

【下条委員】今、全警察官の91.4%がサイバー捜査対処能力検定の初級を所持していると、100%を目指す。このような形で、広がる脅威に対してすそ野をぜひ広げて、また深度も深めてもらいたいと思います。

次に、今年の6月に警察庁から発表がありまして、サイバー局というものが来年、2022年4月に設立を予定していると報道がありました。11月20日に内閣サイバーセキュリティセンター、通称NISCの参事官が長崎に来られた際に、この件に関して少し意見交換をさせていただきました。

要約しますと、事件であったり捜査の案件ごとにそれぞれ所管が分かれていた情報機関を統一して、連携をしながら進めていく。主に中央の方で、規模的には100名、200名とか、それぐらいかもしれませんけれども、そういった単位で考えられているという情報をいただきました。

こういったサイバー局と長崎県警のサイバー犯罪取締りの皆様と、どのように連携をして情報を共有し、また犯罪に対応していこうとされているのか、お尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】サイバー局の発足は基本的には警察庁が進めていることございまして、我々都道府県警は、概要的な部分しか今の段階では聞き及んでおりませんが、目的といたしましては、委員の説明のとおり、サイバー事案の捜査や実態解明、あるいは対策の一元化を図ることと、諸外国の捜査機関と信頼関係を構築して共同オペレーションに参画す

ることで、国境を超えるサイバー事案にもしっかりと対応していくということで発足されます。

質問は都道府県警との連携、どのような関係にあるのかということですが、このサイバー局、あるいはサイバー部隊が発足したからといって、都道府県警が今までやっていたサイバー犯罪捜査の責務を減ずるということは一切ございません。むしろ今まで以上に、サイバー空間の安全・安心を求める県民の皆様の期待に応じる捜査をしていかなければならないということでありまして。

当然、県警とサイバー局、あるいはサイバー部隊については高度な連携をしていくこととなりますので、より強固なオールジャパンの体制ができると期待しております。

【下条委員】このサイバー局ができた背景は、日本国がサイバー犯罪やサイバー攻撃などの脅威に対する対応策、安全確保の評価があまり高くないところがあるのかなと思います。

これは本年6月にイギリスのシンクタンクIISSが発表したんですが、日本のサイバー能力は3段階、Tier1、Tier2、Tier3のTier3に入っております。Tier1にアメリカが入っています。Tier2に中国。日本はTier3に入っております。ほかのTier3はインド、インドネシア、イラン、マレーシア等となっております。これがどうなのかというのは言及しませんが、やはり評価としてはあまり高くないという中であります。

このサイバー局が、サイバー犯罪に対して、警察の皆様といるんな形で連携を取っていく、また先導していくことが考えられるのではないかとこのように思っておりますので、ぜひともこれから連携や情報共有を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほどのNISCの参事が、もう一つ、非常に気になる件を言われていました。これはランサムウェア等の被害です。簡単に説明しますと、メールやUSB、様々なウェブサイトをクリック、そしてハッキング、もう少しいろいろあるんですけども、こういったものから巧妙に侵入をしまして、企業や個人の情報を勝手に暗号化して開けなくしてしまうという被害です。

一例を言いますと、ある企業が決済の月にランサムウェア被害を受けてしまいまして、決済ができない、どうしようと。そこで犯人から連絡がくるわけです。これを解除したければ、幾ら幾らのお金を振り込みなさいと。

この幾らというのが非常に巧妙に設定をされているらしくて、企業のイメージが、もしかしたら安全対策で少し弱いんじゃないかというような被害を受けてしまうかもしれないから、もう誰にも公表せず、特に警察の皆様には公表せずに払ってしまおうとなるらしいんです。非常に金額の設定が巧妙で、数々の被害が報告されているということでございました。

抜本的にランサムウェア等の被害を防いでいく必要があるんですが、この件で懸念されるのは、被害を受けた個人や企業が公表しにくい。自分たちのマイナスのイメージを公表しにくいから、この犯罪が隠れてしまうんじゃないかと懸念をしております。

そこで、県警の皆様は、このような案件に対してどのように情報を吸い上げていくのか、そして共有して啓蒙していくのか、この点についてお尋ねいたします。

【林田サイバー犯罪対策課長】委員のご指摘のとおりでございまして、民間の事業者の皆様は、サイバー被害を受けた事実が公表されることに

よるレピュテーションリスクや、警察の捜査が被害の早期回復に妨げになるかもしれないという懸念から、警察への通報、相談を行わない場合もあるということで、被害が潜在化している可能性、実態があると考えられます。

そのための取組といたしましては、まず、通報、相談が風通し良く行われる環境の整備を構築しております。

また、民間事業者に対する広報、啓発、それと平素のやり取りを通じて信頼関係を構築していかなければならないと、このように考えております。

さらに、サイバーセキュリティ相互協力協定には、県内の事業者の皆様と緊密なネットワークを持つ商工会議所連合会、あるいは中小企業団体連合会などにも参加していただいております。こういうところと緊密に連携をとり、その有するネットワークを通じて広報、あるいは啓発を徹底していきたいと、このように考えております。

【下条委員】ぜひ、そのように取組をしていただいて、進めてもらいたいと思います。

いろんな情報、アンケート情報を見ますと、大企業もそうかもしれませんが、特に中小の経営者、幹部の皆さん、いわゆるトップダウンを実行できる方々が、サイバー犯罪に対する意識が非常に低い。他の国に比べて日本はかなり低いというような結果が出ております。

ですので、今ご説明いただいた内容を、経営をつかさどっている方たちにぜひやっていただいて、そこでいろんな意思決定、予算であったりとか、人であったりとか、そういったことも、防御するために必要なんだというところを、ぜひとも併せて啓蒙していただきたいと要望しまして質問を終わります。ありがとうございました

た。

【大場委員長】室内換気のために、しばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

-----  
午前11時 9分 休憩

-----  
午前11時19分 再開  
-----

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】それでは、質問をさせていただきたいと思います。先日の一般質問の中でも出ていましたけれども、小学校の通学路について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

その中で必要な場所が106か所で、もう既にされているところもあるということでございましたが、市や町から通学路に関して改善要望が出ているところもあったかと思うんですが、その件数がどれくらいその中にあるのか、教えてください。

【澤村交通規制課長】通学路点検の関係でご質問でございます。

総数につきまして、警察で把握している分は106か所と回答させていただいておりますが、この数の中に要望があった部分といった詳細、内訳はございません。総数が106、警察で対応すべきものが106か所あるとご理解いただければと思います。

【饗庭委員】常日頃から私たちも要望を聞くので、市町から要望があると思うので、それが危険箇所と重なっていたのかを確認したかったのと、されている優先順位がどうなっているのかと。

みんなやっぱり地元の分を早くしてほしいという意見が結構多いので、そのあたりを含めて

お伺いしたんですけど、把握できていないということでしょうか。

【澤村交通規制課長】日頃の要望箇所と今回の抽出した箇所のマッチングはできておりません。

【饗庭委員】要望があったのを順番にするというふうには私たちは聞いていたんですけども、そもそも、毎年予算の中で要望があるところから横断歩道などを設置していくということではないんですね。要望には応じていないということですね。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時22分 休憩

-----  
午前11時23分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【澤村交通規制課長】例えば横断歩道の要望がある部分につきましては、現地調査等をしながら、できるところからやっていきますし、要望には真摯に対応して実施していくところでございますが、今回抽出された中で横断歩道の新設箇所、新設の要望、移設の要望箇所そのものは、数そのものは把握しておりますが、以前に出された要望箇所が含まれている状況までは出しておりませんので、その辺は不明ということでご理解ください。

【饗庭委員】残り21か所が来年度以降にということですけど、そもそもの優先順位は危険度かと思いますが、その優先順位はどのようにして決められたのか、お伺いします。

【澤村交通規制課長】現地の状況を判断いたしまして、道路の改良が必要とか、スパン的に今年度できないところを置いておきまして、すぐに対応できるものについて優先的に対応しているところでございます。特に危険な箇所というところはありませんでしたので、できる箇所か

らやっていくということで取り組んでおります。

【饗庭委員】次に、薬物対策のところでお尋ねしたいと思います。

大麻による検挙人数は19人ということで、先ほどのご説明で、ここに県警の職員が1人ということになるかと思うんですけども、県警の方の所持に関する経緯を、よかったら詳しく教えてください。

【平井組織犯罪対策課長】警察官の所持違反ですが、これは県内の別件の被疑者を捜査中に、証拠等を分析しておりまして、その中からこの警察官が浮上し、取り調べた結果、検挙に至ったという状況であります。

【饗庭委員】ごめんなさい、ちょっとわからない部分があったので、その所持状況というのは、別の捜査をしている中でその方が浮上してきたと理解したらいいんですか。

【平井組織犯罪対策課長】一般人の方を捜査していて、この人のいろんな証拠を解析していく中で警察官が把握できたと、浮上してきたと。所要の捜査をして特定したという状況であります。

【饗庭委員】警察官ではあるまじき行為かとは思いますが、その防止法としては今後どのようにしていくのか、教えてください。

【山崎監察課長】再発防止ということでお答えさせていただきます。

改めて職員の身上把握と指導の強化、及び職務倫理教養の充実等について、再度指示を行っております。今後も職員に対する指導教養等を徹底してまいりたいと思います。

なお、本件事案を受けて、緊急的に県下全22警察署に対する随時監察を実施しております。監察官による若手警察職員に対する非違事案防止教養、及び幹部職員に対する指導監督の徹底

について指示をしているところです。

また、12月17日には、この事案を受けて、非違事案防止対策の総まとめというような形で、各警察署の副署長、あるいは本部の所属のナンバー2に当たる次席等を招集しての臨時的副署長等会議を開催する予定にしております。

【饗庭委員】ぜひ、再発防止に努めていただきたいと思います。

もう1点だけ。先ほど来、出ていたサイバー犯罪ですけれども、どこの地域かの病院で、病院のシステムが丸ごと、サイバー犯罪に遭って全然稼働できないという事件があったかと思えます。

そういうのを予防するために、先ほどからいろんな話があったので、その中でされているとは思いますが、起こらないように予防するという点で何か防止策があれば教えてください。

【林田サイバー犯罪対策課長】委員のご質問が先ほどと関連するとすれば、ランサムウェアというマルウェアによる被害というふうに認識してお答えします。

ランサムについての防止策といたしましては、そのソフトが自分の知り合いを装った電子メールで入ってきて、それを開いてしまうと感染するという場合、その対策としてウィルス対策ソフトの導入や、あるいはウィンドウズかれこれのOS自体を常にアップデートすることが必要です。

さらには、ランサムは、先ほどの質問にあったとおりデータを全部使えなくしてしまうわけですから、常にデータをバックアップしておくということが重要です。とりあえずバックアップを取っておけば、データが使えなくなってもバックアップで復旧できますので、その

ような対策をとる必要があります。

そうしたいろいろな対策をとる必要はございますが、実際のところ極めて巧妙でありまして、それを防止するのは、実際には相当な知識を持たないと難しいというところはございます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【近藤委員】私は、陸の上での犯罪は警察がやるということで、海で犯罪があった時には海上保安庁がやると聞いております。

特に私は離島の議員で、壱岐、対馬、五島、この周りで結構、船の犯罪ということで、海上保安庁とか、いろんな形で活動されているのを知っています。

警察は県、海上保安庁は国ということで、ここがどういうふうな連携をとって犯罪に対しての活動をやっているのか、教えていただければと思うんです。

【山下外事課長】委員のご質問は警察と海上保安庁との連携ということですがけれども、これは沿岸対策の面から外事の方から説明すれば、警察としても、本県の地理的特性を踏まえて、沿岸対策の重要性は十分認識しております。そういうことで、国際海・空港施設等については海上保安庁と税関とか、そういった機関と連携をしながら、国際テロ対策とか、そういった沿岸対策を実施しているところでございます。

そのほか、沿岸防犯を目的として、海上保安庁と合同で海上パトロールを実施しております。海上保安庁をはじめとして、そういった関係機関も含めて沿岸対策で緊密な連携をとっているところでございます。

【近藤委員】私は農水委をやっていたから、多比良港、三重港ですかね、あそこの水産の中に警察が入って巡視艇があるのも知っています。その中でいろんな形で意見交換を何回かしたこ

とがあるんですけども、実際は海上保安庁もその中に入ったらいいのになという気持ちがあるんですよ。

例えば海の密漁でも何でも、警察だけでは絶対無理だろうと思うんです。密漁というのは泥棒ですよ。その泥棒の現場と一緒に。

どういうふうな活動をやって、どういうふうな話し合いをやっているのかというのをちょっと知りたかったものですからね。そういう連携があるのかどうかというのを教えていただければと思います。

【宮崎捜査第一課長】委員のご質問の犯罪捜査に関してという部分でお答えいたします。

犯罪捜査に関しましては、昭和46年に警察庁と海上保安庁との犯罪捜査に関する協定が締結されております。この締結された協定に基づきまして、海上と陸上等の境界の基準とか、海上における犯罪等どちらが認知したとしても互いに通報する義務、あるいは協力していくということで、これまでもこの協定に基づいて運用しているところであります。現在まで、海上保安庁とは良好な関係を保っているところであります。

【近藤委員】素人で全然わからないから、簡単なことを聞きます。

一昨日、太古丸という船の中でトラックが事故を起こして博多に帰った。その時の事故処理は海上保安庁がしたそうです。県の報告からすると。

五島から長崎の間で、もし船の中で傷害事件があったとしたら、その時の通報は海上保安庁にいくんですか、県警の方にいくんですか。だから、どっちが捜査をするようになるのか。すみませんね、単純な質問で。

【宮崎捜査第一課長】基本的には、海上であれ

ば海上保安庁が主導して捜査をしますし、陸であれば警察がということになっているんですけども、先ほど委員が言われました通報先については、その通報者が118番か110番か、どちらにするかによって対応すると思います。

通常、海上を走る船の上であっても警察が一時的には対応して、その後、海上保安庁の方が事件処理をするのに都合がいいということになれば、海上保安庁がやります。

そのほかに、例えば海上で水死体が漂流していますと、海上といえば海上保安庁の主管になるんですけども、その身元がわかって、それが所在不明の行方不明届が出ている人であると陸上の捜査の方も主になってきますので、そういう場合は、たとえ海上であっても警察の方が主導で捜査をしていくことになっております。

【近藤委員】わからなかったもので、ちょっと質問させてもらいました。ぜひ、その連携はですね。特に長崎県は離島が40%を占めているんです。いろんな犯罪があると思うので、その連携の中でよろしくをお願いします。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【坂本(浩)委員】部長説明資料の中で、犯罪の一般概況について説明されています。その中で、犯罪に関する現状の認識と今後の課題について、ちょっとお尋ねをいたします。

施策評価の実施ということで、昨年度までの「チャレンジ2020」で刑法犯の認知件数が、令和2年度までの5年間で達成をしたと、令和2年度で2,799件となっています。これは、資料に書いていますように全国トップレベルの治安水準の維持ということで、犯罪率の低さも全国で2位となっております。

一方で、部長説明資料の中で、今年の1月から9月までの刑法犯の認知件数が2,374件で、前

年同期と比較して238件、11.1%増加ということで、若干ですけども、若干なのかどうかもよくわからないんですが、増加傾向にあるという説明がされております。

長崎県の新しい計画の「チェンジ&チャレンジ2025」での目標は、令和7年度まで減少傾向の維持と掲げられているんですけども、早速、初年度に少し増加傾向になっているんじゃないかなと思いますので、去年から今年にかけて増加傾向にあるという現状認識について、どう考えられているのかということをごままずお聞かせください。

【宮下生活安全企画課長】犯罪情勢につきましては、去年は2,799件と戦後最少であり、非常に減少しております。これは、コロナの影響で人流が途絶えたことがあげられます。

我々としては、様々な警察街頭活動、警察官による巡回連絡とか、防犯講習会とか研修会とか、制限を受けたかなというようなところもあるんですけど、本年の10月末で刑法犯の認知件数は2,692件ということで、昨年と比較して302件ほど増加しております。検挙率につきましては64.1%で全国で第10位と、人口10万人に対する犯罪発生率は全国第4位となっています。

この2,600件というのは昨年の認知件数の2,799件に10月末で迫って、超えるんじゃないかなと考えているところでございます。

犯罪抑止のための様々な取組をやっている状況ですが、今後も情勢を見ながら、いろんな分野で取締りをやっていくことに努めてまいります。

【坂本(浩)委員】そういう状況です。

今日出されている補足説明資料、事件事故の推移ということで認知件数、検挙状況等が報告されています。これを見ると、先ほどもサイバ

一犯罪の関係がありましたけど、これも若干増えているような状況です。全体的にはストーカーとかDV、特殊詐欺ですね。

特に特殊詐欺は長年言われてきていたんです。これはまさにコロナ禍の関係だろうと思うんですが、架空料金請求だとか還付金とか、そういったものが増えていると。それから生活経済事犯、こういうのが総体的に、今あった刑法犯の認知件数を押し上げているんじゃないかというふうに思います。そういう認識でよろしいんですか。これはもう資料で出されていますから、大体そういう認識ですよ。という理解でいいですか。認知件数が増えているという現状ですよ。

【宮下生活安全企画課長】委員ご指摘のとおり、一般犯罪含めて特殊詐欺、人身関連事犯、件数的には増えている状況とご理解をいただければと思います。

【坂本(浩)委員】それで、今後の課題ですけども、もらっている資料で令和3年度の事務事業の評価だとか、あるいはチャレンジ2020の施策評価の調書にそれぞれ書いてあるんですが、要するに刑法犯の認知件数を押し上げている具体的な犯罪の内容がほぼ特定できているんじゃないかなと思うんです。それに関わらず、今後の対策がちょっと漠然としているかなというのがあったものですからね。

例えば、令和3年度の事務事業評価の一覧表の1ページ、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進というところに6項目の改善項目があるんです。そういうのを見ると、特殊詐欺をはじめとした各種犯罪に対する県民の抵抗力の強化とかですね。

あるいはチャレンジ2020の施策評価の調書で、今後の取組方針というところに、達成状況

の分析と、こういうことをやってきましたというのはそのとおりだと思うんですけども、今後の取組方針に、心に響くような情報発信とかですね。まさにそういうことをしていかなばいかんんじゃないかなと思うんですけども、今後の課題あるいは方向性として、そういうのもう少し具体的に検討されているのかどうか、そこら辺、言える分だけでいいんですけども、教えていただければと思います。

【宮下生活安全企画課長】委員のお尋ねの事務事業の評価につきまして、当課といたしましては、一番初めに地域安全活動推進事業ということで、委員がお話しされたとおりの事業内容でやってきました。

来年、見直し区分として改善と掲げております。これにつきましては、今後、令和4年度にどうつなげていくかというところでございますが、一つはコロナの情勢が厳しかったことで、先ほども触れましたように、いろんな活動が制限されて、チャレンジ2020の前計画の目標として私どもが掲げておりました安全・安心の講話の受講者数、令和2年に15万人を目指していたんですけど、半分の7万2,000人ほどしか実施できなかった結果が出ております。

そういうことも踏まえまして、今後、あらゆる機会を通じて、幅広い広報媒体を利用し安全・安心に関する情報発信を行うということで、今後もコロナの情勢がどうなるかわからない状況ではありますが、心に響く情報発信活動を推進していくということです。また、特殊詐欺対策もいろいろやっておりますが、本当に津々浦々の県民の心に響くような、腹にすんと落ちるような情報発信を、様々な手法を用いて推進していきます。このように事務事業の方で見直しを図って、今後そのように進めたいと思っ

ているところでございます。

【坂本(浩)委員】 それはそのとおりなんですけど、もう少し具体的なことをやっていかんばいかんとじゃないかなと思います。

例えば先ほどのサイバー犯罪では、県立大学への派遣だとか、91.4%の皆さん方の初級検定とか、具体的にそういうことをされていると思うんです。

特に、先ほど申し上げましたように刑法犯の認知件数を押し上げているのが、具体的に人身事案だとか、あるいは特殊詐欺だとか出ておりますので、今言われた心に響く情報発信等々はコロナ禍でできなかった部分はあろうかと思うんですけれども、それはそれでコロナの状況を見ながらやってもらっていいんじゃないかと思うんです。

具体的に、例えば特殊詐欺だったら撃退器がありますよね。ああいうものをもう少し普及するとか、使いやすいようにするとか、そういうのを県と各市町自治体と連携してやるとか、そういったことをやっていかないと、特に特殊詐欺とかストーカー、DVというのは、サイバー犯罪じゃないですけど、巧妙さを増してくるんじゃないかと思うんです。そういう現状認識をしっかりと捉えていただいて、より具体的に、安心、安全のまちづくりのために警察としてもぜひ役割を発揮していただきたいと、そういう思いで質問しておりますので、よろしく願いします。

【宮下生活安全企画課長】 特殊詐欺対策に関して、付け加えて説明させていただきます。

今年は特殊詐欺が急増したということで、危機感をもっております。新たな対策といたしまして、特に、高齢者がATMに誘われて騙されてしまう還付金詐欺対策として、ATM付近で

の携帯電話の通話を自粛することを、社会のマナーとして定着するように「STOP! ATMでの携帯電話」運動を、財務省の福岡財務支局と、その管轄の福岡県と佐賀県と長崎県で連携しながら、今月から3県合同で展開しております。

さらには、特殊詐欺、振込被害に遭うということで、ATMでの振込みの年齢制限についてです。現在70歳以上で過去3年間にATMでの振込みをしていない場合はゼロ円から1,000円と、降り込んでも1,000円までという制限がかかっております。

この前、金融機関の皆さんと連携会議を開催いたしましたして、特に60歳から69歳に被害が続出しておりますので、60歳以上のATMでの振込みを制限していただけないかという要請も行っているところでございます。

もう一つは、この「特殊詐欺」とちょっと堅苦しい呼び名かなという思いがありました。そこで、これは他県にもならうんですけど、「ニセ電話詐欺」と呼称名を来年から変えていこうと、キャッチフレーズ的に皆さんで話ができるようにということですね。そういうふうな新しい取組も今後やって、来年につなげていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。ぜひ効果的で、なおかつ具体的な取組をよろしく願います。以上です。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時52分 休憩

-----  
午前11時52分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

-----  
午前 11時53分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】 それでは、会議を再開します。

【松尾運転免許管理課長】 午前中に石本委員からありました、自主返納後の運転経歴証明書関係の質問につきまして、付け加えて説明させていただきます。

午前中、結論再発行できますとお話しましたが、その詳細につきまして説明させていただきます。自主返納した後、警察から取消通知書が発行されます。これについては再発行できません。ただ、運転経歴証明書については、再発行ができますので付け加えて説明させていただきます。以上でございます。

【大場委員長】 議案外所管事務一般について、ほかにご質問はございませんか。

【宮本副委員長】 私の方から端的に質問させていただきます。議案説明資料の3ページ、人身安全関連事案の取組状況についてというところです。午前中に説明がありまして、坂本(浩)委員からも若干質問がありましたけれども、私からも、ちょっと確認の意味を込めて質問いたします。

令和3年度1月から9月末まで、ストーカー事案の受理が、前年比57件の増加となっています。併せて配偶者暴力事案の受理件数も対前年比40件増加となっています。ストーカー規制法に基づくものについては42件、暴行傷害等38件となっています。

私が、ちょっとどうかかなと思ったことがあって。これは私が推測するところですけど、年末は世間も慌ただしくなってきた、社会情勢も慌ただしくなってきた、人の気持ちもいろいろ不

安定になる要素が増えてくるんじゃないかなと考えていて、例年、年末に向けてこういう事案が増えているんじゃないかなと、ストーカー事案、配偶者暴力事案、暴行傷害事案が年末に向けて増えるのではないかと考えるんです。これらの被害件数の年末における推移を、まずは確認をさせていただければと思います。

【宮崎人身安全対策課長】 DV、ストーカー事案等の過去5年間の受理件数につきまして、その推移を確認いたしました。その結果、年末に大きく増加したり減少したりということはございません。年間を通じて波があるというような状況でございます。

【宮本副委員長】 私の推測がちょっと誤っておりました。

ちなみに、これが1月から9月までで前年と比べると増えているのは、コロナ禍でステイホーム、外に出るのが減った、家にいる時間が長くなった、おうち時間が多くなったことが要因と考えられるのか。この増加している原因はどのようにお考えでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】 令和2年、令和3年と人身安全関連事案については増加しております。やはりステイホーム等で男女が一緒にいる時間が増えたことによる影響も遠因としてはあるのではないかと推測しております。日々の取扱いを見て感じるところは、マッチングアプリやゲーム等、SNSを通じて交際や結婚、その後、浮気や性格の不一致等を原因として別れ話となってトラブルに発展するという傾向にあります。その際、お互いでは収集がつかないということで警察に通報するというパターンが増えているという状況でございます。

【宮本副委員長】 全国的にもこういったニュースをよく耳にするところでもあります。増加して

いることから見て、今後いかに防ぐかとなるんでしょうけど、今、講じていらっしゃる対策、そしてまた今後こういったものを行う予定というような対策がありましたら教えていただけますか。

【宮崎人身安全対策課長】人身安全関連事案につきましては、発生時期に関係なく、年間を通じて対応している状況でございます。何よりも被害者の方、そのご家族の方の身体の安全が最優先と考えておりますので、被害者の方々の意向を踏まえつつも危険性の判断を行いまして、避難措置等の初期的な保護対策をはじめ、その後の経過確認を一定期間行いまして、再被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】わかりました。県内でもストーカーによる大きな事件が起きていますので、再発防止、そして相談者からのお声には真摯に向き合っていただきたいと再度要望させていただきます。

もう1点です。前回の委員会でも質問いたしました、佐世保のひうみ町の件です。佐世保市に新しいまちが完成しまして、12月1日から開始いたしました。国道も様変わりしまして、信号機も付きました。

まだ8日しかたっておりませんが、前回も確認したんですけど、ひうみ町は佐世保警察署の中で日宇交番が担当であるということで、巡回連絡業務というのがあろうかと思えます。最終的にひうみ町は約600世帯になります。今、どのくらいになっているのか、そしてまた、果たして日宇交番の人員体制で巡回連絡業務が適度に行われるのかどうかというのがちょっと不安なところなんです。今後のひうみ町における巡回連絡業務についてお尋ねをいたします。

【塩崎地域課長】地域警察活動に関するご関心

であるとかご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほどのご質問にありました佐世保市のひうみ町は、12月1日に新設をされているところでございます。商業地区も含めまして約600世帯が入る予定になっておりまして、少し前のデータではございますけれども、今月中に約20世帯近くは入居の見込みとのお話が入っております。

我々の方でも、管轄の佐世保警察署、日宇交番、それから自動車警ら隊、いわゆるパトカーですね、これらで、現在工事中で確実に進捗をしているところですが、この進捗状況につきましては、適宜パトロールを行いまして現状を確認しているところでございます。

今後、恐らく600世帯が入ってくるころではございますけれども、今の段階では、現状持っている日宇交番の世帯数にひうみ町が加わりましても、他の県下全体的な交番もしくは駐在所で担当している世帯数と、そう大きく変化はございません。

世帯数だけを見ますとそうでございますが、今後、例えば事件とか事故とか、その他いろいろな犯罪情勢も含めた周囲の情勢を勘案しまして、今の体制では足りないというような状況に発展しました場合には、その辺も含めまして、こちらの方で適切に、体制の強化であるとか、そういったところは図りたいと考えております。

【宮本副委員長】確かに一気に600世帯増えるわけではありませんで、今から徐々に増えていくということですので、増加した状況を見てご対応いただければと思います。

交通渋滞も今のところはないようで、そういった危険性とかいろんなお声を聞きましたら、ご対応をよろしく願いいたします。以上です。

【田中委員】私からもちょっと、確認を含めて、

信号機の設置要望について、実態をお聞きしたいと思います。

先般の委員会でも一度、信号機の話をしていただきましたが、ちょうど予算編成の時期になるわけですので、来年度からどうなるのかなという感じも含めて、現状の実態と、できますなら、ここ2年ぐらいの実績、新規の信号機の設置の実績と、改良等の要望があって変更した実績を聞かせていただければと思います。

【澤村交通規制課長】信号機の要望等の実態ということでお答えいたします。

信号機の設置につきましては、まず、警察署で受付を行われますが、その総数は県下で年間100件ぐらいございます。

その中で信号機設置の要件等を吟味して、要件に満たないものにつきましては、その旨を伝えて、ほかの方法で安全を図ることにしております。

それ以外の道路環境が整っているとかなという部分につきましては、本部の方に報告が上がります。その数が、平成30年から令和2年までの3年間では10件ございまして、このうち6件については既に設置、1件につきましては今年度末の設置予定であります。残り3件につきましては道路改良等が必要でありまして、そのような条件が整い次第、設置を計画するというところでございます。

次に、新規の信号機の数でございますが、昨年は6基を設置しております。うち、要望に基づくところが1基でございます。

改良でございますが、すみません、休憩を願います。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

午後 1時43分 再開

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【田中委員】思ったよりも昨今は少ないのかなという気がするんですよ。最終的には、10基要望があって6基実現したという話ですけども、10基しか上がってこないというのに、ちょっと私は不信感を持つわけですけどね。現場の警察署に行くと、意外と理解していただくのもあるんですが、本部にはあまり上がってきていないのかなというような感じもします。

ただ、日宇のバイパスの信号機の設置、ひうみ町ですか、本当にびっくりしたというか、信号機ができて、あらっと思って、立派な信号ができたなと思って。

本当に様変わりしました、あそこはね。団地の入り口、住宅団地の入り口よりも卸団地の入り口としても利用できるものだから、本当に様変わりしたなという感じがするんです、信号機一つでね。

私も、過去というか今もそうですが、いろいろな地元からの信号機についての要望があって、解決した記憶もあるんですが、昨今たまっているものだけ申しますと、新規で言うと、針尾地区というのがあるんです、早岐署管内で。無線塔の入り口の信号機です。昨日、たまたま西日本新聞に、無線塔の価値というか役割についてのちょっとしたコメントが写真付きで載っていました。無線塔の入り口の信号機が欲しいと。

それから、隣の江上地区で言うと、ポリテクセンターというのがあるんです。あそこのグラウンドと体育館が今、地元委託になって、地元が使っているけれども、出入りがしにくいので、信号機が欲しいという話。

それから、針尾バイパスでいいますとカーラ

午後 1時43分 休憩

ランチ、結構大きなカーランチ、車の販売をやっている、あそこの入り口が危ないんですよ。しかし、今まで、バイパスには信号はできないんだよという話が伝わっていて、バイパスには信号は無理なのかなと。しかし、日宇バイパスには今度新しくできたものだから、また地元では、カーランチの入り口が再燃するんじゃないかという感じを持っています。

また、変更でいいますと、押しボタン式の横断歩道用の信号が結構あるんです。これはこれとして横断には必要だから。ただ、そこに三叉路的に合流する路線がありまして。例えば国道35号線でいいますと、三川内山から合流する押しボタン式の信号があるんですけども、途中に鉄道が入るものだから、危ないんですよ、押しボタン式ではね。

それから、宮に無窮洞という観光施設があるんですけど、ここの入り口も押しボタン式になっているから、出入りがちょっと。歩行者はいいわけですけどもね。

それから国道202号、宮の浦町への入り口、ここは4車線になって出入りがしにくい。特に右折する時に、2車線を見過ごして、先の2車線の動きも見ながら入り込まなきゃいけないというので、信号機が欲しいなという話がある。

一番は、無線塔のところですけども、これは地元からの要望というよりも、佐世保市からの要望が来ているはずなんですよ。過去のいきさつを言いますと、平成21年に広域農道が完成した時に要望があった。その時には先送りになったけれども、それから12年です。

佐世保市は2年ごとに市政懇談会というのがあるんですよ。針尾地区の市政懇談会では、いつも一番にこの信号機の設置が上がる。平成25

年、平成29年、令和元年、その都度、「県と相談します」、「県警と相談します」という回答になっているんだけど、間違いなく佐世保市から要望が上がっていると思うんだ。12年たっても解決しないというのは、どういうことなんでしょうか。いきさつをいま一度確認しておきたいと思います。

【澤村交通規制課長】先ほどお尋ねの件についてお答えします。

昨年度設置した信号機6件のうち、要望に基づくところは2件でございます。今年設置予定の6件中、要望に基づくところが1件でございます。

それと信号機の改良につきましては、撤去なども含めて58件ありまして、うち要望に基づくところが36件となっております。

続きまして、針尾の話でございますが、佐世保市針尾東町の信号機要望箇所につきましては、本年7月に、田中委員の働きかけによりまして、地元住民の方と佐世保市、県北振興局及び県警による現場実査を実施したところであり、その際、現況では信号機設置困難な理由と、交通実態の変化に応じて設置を検討する旨、警察の立場を説明させていただいております。

その後の現地の交通の状況について、警察本部、警察署においても随時調査を実施しているところでございます。12月に入りまして3度、警察署の方で調査を実施しておりますが、針尾無線塔に至る農道の交通量が大幅に増加するなどの交通実態の変化は見られません。

そこで、引き続き現場の交通状況の把握に努めるとともに、今後、針尾送信所への観光客の増加などにより交通環境や交通実態が変化した際は、改めて道路改良を含め信号機の設置を検討することとしておりますので、この点はご了承

解願います。

それと佐世保市からの要望があっているのかという内容で、警察署の方に確認しましたら、一昨年、令和元年8月に、佐世保市農林整備課から、住民から要望が上がっているということまで話っております。設置できない理由についてお尋ねがあり、信号機の設置基準とか警察としての必要性の判断、それと信号機の移設などについて質問がっており、それぞれ回答をしているところでございます。

【田中委員】 10数年もずっと地元からの、地域の要望のトップにこの問題が出てきて解決できないというのは、佐世保市にとっても大変なことなのでね。私も佐世保市も大変だなと、要望を受けて解決できないわけだからですね。

それから、調査の結果をもう少し我々にも知らせしてほしい。もし調査をしたのであればですね。

観光バスが相当入っていると。コロナの関係がちょっとあるので低調ですが、平成25年、平成26年のころ、観光バスが相当入った実績があるんです、あの無線塔に。3本の無線塔があるわけです。そういう実績等々を見れば、常識的には信号機の必要性があると私は現場でも判断したし。

いろいろ付帯条件があって、改良しなきゃいかん問題があるとすれば、それは的確に指示してもらえれば、県の土木部も対応すると私は思うんですけども、そこら辺の横の連絡はどうなんでしょうか。我々が土木にお願いするのか、県警の方で横の連絡はとっていただいているのか、土木部との関係ですね。

私も、両側を少し改良しなきゃいかんなど、歩道も少し造らなきゃいかんなどという話はあった。土木部はやりますと言うんだけど、はっきり言うと、信号ができてからやりますとい

うのか、県警の方は、ちゃんと付帯施設をやってからじゃないと信号機は付けられないよということなのかですね。ここら辺が何となく、どっちが先かというような話があるような気がして、私は見ているんですけどもね。

しかし、私が言いたいのは、10数年かけて、あの針尾地区という2,000数戸の町内の要望の第1番目にいつも上がっていると、市制懇談会で。それが解決できないとなると、私は自分自身の県の軽重を問われているなと思って、私は若干しつこく、この問題を取り組んでいるんですけどもね。再考方を、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 1時54分 再開

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

では、引き続き、出納局及び各種事務局関係の審査を行います。理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

再開を午後2時10分とします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時 9分 再開

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係

の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案の説明をお願いいたします。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、目、一般管理費2,503万円の減を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、監査事務局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】同じく議案説明資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、目、事務局費1,263万2,000円の増などを計上いたしておりますが、これは給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして監査事務局関係の説明を終

わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、人事委員会事務局長より予算議案の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

議案説明資料の3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、目、事務局費108万9,000円の増を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、労働委員会事務局長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じく議案説明資料の4ページであります。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、目、事務局費75万4,000円の増を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、議会事務局長より予算議案の説明をお願いいたします。

【松尾議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で、目、議会費131万7,000円の減、目、事務局費1,251万5,000円の減を計上いたしておりますが、これは議員報酬及び職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

それでは、人事委員会事務局長より所管事項の説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項について、ご報告をいたします。

総務委員会関係議案説明資料及び「追加1」と記載されている資料でございます。どちらも1ページをご覧ください。まず、追加1と書かれていない方でございます。

職員の給与等に関する報告及び勧告についてであります。本委員会は、去る10月7日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は記載のとおりであります。

次に、追加1の資料をご覧ください。

令和3年度県職員採用試験についてですが、9月以降、順次、「短大卒業程度」、「高校卒業程度」、「就職氷河期世代を対象とした選考試験」、「障害者を対象とした選考試験」の各試験を実施し、12月6日までにそれぞれ最終合格者を発表いたしました。また、警察官類（男性・女性）[第2回]及び警察官類（男性・女性）の各試験の実施状況及び合格者発表予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の

報告を終わります。

【大場委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明をお願いいたします。

【岩村会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年9月から10月までの実績は、記載のとおり8件となっております。

また、それぞれの入札結果につきましては、3ページから10ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【大場委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】人事委員会に1点お尋ねいたします。

先ほど、議案外の所管事項の説明でありましたけれども、10月7日に、職員の給与等に関する報告及び勧告が出されました。この給与勧告のポイントについては、月例給の改定なしということと、ボーナスを0.15月分引き下げることとでありました。

通常なら、この11月定例会に条例の改正等々

が出されるはずでありますけれども、人事院の勧告が8月に出されて、国の方針が、年明けて来年6月の期末手当で調整をするということになったものですから、県もそういうふうになっているようです。いわば、人事委員会の勧告が年度を越して実施といたしますか、調整をされることになっているようです。それについて、人事委員会としての認識といたしますか。

本来なら今年度中の実施が通常でしょうけれども、年度を越すというのはそうないのかなと思ったものですから、そこら辺についての認識をお聞かせください。

【田中職員課長】人事委員会の勧告を受けて、その内容をどのように給与に反映させるかという決定は知事においてなされ、最終的には議会において、給与条例の改正についてご審議、議決いただいて決定することとなっております。

期末手当の引下げを行う場合、基本的には年度内に引き下げに相当する額の調整を行うものと考えられ、10月の人事委員会勧告では、令和3年12月期の期末手当で調整することを勧告しております。

しかしながら、本年11月24日付で総務副大臣から、各都道府県の知事、議長、人事委員会委員長等に宛てて発出された通知によれば、国家公務員の期末手当の引下げについては、「政府において、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮して、引下げに相当する額は令和4年6月の期末手当から減額することで調整された」とのことです。

また、同通知では、地方公務員の給与改定について、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対

応することが要請されております。

12月期の期末手当の改定見送りは、このような状況を踏まえ判断されたものと考えており、人事委員会としては、やむを得ないものと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。人事委員会から勧告が出された分については、県が方針を出して議会が議決するという流れになっていると思うんですけども、国の方針が、今るる説明があったとおりです。

過去に、こうした人事委員会の勧告が年度を越したというのは、ありましたかね。

【田中職員課長】過去におきましては、例えば平成19年に、管理職手当受給職員の期末勤勉手当の引上げが見送られたという事例はございますが、年度を越えて先送りされたという事例はなかったものと認識しております。

【坂本(浩)委員】わかりました。内容については、また総務部にお尋ねをしたいと思います。

【大場委員長】ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時22分 休憩

-----  
午後 2時22分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時23分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月10日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時18分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	大場 博文 君
副委員長(副会長)	宮本 法広 君
委 員	田中 愛国 君
”	浅田ますみ 君
”	山本 啓介 君
”	近藤 智昭 君
”	坂本 浩 君
”	宮島 大典 君
”	石本 政弘 君
”	饗庭 敦子 君
”	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	浦 真樹 君
企 画 部 政 策 監 ( I R 推 進 担 当 )	吉田 慎一 君
企 画 部 政 策 監 ( 次 世 代 情 報 化 推 進 担 当 )	三上 建治 君
政 策 調 整 課 長	黒島 孝子 君
政 策 企 画 課 長	陣野 和弘 君
I R 推 進 課 長	小宮 健志 君
次 世 代 情 報 化 推 進 室 長	小川 昭博 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【大場委員長】おはようございます。それでは、委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料 企画部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で3億3,821万7,000円の増、歳出予算で734万3,000円の減を計上いたしております。

この歳入予算の内容は、他部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

また、歳出予算の内容は、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料 企画部」をお開き願います。

県政150周年記念事業の展開について。

今年は、1871年に長崎県が誕生してから150周年の節目の年に当たるため、県では、これを記念した様々な事業を展開しているところであります。

まず、若い世代の方々が本県の明るい未来について考え、夢や希望を持っていただくきっかけとなるよう、県内の小・中・高校生を対象に長崎県の未来をテーマとした絵画・作文コンクールを実施するとともに、本県の概ね十年後の未来像と、それを実現するための政策提言を広く募集し、優れた作品や提言に対して、去る11月14日に県庁舎で開催した記念イベントの中で、表彰を行ったところであります。

また、11月以降、長崎歴史文化博物館において、「本県の150年の歴史を振り返る」をテーマに、現在の長崎県に至る道程を回顧する講演会や、本県の近代を代表する人物にスポットを当てた企画展を開催するとともに、離島を含め県内5地域の会場を巡回しながら、県政150年間の主な出来事や今後の未来像に係るパネル展を実施しております。

県といたしましては、こうした事業の推進を通して、県民の皆様が、改めて本県の歴史を再認識し、これから変化していく「まち」の姿や明るい未来を共有できる契機となるよう、引き続き取り組んでまいります。

長崎県SDGs登録制度について。

県内企業等におけるSDGsの主体的な取組を促進し、企業等の持続可能な成長と価値の向上を図るため、去る11月に、「長崎県SDGs登録制度」を創設いたしました。

本制度を通じて、登録企業等をホームページで公表・PRするなど、取組を「見える化」することで、さらなる波及、加速化を図りたいと考えており、現在、今年度中の登録を目指し、1回目の募集を行っているところであります。

今後とも、県民の皆様や企業等に対し、本制度等を活用しながら、SDGsの目標達成に向けた普及促進に努めてまいります。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

IR区域の整備については、来年4月が期限となっている区域認定申請に向け、有識者会議等のご意見をお聞きしながら、設置運営事業予定者と共同で区域整備計画素案を作成したところであります。

計画素案には、設置運営事業予定者から提案された事業基本計画を踏まえ、IR区域に整備する各施設の機能及び規模のほか、IRを拠点とした広域周遊観光の促進やギャンブル依存症対策などの施策を盛り込んでいるところであり、今後、県議会のほか、公聴会の開催等により県民の皆様のご意見を伺いながら、検討を重ね、本年度内の計画作成を目指してまいります。

また、去る10月21日、22日に開催された九州地方知事会議及び九州地域戦略会議において、本県から、設置運営事業予定者の提案概要について説明を行うとともに、九州IR推進協議会や九州地方依存症対策ネットワーク協議会など、「オール九州」による活動状況について報告を行いました。

さらに、去る11月22日には、カジノオーストリアの参加のもと、第3回九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会が開催され、IR候補地の周辺地域における安全・安心の確保並びに快適な生活環境の整備に向け、依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策等について具体的な協議が行われたところであります。

県といたしましては、今後とも、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深めながら、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

施策評価の実施について。

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実

施いたしました。

今回の施策評価は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が令和2年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる10の基本戦略を構成する43の施策と6つの政策横断プロジェクト及び7つの地域別計画について、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施したものであります。

今回の施策評価全体の結果につきましては、計画に掲げた数値目標250項目のうち、計画期間5年間を通して評価可能な実績のなかった2指標を除き、目標達成が102項目、達成率90%以上である概ね達成を含めると152項目であり、全体の約6割となっております。

なお、令和元年度まで概ね順調だったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため未達成となった指標が25項目あり、影響がなければ概ね達成以上となったと仮定すると、7割程度が達成及び概ね達成となることから、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなったと考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症以外の要因で未達成となった指標もあり、それらについては、個別に要因を分析したうえで、長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025において、引き続き取組を推進してまいります。

次に、企画部関係につきましては、主に「戦略10 にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する」に取り組んだ結果、クラウド環境を民間に提供することによるドローンなどを活用した新サービス創出に向けた研究の深化や、オープンデータ化やデータ利活用の推進、医療情報ネットワークの機能強化による県全体での医療情報共有、さらに行政内部においては、テレ

び会議の活用による業務効率化などが図られています。

今後の対応方向としましては、本県における Society5.0の実現に向けて、地域や民間の方々  
が抱える地域課題を明らかにするとともに、県内外の企業などが有する技術やサービスとのマッチングを積極的に推進し、ICTを利活用した地域課題解決や地域振興、新たなサービス創出による産業振興を図りながら、民間や行政におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、社会全体のデジタル化を目指していくこととしております。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、個別計画等において、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について。

地方創生に向けた令和2年度から令和7年度までの具体的取組等を示す「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業のさらなる改善等につなげるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、外部有識者の方々のご意見もお聞きしながら、令和2年度における事業等の評価・検証を行っております。

進捗状況につきましては、全113項目のKPIのうち、現時点で実績の把握が可能な95項目で見ると、約46%となる44項目が令和2年度の目標値を達成しておりますが、約25%の24項目がやや遅れ、約28%の27項目が遅れとなっております。

主な基本目標では、県内高校生の県内就職率は目標値を達成する一方、県内大学生の県内就職率は、増加に転じたものの目標を達成するこ

とはできませんでした。

また、企業誘致等による雇用創出は、累計で目標値を達成する一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光消費額が減少し進捗が不十分な分野も見られる状況にあります。

加えて、県内への移住者数は順調に推移し、転出超過数は前年度よりも改善しておりますが、社会減の改善には至っておりません。

次に、企画部につきましては、総合戦略に掲げる基本的方向のうち、主に「ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化」や「しまや半島など地域活性化の推進」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証等を実施いたしました。

このうち、「しまや半島など地域活性化の推進」については、九州地方知事会及び九州地域戦略会議における九州各県等との連携により、九州・山口地域の移住者数の増加につながっております。

次年度に向けては、今回の検証結果を踏まえ、また、県議会でのご議論をいただきながら、施策の充実・深化や量的な確保、足らざる取組の追加・拡充を図るなど、人口減少対策への取組を強化してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【黒島政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明い

たします。

資料の1ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、1ページから10ページまで、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域協議会が1ページから9ページまで、10ページの五島市からの要望の3件となっており、それに対する県の取組につきましては、記載しているとおりでございます。

次に、11ページからは附属機関等会議結果報告でございます。

9月から10月までの実績は、九州・長崎IR区域整備推進有識者会議及び長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会の2件でございます。その議事概要につきまして、12ページ、13ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【大場委員長】次に、IR推進課長より補足説明を求めます。

【小宮IR推進課長】九州・長崎IR区域整備計画素案につきまして、説明をさせていただきます。

お手元に補足説明資料が3種類あるかと思っております。1つが総務委員会補足説明資料（IR推進課）、A3版のカラー刷り両面でございます。こちらは九州・長崎IR区域整備計画素案の概要版で、今後、県民の皆様や経済界の皆様へ説明する際に用いていきたいと考えております。

もう一つは、A4横のパワーポイントカラー刷りの63ページものの資料、こちらが「九州・長崎IR区域整備計画素案」といたしまして、今回説明をさせていただく資料でございます。

それからもう一つ、観光庁から示されております区域整備計画に係る様式集も、委員の皆様のお手元に配付をさせていただいております。こちらは、先ほど申し上げましたの資料、素案の内容を、この観光庁から示されました様式に基づいて作成をしていくということで、こちらは1ページおめくりいただきますと目次、要求基準に係る様式とか、評価基準に係る様式がございます。今現在、47ページの構成になっておりまして、それぞれの様式に最大のページ数の制限がありますので、最大で約200ページの区域整備計画になる予定でございます。最終の3月議会等において、こちらを議案として県議会にお諮りをしてご議論をいただくという段取りでございます。

それでは、お手元に補足説明資料の区域整備計画素案をご用意いただきまして、時間もございませんので簡潔に説明をさせていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。

これまで長崎県といたしましては、右下にございます「R2.6 区域整備計画骨子（行政部分）」といたしまして、主に県、佐世保市が担う行政部分について計画を取りまとめて、令和2年6月定例会以降、県議会総務委員会、または特別委員会において説明をさせていただいたところでございます。

今回、設置運営事業予定者が決定いたしまして、11月に事業基本計画の提出をいただきました。この区域整備計画骨子（行政部分）と、IR事業者に提出いただきました事業基本計画を併せまして、赤の点線で記載しておりますとおり、今回11月定例会に区域整備計画素案といたしまして説明をさせていただく状況となっております。

次に5ページをお願いいたします。

5ページ左側に区域整備計画に記載すべき10項目がございます。それと、公平・公正な公募手続の内容、県議会における議決の内容、こういった資料を併せまして国へ提出してまいります。

今回は、で記載しております事業の内容、事業基本計画について事業者から提出がありましたので、こちらを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、行政部分の内容を再度確認いたしたいと思っております。6ページをお願いいたします。

区域整備計画の意義及び目標でございます。外的要因の上に記載しておりますとおり、世界最高水準のIR導入による地方創生の実現、また国策への貢献ということでございます。

内的要因が、中ほどに記載しておりますが、九州・長崎の5つの政策課題、それから5つのポテンシャル、こういったものを併せまして、良好な観光市場、IR導入に向けた合意形成を踏まえまして、下に記載しておりますとおり国策への貢献につなげてまいりたいと考えております。

次に7ページをお願いいたします。

これまでIR区域は31ヘクタールと説明してまいりました。カジノオーストリアから、ハーバー等の一体開発の提案がなされております。このハーバーの敷地約1ヘクタールを加えまして、最終的にIR候補地といたしましては32ヘクタールということで改めて整理をいたしております。

8ページをお願いいたします。こちらは前回の説明と内容の変化がございませんので、説明は割愛をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

IR整備法で規定されております納付金等の用途について記載をいたしております。右下に、納付金及び入場料納入金の用途に関する考え方ということで5項目、整理をいたしております。観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進及び文化芸術の振興、離島振興、九州・長崎の課題に対する施策、こういったものに財源を充当していきたいと考えております。

次に12ページをお開きください。12ページからは、IR事業者から提案がありました事業内容について説明をいたします。

まず、コンセプトでございます。「Accept, Devise, Creation 様々な文化を受け入れ、融合し、新しい価値を生み出す街」ということで、九州・長崎が持つ歴史、文化、そういったものを、新しい価値を生み出す街ということで提案をいただいております。

13ページに、長崎県が抱える課題に対しての具体的な貢献内容について、貢献のからまで説明がございまして。

まず、貢献の、に対する施策といたしましては雇用者数、施設内での雇用者数が約1万人、IR開業に伴う雇用誘発効果といたしまして約3万人、来訪者数が年間約840万人、経済波及効果が年間約3,200億円、県への納付金が年間約300億円という提案でございまして。

次に14ページをお願いいたします。

九州・長崎IRの実現のためには、信頼性と継続性が最重要ということで、有害な影響の排除及び徹底したコンプライアンスの確保につきましては、贈収賄防止マネジメントシステム、あるいはコンプライアンスマネジメントシステムの活用を提案されております。

15ページをお願いいたします。

IRを構成いたします様々な施設につきまし

て、どのような国内企業が参画しているかという表でございます。現時点におきましては企業の実名を説明するには至っておりませんが、国際会議場、展示場をはじめ宿泊施設、懸念事項対策等については、記載のような国内の大手企業に参画をいただいております。

次に16ページをお願いいたします。

9月定例会の委員会で事業概要を説明した際と、パース図が変更となっております。こちらの詳細については、後ほどの各施設の中でご説明をさせていただきたいと思っております。

次に19ページをお願いいたします。

エリア全体の配置図でございます。まず左側の縦に伸びているのが県道ハウステンボス線です。上側からまいりますと、現在はJRAの駐車場となっているところに、「ロジスティックセンター」と記載しておりますのが物流センターになります。

下に降りてきますとメインゲートターミナルがございます。こちらは大型のバスターミナルを整備するという計画でございます。それから、その右下に立体駐車場、その上に旅館と旅館はなれ、その下にメディカルモールが計画されております。

右に移りまして迎賓館、ホテルヨーロッパ、その右側に教会がございます。教会から下にいきましてジャパン・ハウス、コンサートホールがありまして、右側の丸い建物がMICE施設（国際会議場、展示場）になっております。

MICE施設の上側に、口の字の3つのブロックがございます。こちらがタウンビルということで、ホテルまたはショッピングモール、レストラン、こういったものが計画されております。

それから右にまいりましてミュージアムと記

載がありますが、こちらは今現在のパレスハウステンボスです。その裏庭の位置にクリスタルタワーホテルを整備し、この一部にカジノが入るという計画でございます。

それから、立体駐車場の方に戻っていただきますと、下に3本の線があります。こちらは、現場の高低差をイメージしていただければと思いますけれども、JRAの駐車場から一番奥まで少し傾斜しております。ここが4車線道路で下にもぐっていく形になるという計画でございます。

先ほど申し上げましたように、エリア全体の面積が32ヘクタール、IR施設の延べ床面積が55万平方メートルで提案をいただいております。

次に20ページをお願いいたします。

20ページは、1号施設、2号施設と言われますMICE施設でございます。こちらは国際会議場と展示場を一体的に建設するという事で、国際会議場は最大で6,000席、その他会議場として6,000席ありますので、最大で1万2,000人収容可能という大変大きな会議場でございます。それから展示場につきましては2万平方メートルを超える面積で、この規模のMICE施設と、後ほど説明いたします2,000室を超えるホテルが整備されるのは、アジアのエリアでも屈指の規模となります。

次に、21ページをお願いいたします。

特徴といたしましては、官民一体で大規模国際会議場の誘致に取り組むことと、様々なエンターテインメント等の活用ができるような積極的な誘致、特にサブカルチャーとかeスポーツ、こういったイベントも積極的に誘致を図っていきたくて考えております。

また、浦頭国際ターミナル等もございませ

で、クルーズ船等の誘致、または九州内の企業の報奨旅行等にも活用いただけるように計画を進めていきたいとの提案でございます。

次に22ページをお願いいたします。

こちらは3号施設と呼ばれます魅力増進施設、ジャパン・ハウスでございます。こちらは主に九州または日本の伝統芸能、または歴史・文化といったものと、ICT等を活用いたしました最先端技術をミックスさせたクールジャパンなどのコンテンツ、こういった新しい魅力を提供していく劇場のほか、各フロアには飲食、物販、美術館、体験ゾーン、こういったものが整備されるという提案でございます。

23ページは、そのソフトコンテンツの一例でございます。九州の祭りやアニメ、スポーツ、ここでもeスポーツの記載がありますが、そういったコンテンツに取り組んでいきたいという提案でございます。

次に24ページをお願いいたします。こちらはJapan Square（ジャパンスクエア）、Sakura Street（サクラストリート）、こういった日本の伝統を国内外のお客様にしっかりとお伝えできるゾーンを整備するという提案でございます。

次に25ページをお願いいたします。

こちらは4号施設、送客施設と申しまして、県内はもとより九州、そして日本各地へ送客していくための施設ということで、Life-change Travel（ライフチェンジトラベル）というテーマを掲げ、九州・長崎の感動的な旅を提案するというものでございます。九十九島のサンセットクルーズや鹿児島島の縄文杉等にも送客できるような、九州各県と連携した取組につなげていきたいと考えております。

26ページは、送客施設のショーケース機能、コンシェルジュ機能、待合機能を整理いたして

おります。ショーケース機能といたしましては、五感と心に響く観光プレ体験、こういったものをこの送客施設で味わうことができるように提案がっております。

また、多言語対応のAIコンシェルジュを整備いたしまして、多くの来訪者の皆様の観光意欲を向上させる仕掛けを準備するという提案でございます。

次に27ページ、宿泊施設でございます。こちらは2,000室以上の客室を用意いたしまして、左下に記載しておりますクリスタルタワーホテル、こちらは既に名前が出ておりますが、ハイアットグループが様々なブランドを展開されるご予定と伺っております。

それから、先ほどご紹介しましたホテルヨーロッパにつきましては、昨日、ホテルザッハーが運営を検討されているという新聞報道がございました。

それから のタウンホテル、こちらはMICE施設や団体訪問客等のビジネス客向けにも価格帯を設定して展開していくという提案でございます。

それから の高級旅館は、日本の湯治文化を表現いたしました、離れの個室も用意された高級旅館でございます。後ほど説明いたしますが、医療モールとも連携を図っていきたいという提案でございます。

28ページは、6号施設と呼ばれます来訪及び滞在寄与施設ということで、先ほどの配置図にございましたコンサートホール、メディカルモール、ミュージアム等が整理をされるということでございます。

次に29ページ、カジノ施設でございますが、区画の一番奥にカジノを設置いたしまして、来訪者の視覚的分離、また動線分離に配慮をい

たしております。ヨーロッパ風の格式高い大人の社交場という提案でございます。

次に30ページをお願いいたします。

ラストワンマイル交通については、当初、トラムと呼ばれる環境配慮型の路面電車で提案をいただいておりますけれども、関係者等との調整の結果、今現在はロープウェイでの提案をいただいております。それからバスターミナルの設置、立体駐車場の整備、または区域外の駐車場の検討等も行われているところでございます。

31ページは海上交通について記載をいたしております。長崎空港とIR区域があります早岐港を海上交通で結ぶということで、約30分で運航する高速船と約70分で運航する遊覧船、2つのタイプの船舶を用意して輸送するという提案でございます。

それから早岐港区域の一体開発といたしまして、マリーナ&ハーバーについては、利用者にとってリゾート感を高めるような整備をするという提案でございます。

32ページからは、防災・減災への取組、それから人口減少対策等についての取組でございます。想定されるリスクにハード・ソフト両面から準備をするということで、警察、消防等と連携しながら、まずはMICE施設や宿泊施設、IR区域内に整備される各施設について、大規模災害発生時を想定いたしまして備品等を確保しておくということ、それから避難所等としても活用できるように準備をするということでございます。

それから、対策の4に記載しておりますとおり、顔認証システムや画像解析システム、またはドローンの活用等によって警備を行うというIoTの活用が提案されております。

また、感染症対策といたしましては、既に世界各国のIR施設で展開をされていますとおり、マニュアルの作成や世界基準のGBAC STAR（ジーバックスター）の認証獲得に向けた準備を進めるという提案でございます。

33ページにつきましては、社員寮または社宅、住宅環境の整備、それから佐世保市または周辺自治体との連携による空き家等の活用について提案をいただいております。また、朝夕の交通渋滞の対策ということで、24時間運行のシャトルバス等についても提案をいただいております。

次に34ページをお願いいたします。

地域貢献といたしまして、地元調達が可能なものは、なるべく地元調達を目指すという力強い提案でございます。また、文化醸成といたしましてはウィーン少年合唱団やフィルハーモニーの誘致、それから地元の若者との文化交流、こういったものの提案でございます。また、離島・半島地域への広域周遊等も目指しましてMaaS（マース）の開発・運用、離島へのクルーズ、こういった提案もいただいております。

それから35ページにつきましては、人材育成、公共インフラ整備への拠出、SDGsへの取組等が記載されております。

36ページはギャンブル等依存症対策について記載しております。

依存症対策につきましては、発生抑止、発生後の対応ということで、フェーズに分けて提案をいただいております。

まずは入場管理といたしまして、本人または家族からの申し出による立入り制限、それから賭け金額、滞在時間の上限設定、厳格な本人確認、こういった既に各国でされている対応を長崎においても提案いただいております。

それから事後対応といたしましては、24時間

365日利用可能な相談窓口専門のスタッフを配置して対応に当たるといった状況でございます。

次に37ページ、治安維持対策につきましても、発生の抑止、発生後対応ということで、それぞれ専門の企業と連携を図りながらしっかり対応していくということで、救護センターの設置とか、避難誘導等計画的なお客様の誘導につなげていく、また苦情処理に対する専門の従業員の設置で体制を整えていくという提案でございます。

38ページ、青少年健全育成でございます。こちら発生の抑止、発生後対応ということで分けて記載をいたしております。まずは青少年に対するギャンブル依存のリスクの理解促進に努めていくということ、未成年者はカジノへ入場できないことの徹底、苦情処理等についても専門のスタッフを置いて体制を強化していくという提案でございます。

次に40ページ以降につきましては行政部分に戻ります。こちらは既に総務委員会等において説明をいたしましたので、少し省略しながら説明をさせていただきます。

43ページをお願いいたします。

IR開業までのプロセスということで記載をしております。今は中ほどの区域整備計画を作成しているフェーズでございます。来年4月28日が区域整備計画の提出期限となっておりますので、それまでに国土交通大臣に区域整備計画を申請いたします。

その後、令和4年度中になろうかと思っておりますが、国土交通大臣からIR区域の認定を受けまして、IR事業者と県において実施協定を締結いたします。

その後、IR事業者がカジノ管理委員会へカジノライセンスの申請をいたしまして、カジノ

免許が付与されましたIRの開業ということで、今現在、2027年度中、令和9年度中の開業を目指すということで提案をいただいております。

最後に63ページをお願いいたします。

IR区域の認定をいただいた後になりますが、区域整備計画にIR開業までのステップを書く必要がございます。毎年のKPIを設定いたしまして、その達成状況について国土交通大臣へ報告するようになっておりますので、IR事業者と県で調整を図りながら、佐世保市、公安委員会、法定協議会等で協議を行いながら、実施状況報告等について、今後整理をしていく流れとなります。

この際、右側に黄色の四角で記載しておりますとおり「IR事業評価委員会」、仮称でございますが、令和4年度以降にこういった委員会の設置も念頭に置きながら作業を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。審査対象番号は78、79、84、91番です。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保など

に関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【下条委員】私からは、ただいまIR推進課長からご説明いただきましたIRについて、大きな柱としては交通対策、そしてハウステンボスとの連携についてご質問をしたいと思います。

まず交通対策ですけど、先ほどご説明でもありましたとおり、年間延べ来訪者数約840万人、単純に日割り計算して1日2万3,000人ぐらいということになって、結構多い数だなと思っております。

一部民間事業者の皆さんとコミュニケーションをとった時に、早岐の駅周辺に駐車スペースを確保して、シャトルバスで移送したらどうだろうかというような、これは公式なところではないですが、意見交換の中で聞いております。

ゴールデンウィークや休日、イベント開催時期と重なった場合に、非常に深刻な交通渋滞が考えられるんですけども、現時点で県としてどのように検討されているのか、お尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】今現在のハウステンボスへ来訪されるお客様の交通手段を見ますと、やはりマイカーでお見えになる方が多数ございます。これは県内のお客様、それから北部九州のお客様も、やはりマイカー、レンタカーを利用するお客様が多い状況がございます。

IR開業時に年間840万人という集客が見込まれますので、イベント開催時等を想定しますと相当多くのお客様の来訪が見込まれます。まずはマイカーを減らすような仕組みをどのようにするかということをお交通関係事業者とも連携

を図りながら検討を進めているところでございます。

【下条委員】マイカーをできるだけ減らして、その他の交通機関で、それは海上、陸上を含めてと思います。

いろんなハード面の設備、予算を立てて道路をつくるとかは、広域的には進めていかないといけないと思いますが、単純にスケジュールを見まして、交通手段に対してはハード面プラスソフト面の充実が必要ではないかと考えております。このあたりはいかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】下条委員ご指摘のとおり、ハード整備は一定の時間を要します。西九州自動車道の4車線化もそうですし、今、西彼杵道路も整備中ということですよ。長崎自動車道とIR区域としますと、やはり東彼杵道路の早期着工、整備というのが今後重要になってくるかと思っておりますけれども、IR開業までに間に合うかというスケジュール感もございますので、ご意見にありますとおりソフト対策が今後重要になってくるものと考えております。国、佐世保市とも連携を図りながら、こういったソフト対策が効果的なのかというところを議論を進めてまいりたいと考えております。

【下条委員】わかりました。

冒頭ちょっとお話をしたことはあくまで意見交換の場だったんですが、混雑するような区域を避けて駐車スペースを確保してシャトルバスを運用すると、これは私はIRの敷地の外の話をしています。何か総合的な駐車スペースであったり、車をなるべくなくすということはありませんけど、車に対する対応策は何かございませんか。

【小宮IR推進課長】一般的にパークアンドライドという形になろうかと思います。IR区域

周辺地に、例えば浦頭国際ターミナルの駐車場など、周辺地域の駐車場等を活用させていただきながら、そこからシャトルバスを運行するというのは効果的ではないかと考えております。

【下条委員】様々な考え方やアプローチがあると思うんですけど、シャトルバスを運用して分散させていくということで、ぜひ取り組んでいただきたいです。

私もゴールデンウィークに何度かハウステンボスに行って、とんでもない交通渋滞にあったことがあります。こういったことをなるべくなくしていくように取り組んでいただきたいと思います。

あと、海上輸送はどうですか。少しご説明もありましたけど、いかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】長崎空港からIR区域への主要な交通手段としては、海上輸送がメインになるかと思えます。今、事業者から提案をいただいておりますのが、超高速船での30分の輸送、それから少し遊覧するような70分での輸送もあります。こういった海上輸送の充実、強化というところは、長崎空港からIR区域への路線航路だけでなく、他の大村湾周辺のエリアからも海上輸送が実現すれば、IR周辺地域の交通渋滞対策にもつながるものと考えております。

【下条委員】わかりました。そのような形で、ぜひ陸路、海路で対策をとっていただきたいと思えます。

確認なんですけど、駐車スペースです。IR区域の外の話をしたんですけど、中の話って、課長はされましたか。IR区域で進んでいる状況が具体的にあれば、教えていただければと思います。

【小宮IR推進課長】先ほど説明いたしました

資料の19ページ、エリア全体配置図で説明をさせていただきます。

県道ハウステンボス線から入りまして、メインゲートターミナル、ここが高速バスや貸切バスが発着する場所をイメージしております。この下に立体駐車場とございます。この立体駐車場が、今の計画では約2,500台収容可能ということ。

それから、立体駐車場から海側に下るスロープ、4車線がございまして、戻って17ページのパース図の右側を見ていただくと、海側からの眺望でオレンジ色のMICE施設がございまして、この手前に少しアーチ状になったものが確認できるかと思えます。これが人工地盤ということで、今の地盤から約12メートルぐらいの高さで新たな地盤を造るという計画でして、この地盤の下に先ほどのスロープ、道路が入り込んでいくという設計になっております。19ページの配置図に戻っていただきますと、ジャパン・ハウスやMICEセンター、それからタウンビルディング、こういった建物の地下にも約1,500台ぐらいの駐車スペースを確保するという提案になっております。

このほか、従業員の方もマイカーで通勤されることが想定されますので、従業員の駐車場として最大で1,000台収容可能なIR区域内での駐車場の機能を確保しているという提案でございます。

【下条委員】わかりました。ざっくり言うと、2,500台プラス1,500台で4,000台ぐらいが来訪者用と、それから従業員用で最大1,000台ぐらいということですかね。わかりました。ぜひ、そのような形で交通渋滞対策、輸送対策、取り組んでいただきたいと思えます。

それともう一つ、ハウステンボスとの連携で

すけれども、国の評価基準といいますか、文章などを読ませてもらうと、今までに経験したことがないような規模の施設、コンテンツを目指すというような文章をよくみます。

今日の説明でも、MICE、ホテル、ジャパン・ハウス、コンサートホール、メディカルホール、ミュージアム、ショッピングモール、カルチャー、フードコートと、こういうふうな形でご説明を受けましたが、ハウステンボスとの連携というところで、このIR施設にとって、ハウステンボスの立ち位置はどのように県としては考えているのか、まずこのあたりをお尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】ハウステンボスは、皆様既にご承知のとおり、これまで約2,500億円の予算を投資された、国内でも有数のテーマパークでございます。国内外での知名度もある施設でございます。

通常、海外の事例を拝見すると、IRの区域内にこういったテーマパークが整備されることは多くありますけれども、既にハウステンボスというテーマパークを有していることから、新たなテーマパーク、アミューズメント施設を大規模な投資で整備する必要はないということ。

それから、既に一定のインフラ整備がなされていることありまして、比較的少ない投資規模で開発が可能であるということが挙げられるかと思えます。

また、交通の手段、先ほど委員からも交通渋滞のお話がありましたけれども、ハウステンボスの交通対策等のノウハウも、連携を図りながら進めていける状況ではないかと理解をいたしております。

【下条委員】わかりました。今のをまとめますと、ハウステンボスはIR内のアミューズメン

トパークに位置する関係性ということですかね、それで間違いはないですかね。では、そのようなベースをもって、ハウステンボスとの連携について、詳細をお尋ねいたします。

先ほどご説明にもありましたように、ホテルザッハーが運営の可能性があるということでありました。その他、迎賓館などもいろんな計画を立てられていると思いますが、このあたり、ホテルヨーロッパや迎賓館などの具体的な進捗といいますか、今、県がつかんでいる状況をお聞かせ願えないでしょうか。

【小宮IR推進課長】ホテルヨーロッパにつきましては、委員ご指摘のとおりホテルザッハーが、オーストリアから世界に初めて出店されるということで、非常に喜ばしいニュースであります。

それから、ホテルヨーロッパに隣接しております迎賓館も相当な予算で整備された施設でございます。こちらは、カジノオーストリアからは高級レストランを整備するという提案でございます。それからパレスハウステンボスにつきましては、美術館として再度利用するという計画になっています。

【下条委員】わかりました。

もう一つ、トラムという路面電車で輸送を計画していたものが、ロープウエーに変わったというご説明があったんですが、今言われているところはハウステンボスですよね。このあたりをもう少しご説明いただけないでしょうか。

【小宮IR推進課長】JRハウステンボス駅からの新交通については、事業者に提案を求めています。当初、路面電車（トラム）での提案がありましたけれども、周辺の道路に踏切を設置しなければならないとか、土地の利用の問題等もありまして、ハウステンボスをはじめ周

辺のホテルの皆様等、なかなか調整が難しかったところもありまして、建設のコスト、ランニングのコストが比較的削減されるロープウエーという新たな提案がございました。この間、カジノオーストリアとハウステンボスとも協議、調整をしていただいて、JRハウステンボス駅から、ハウステンボスの入国ゲートのあたりにロープウエーの乗降駅を整備するというところで調整をされていると報告を受けています。そこから、ハウステンボスの敷地の上空を通過してIR区域に終点の駅を設けるといった提案をいただいているところがございます。また、そのルートについては、メインゲートターミナルを経由するのかなど、様々な複数のルートの検討があると聞いていますので、最終の決定については、またご報告をさせていただければと考えております。

【下条委員】わかりました。ありがとうございます。交通対策を中心に、ハウステンボスとの連携についてお尋ねをしました。

ここからは要望になります。今、国の基準で、今までにないような、経験したことがないような規模のというような文言が入っております。

IR特別委員会ですかね、2年前に特別委員会で仁川のパラダイシティを視察に行きました。中には、本当に見たことがないようなプールの施設とか、壮大な歴史や文化を感じさせるようなアートが非常に多く展示されておりました。こういったものが競合相手になってくるということですので、ぜひ匹敵するような。

例えば、今ちょうど起業家の方が宇宙に行かれております。宇宙を何らか体験できるとかです。バーチャルでもVRでも、プロジェクションマッピングでも何でもいいんですけども、こういった日本的なもののプラス、今まで日本の

施設になかったような。今、私が言ったのはあくまで例ですけれども、そういったものもぜひ積極的に考えていただきたいというふうに思っております。

【大場委員長】 それでは、室内換気のために、しばらく休憩をいたします。

11時20分より再開いたします。

-----  
午前11時 5分 休憩

-----  
午前11時20分 再開  
-----

【大場委員長】 それでは委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】 まず最初に、IRに直接関係ないといえば関係ないけれども、IR構想の実現性ということには関係があるから、最初に聞くんですが。

久しぶりに先日、大交通渋滞があった、久しぶりに。いいことだとは思いますが、地元は大迷惑だ。夕方の4時くらいから8時くらいまでは、車が1台も動かない。救急車が来ようが消防車が来ようが、パトカーだって動けない、回しているだけ。大変な大渋滞だった。

なぜなら、ハウステンボスそのものの駐車場の足りないのが原因なんです、交通渋滞は。最初の頃は1万5,000台くらいのキャパを持っていたんだ。今は3分の1くらいになっているね、駐車場のスペースが。ということは、4,000台くらいかな、ちょっと見て。

それプラス、今度IRに使う、競馬のところまで2,000台分くらいかな、可能だけでも、将来IRに使うとなると、それはもう無理だから、駐車場がないことが交通渋滞の原因だったということ認識をしてもらわきゃいかん。もう絶対、駐車場を解決しなければ、IR構想なんてでき

っこない。

そうね、将来のI Rに4,000台、今のハウステンボスで4,000台として、通常で5~6,000台足りない。だから、5万坪ぐらいの用地を確保して、6・8、48、5万坪あると、乗用車で大体8,000台ぐらいとまるからね。乗用車だけの話です。貸切バスなんか来ると、また1万坪ぐらいの用地を確保しなきゃいかん。そういう駐車場の問題についての認識を、いま一度しておってもらわなければ、もう話にならない。議論できない。

この前の渋滞の話は聞いておられるだろうから、確認をしておきたいと思います。

【吉田企画部政策監】 ただいまご指摘の、11月20日土曜日のハウステンボスにおけます九州一花火大会で大渋滞が発生した模様につきましては、私も当日、現地を確認いたしました。14時ごろ、既に福岡方面から大塔インター、針尾橋交差点方向の渋滞が発生しておりました。また夜10時ごろにも確認しましたが、まだその時にも渋滞は解消しておりませんでした。

その渋滞の発生した原因は、今、田中委員は駐車場のキャパが足りなかったのではないかと、ご指摘がございましたが、ハウステンボスに確認をいたしましたところ、最盛期には周辺の駐車場を1,000台という規模で確保して、そこに流していたものを、今回、コロナの影響もあったので、それを行わなかったことが一つ。

それから、コロナ禍で他地域を含めてしばらく花火大会がなかったので、今回、予想以上のお客様が集中して押しかけたことも原因の一つであると。

またもう一つの原因といたしましては、お客様が園内に入場せず、もしくは渋滞に引っかかって入場できずに、周辺の市道に路上駐車をし

て花火を眺めていたというような原因の分析をされております。

私ども、I R整備に向けた今後の対策といたしましては、先ほど下条委員に対する課長の答弁にございましたとおり、まず周辺国・県道の拡幅、また交差点の改良を行うほか、駐車場は4,000台をI R区域内に確保して、また周辺のパークアンドライドとも組み合わせると、そういったハード対策とソフト対策を組み合わせた対応が必要であろうと考えております。

私ども、交通連絡調整会議というものを開催し、国の関係機関等にも参画いただきながら検討を進めておりますが、今後、その中で長崎河川国道事務所等の知見をお借りしながら、そういうソフト対策についてもしっかりと検討したいと考えております。

ご参考までに、今年1月、大雪の時に、事前の呼びかけによって10割の交通量を3割まで減らすことができた。呼びかけによって大雪当日の交通量を7割減らすことができたという知見があるということでございましたので、そういったご助言をいただきながら、ハード・ソフトを含めた対策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

【田中委員】 私に言わせれば、まだ認識が甘いのでね。駐車場は、現実、ハウステンボスが確保しようたって、確保しきらんよ。

というのが、今、国際大学になっている、県の福岡工業団地になっている、あそこで3,000台ぐらい確保していた。あれはもう使えない。今度も使ったんだよ。1,000台ぐらいは入ったかもわからん。無理して大学を、夜だからということに使わせてもらった。

もう一つは、東明中学校の方に太陽光になっているハウステンボスの用地がある。太陽光を

やっているのよ、ハウステンボス線の一番奥の方、東明中学校の手前のところだけだね。あそこに1,500台ぐらいとまっていた。そのほか、防衛省に売った土地でも1,500台ぐらいとまっただろうな。それから上の方はマンションになってしまった、あそこも駐車場用地として使っていたわけだ。そして今度はI Rに売るわけだからね。

この前のでいうと、4,000台の3倍の1万2,000台ぐらいのものを確保しなきゃ無理なのよ、今のハウステンボスでさえ。これにI Rが入ってくると考えれば、駐車場関係をちゃんとした形をとらなければ地元は大変だ。

もう一つは、今、ナビというのかな、車についているあれで、いろいろ小さな道まで入って来られるんだよね。私道まで入ってくるんだ、私道まで。何しろ方角をハウステンボスの方角に向かって行けばいいわけだね。

私自身も、迂回道路で自宅に帰ろうと思って行ったけど、迂回道路でさえ何ともならない、帰れない。車のランプが並んでいる。4時間ぐらい、にっちもさっちもいかない。

よくぞ皆さんは辛抱したなと思ってね。そうね、はっきりわからんけれども、2,000台ぐらい、3,000台近くは入れなくてUターンするかどうかしたんじゃないかな。路上で花火を見られたから、花火だけ見て帰ったかもわからんけれどもね。この問題をぜひ解決してもらわなきゃいかんというのが一つ。

もう一つは、こういう資料があると私は知らなかったんだ。「九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業審査講評」という資料、我々、もらわなかったからね、こんな資料は。浅田委員から見せてもらって、初めて私は、なんだこんな資料が出ていたのかとびっくりしたんだけれ

ども、この中で3点ほど聞かせてもらいたいと思う。

全体の評価は、カジノオーストリアが一番良かったというのは、読めばわかる。しかし、3者の中で一番悪いのが、(1)の の附帯事業、J Rハウステンボス駅からの新交通の問題は、3者の中で評点が最低だよ。それが選ばれて、そしてまた変更になるということで、ちょっと心もとない感じなんだ。ほかのところは27点、27点だけれども、カジノオーストリアは20点、駅からの附帯事業で極端に悪いところが選ばれている。

それから、最後の(5) I Rによる経済的というところで、「交通インフラ整備及び生活インフラ整備への協力」が、ほかの2者は51点取っているのに、カジノオーストリアは39点で極端に悪い。だから、地元の関係が極端に悪いのよ。中はいいかもわからんが、外が悪い。

私個人は、中には興味がない、はっきり言う。外なんだよ。外で迷惑をかけてもらっては困るわけだ。外の評価が一番悪いので、いい業者の案を採択するような努力をしてもらわないと。ほかの2者はいい案を出しているんでしょう、点数がいいから。カジノオーストリアは極端に悪いんだ、この2点は。附帯事業と交通インフラ整備及び生活インフラ整備の協力というのがね。極端に言うと半分ぐらいの評点、27の20、こっちは51の39。

それからもう一つ心配するのが、事業運営能力が一番悪いんだな。事業実施体制、実績、ノウハウ等が、41.4、35.9に対して30.5と一番悪い、カジノオーストリアは。そこが選ばれている。財務安定力、資金調達の確実性は2番目だけれども、これは私も中身まではわからんけれども、本当に信用してやれるのかなという感じ

でね。

全て最高点で選ばれたら、それが一番いいけれども、トータルで選ばれたということだから、それはそれで決まったわけだから仕方がないけれども、内容を見て地元対策と附帯事業が極端に悪いのは、どうにかしてもらわないと困る。見解を聞きたいと思います。

【吉田企画部政策監】 本年1月から行っておりました事業者選定に係る審査委員会の評点につきましては、1月にも公表させていただいておりましたとおり、国の基本方針、要するに各県あるいは府から出てくる区域整備計画を審査する時の国の目線をもとに、20項目に分け、総合的な観点から審査委員に評価をしていただいたというものでございますので、委員のご指摘のとおり一長一短ございまして、その結果につきまして8月に公表させていただいておりますとおり、第二次審査参加の3者につきましては697点と682.8点、それから667点と僅差でございます。一つひとつ個々に見ていきますと長短ございますけれども、トータルでカジノオーストリアが選定されたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

【田中委員】 もちろん選ばれたわけだから、一番いい案と思っではいるんだけどね。IR区域全体の基本的な整備方針というのが79点で一番いいものだから選ばれたという理解を私はするんだけど、ほかのところが悪いから。これは最高にいい、カジノオーストリアがいい。もう一つはカジノ施設の評価が飛びぬけていい。この2点は評価できるなど。危機管理体制というのももちろん評価できる点数になっている。

いいところはそのままでやってもらうのが当たり前の話で、ほかの2者よりも悪い点を取った部門についての修正というか、それをどうす

るか。企業だから、採算がとれないと言われてればそれで終わっちゃうけれども、周辺の問題とか、駅からの新交通の問題とか、ここら辺はね。

駅からの交通、これでもいろいろ考え方はあると思うよ。しかし、駅から見ると一番奥だから、どうやって運ぶかで、今度のIRが成功する、ある程度見栄えがいい、感じのいい施設になる。約半分までいかないんだな、乗用車が来るからね。3割ぐらいが駅からのお客になるんじゃないかという感じが私はしているんだけどね。

そして、これはハウステンボスと協調しなきゃできないのよ。手前にハウステンボスがあって、一番奥だから。これが一番問題なので、ここをしっかりとってもらわないといかんで、もう一度、見解を聞かせてもらおうと思います。

【小宮IR推進課長】 田中委員のご指摘もごもっともでして、3グループで二次審査を行った結果、政策監が答弁いたしましたように長短ございました。交通のところ、特にカジノオーストリアの点数が伸びなかったというのは事実でございます。この審査結果を踏まえて審査委員会から、交通インフラの整備について、しっかりと体制を強化して計画を練り上げなさいという附帯意見も出ております。

その結果、事業者選定して以降、私どももカジノオーストリアと日々協議をいたしまして、今回、県議会にお諮りする素案をまとめた次第でありますので、今、駐車場の整備の問題も含めて、田中委員からご指摘があったものも、優れた計画になるよう、駐車場の台数の整備、それから区域外の駐車場の利活用も含めて、さらに磨き上げを進めていきたいと考えております。

【田中委員】 いいところが多いから選ばれてい

る、それはわかる。幾つかはこれでわかる。しかし、極端に悪いのが地元対策的な感じがあるから、我々は地元として困るんだ。

本当を言うと、3者の中でいいところばかり取ってでき上がれば、これは立派な、大変な施設ができるなど、いいところばかり取ってやるとね。しかし、それは金が要る。金との関係で、やっぱりこの案になっていくんだろうけれどもね、資金力との関係というかな、投資する金額との関係でね。

最後にとっても、午後にまたやらせてもらうけれども、私はもう大賛成なんだ、IRは。極端に言うと命をかけているぐらい、議員生命をかけている。もう最後だから、私もね。もう本当にIRを成功させて俺の人生を終わりたいなと思っている。

地元の地元だから、私は、1キロ内にいるんだから、ハウステンボスから500～600メートルに。そこに私は77年住んでいるんだから。だから、ハウステンボスとももう30年ずっと、その前から、スタートの時からハウステンボスともつき合ってきたから、いろいろ当時あった。

工事期間中の問題があるので、ハウステンボスとの関係が一番大事なのよ。やっぱり5年ぐらひは工事期間を見なきゃいかん。その間の交通渋滞もあるし、ハウステンボスに迷惑をかけるなでやる。こっちは営業している、こっちは工事をするわけだからね、どんどん、どんどん掘り返してやるわけだ。だから、ハウステンボスとの関係を含めて、県と市とIRで相談する時には、やっぱりハウステンボスを入れて相談しなければ。

今まで、決定まではハウステンボスと接触禁止と言ってきた、あなたたちは。ハウステンボスに接触したら、だめですよということだった

けれども、もうハウステンボスを入れなきゃ、この事業は成功しないということを私は発言して、ひとまず終わりたいと思う。見解だけ聞かせてもらおう。

【吉田企画部政策監】ご指摘のとおり、隣接地に大きなテーマパークを控えており、こちらとの調整はもちろん大事でございますので、これまでも事業者決定後、何度か協議をさせていただいておりますが、今後も引き続き、ただいまのご指摘を踏まえて協議、検討を進めていきたいと思っております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【饗庭委員】それでは私も、九州・長崎IR区域整備計画素案について、ちょっとご質問をさせていただきたいと思えます。

19ページのエリア全体配置図ですけれども、先月11月18日から19日に特別委員会で現地調査をさせていただきましたが、その時の全体の配置図としたら大きく変わっていると思います。大きく変わっているのは国際会議場を含めて何点かあるかと思いますが、それが変わった理由を。

つい先日ですよ、私たちは説明を受けて、こういうふうに見えるんだと理解したところで、大きく変わるのを、県としてどういうふうに捉えているのか、お伺いします。

【小宮IR推進課長】私も、その特別委員会の視察には同行させていただいて、カジノオーストリアの担当から説明をいただきました。

饗庭委員ご指摘のとおり、当時の施設の配置計画からすると、タウンビルディングの3ブロックとMICE施設が入れ替わったような形になっております。

ここは、先ほど田中委員からのご指摘もありましたが、交通、お客様の動線、それから物品

等の資器材の搬入等ですね。MICE施設で様々なイベントをします時に、大型の車両が入ってきます。その時の動線等を考えると、MICE施設を海側ではない方がいいと、動線計画に基づいて見直しがなされたものと報告を受けております。

また、大村湾に面した一帯でありますので、宿泊のお客様の客単価について、海側に面したお部屋の料金を少し高く設定するというホテルの経営戦略からも配置を変えた方がよろしいと、この2点が主な変更の理由ということでございます。

県としての受け止めでございますが、私どもは最終的には国から認定を勝ち取るというところがございまして、当初提案をいただいた計画からさらにブラッシュアップし前進する計画の変更であれば、そこは検討し、当初の計画からの同一性があれば容認するという姿勢でおります。

【饗庭委員】よりいい方へ変わったというところはいいかと思えます。

ただ、最初に選定する時に、こういうふうにしますよということをもとに選定をしたのではないかと思うんです。それが、今後はこう変わります、こう変わりますという、選定基準がずれるのではないかというふうに危惧するところですけども、そのあたりはいかがですか。

【小宮IR推進課長】当初の計画から大幅に変更になると、饗庭委員ご指摘のとおり、提案時の計画との同一性について、懸念が生じると考えます。

我々が想定しておりますのが、例えばカジノオーストリアが提案したハウステンボスとの景観の調和とか、そういったものが全くもってヨーロッパ風ではなく、マカオとかラスベガスと

かといったようなきらびやかなものになるといったものは私どもとしても、これは提案時との計画の同一性がどうなのかと疑問にも思うわけですけども、今回の変更の内容で評価をいたしますと、二次審査でご提案いただいたものから、施設の位置の配置換えはありますけれども、提案そのものはコンセプトを含めて容認できる範囲と整理をしている次第でございます。

【饗庭委員】容認できる範囲ということで理解したいと思います。

次に21ページのところで、今後、国際会議とかエンターテインメントを積極的に誘致しますとなっているんですけども、いつぐらいまでに誘致が確認できるように県としては求めるのか、そのあたりを教えてください。

【小宮IR推進課長】今、開業時期については、最速で令和9年度、2027年度中の開業を目指すという提案を受けております。このMICE施設の様々な国際会議、イベントの主体的な誘致についてはIR事業者が担うものと理解をいたしておりますけれども、一方で私ども県として、行政として様々な国際会議、大規模な会議を誘致したいと思っておりますので、区域認定獲得後、速やかにIR・MICEの誘致支援組織を立ち上げたいと思っております。

IR開業時から逆算いたしますと、専門家からは、概ね5年から6年前にはMICEのイベント、会議の誘致に着手しないと間に合わないと言われておりますので、IR区域認定獲得後速やかに、こういった会議、イベントを誘致するかというところは、IR事業者とも調整を図りながら、令和5年度から速やかに取り組みたいと考えております。

【饗庭委員】わかりました。

その中で、国の区域認定を取るために、今が

らずとしていかれると思うんですけれども、資金調達の話とか、皆さん不安に思っておられることもあるかと思うんです。その分で県として、もちろん取るために全力をかけて行われると思うんですけど、万が一取れない場合にはどういう対処をするのかということについては考えておられるのか、お伺いします。

【小宮IR推進課長】資金調達が非常に重要な要素であると認識をいたしております。そういうことがあってはならないという覚悟をもって、IR事業者とともに区域整備計画の準備を進めているところであります。

資金調達、それからコンソーシアムの組成については、IR事業者が精いっぱい取り組んでいる状況でありますので、資金が調達できなかったといった状況にならないように、IR事業者とも連携を図りながら、県として担うべきところ、できるところを図りながら進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】その資金調達ですけれども、もちろん集めていただくようにしているということですが、それがどの段階で、県として、これで本当にいけるというふうに思うのか、資金が集まらなかったと判断する時期としてはいつぐらいになるのか、教えてください。

【小宮IR推進課長】今後予定されておりますIR整備法で規定されております公聴会等については、先ほど、資料の でお示しいたしました区域整備計画の様式集に基づいて説明をいたします。この様式の20、それから様式の21には、そういったコンソーシアムのメンバーとか、資金調達の内容を記載するようになっておりますので、この記載ができて、公聴会の開催ができ、その意見結果を踏まえて県議会に議案として提出することになりますので、2月中に公聴会

の開催ができるように整理をしたいと思っておりますし、早くカジノオーストリアからこういった資料の提出ができるように、早目、早目に準備を進めるように調整したいと考えております。

【饗庭委員】その資金調達ですが、もちろん早目、早目で。次の議会で私たちは議決するわけで、議会の直前にということではなかなか難しいかと思うんです。

今もいろんな報道の中で、お金が集まらないのではないかと報道されているのは十分ご存じかと思えます。課長のコメントとか、県庁の関係者のコメントとか、いろいろ出ておまして、その分でも本当に大丈夫なのか、ここでそのまま進めていいのだろうかという声も聞かれます。

その判断材料がなかなか私たちに見えてこないところで、議会前であっても県議会へ説明していただきたいと思っておりますし、本会議の中でお話があったかと思っておりますが、企業からの説明を9月に予定をしていたけれども、コロナでしなかったということもありましたので、そういうところは今後どのようにしていくのか、お伺いします。

【小宮IR推進課長】公聴会で県民の皆様にお示しするためには、観光庁から示された様式集にのっとり、資金調達を含め全ての様式に具体的な計画を記載することとなっております。その前には当然、県議会の議員皆様にお示しをし、説明の機会をいただいで進めたいと思っております。

9月に予定しておりました事業者からの説明会については、今後どのような機会が設けられるかというのは、県議会にもご相談をしながら、1月以降に県議会の皆様に対する説明の機会というものも念頭に置きながら進めていきたいと

考えております。

【饗庭委員】ぜひ、説明会もしていただきたいと思えます。

最後に、ギャンブル依存症を心配するところでございます。36ページにも記載されています。この中で、依存症対策は特化しているというふうに言われたかと思うんですけども、具体的にどのようにしたらというところで、例えば掛け金額を幾らぐらいなのかとか滞在時間の上限とかが明確になっていけば、そのあたりを具体的に教えてください。

【小宮IR推進課長】掛け金の上限とか滞在時間の上限とか、そういったところについては、まだ具体的な数字を手元に報告をいただいておりますので、次回、IR事業者等から説明の機会をいただける場面がございましたら、そういった詳細のところもご案内できるように、IR事業者と調整を図りたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、ギャンブル依存症対策は徹底して行っていただいて、今よりも増えることがないようにお願いしたいと思えます。

IRに関しましては、皆さんが夢と希望をもっていらっしゃる事業かと思っておりますが、不安材料だけが結構、表に出てきているので、そのあたりを県民の皆さんも心配していると思えますので、説明できるところはぜひ公開していただければと思えます。以上で終わります。

【大場委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

なお、午後1時30分よりは請願の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

この後、12時15分より正面玄関前におきまして、拉致問題の横断幕掲揚セレモニーを行いますので、会員の皆様はご参加をよろしくお願ひ

いたします。

-----  
午前 11時54分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第3号請願「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」を議題といたします。

堀江議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】請願第3号「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」、紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、カジノを中心とする統合型リゾート（IR）誘致の区域認定申請を中止していただきたいと、5つの理由を申し上げて要望しています。

その1つの理由として、IR誘致が仮に経済波及効果を期待することができるとしても、そもそも、県民が依存症に苦しみ人生や命を失うおそれを排除できない以上、IR事業は、行政が行う施策とは到底言えないと述べています。どうか、県民の声をお聞き願ひますよう、よろしくお願ひをいたします。請願には、5,202筆の署名が付記されていることも紹介いたします。

なお、請願人より、直接の趣旨説明の申し出がっておりますので、重ねてお願ひ申し上げます。

【大場委員長】この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出がっておりますが、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。なお、請願人に申し上げます。

趣旨説明は、5分以内で簡明にお願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時32分 休憩

-----  
午後 1時37分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これより、本請願に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 請願に対する質問をさせていただきます。

問題意識は私も随分と共有する部分があります。それから、9月定例会で質問した内容と、この請願の理由のところと少し重なっている部分があります。

課長の9月定例会での答弁は、10月末に事業者による基本計画が出されると、それを踏まえて、次の議会での素案の中に可能な限り盛り込んでいきたいというふうなことでありました。

それで、3点ほど質問しますが、1番目が請願理由の(1)のところ、いわゆる経済波及効果です。年間3,200億円の経済波及効果があるということで素案の13ページにも書かれています。具体的に九州・長崎IRということで、地元は九州を含め県内ということになるというふうに理解をしておりますけれども、この経済波及効果は九州で3,200億円ということでしょうから、例えば長崎県内、佐世保市にどれくらい見込めているのか、まずそれをお尋ねいたします。

【小宮IR推進課長】 坂本(浩)委員のご質問の3,200億円、これは九州・長崎IRということで、九州経済規模で試算を行った経済波及効果をご提案いただいております。

カジノオーストラリアに県内の経済効果を試算するよう指示をいたしまして、今般、事業計画で試算されましたのが、県内の経済波及効果が

約3,000億円ということでございます。佐世保市の経済波及効果は、市の産業連関表が存在いたしませんので、試算を行っていない状況でございます。

【坂本(浩)委員】 そうすると県内の波及効果が3,000億円と、県の産業連関表を使って試算をしたということですね。わかりました。

それから2つ目が、(2)のところ「IRの収益の柱はカジノです」と書かれてあります。私も同様の認識を持っておりまして、カジノがまさにIRの収益のエンジンだということが、そもそもの長崎県の文書にも書かれておりまして、私はそのことをずっと指摘をしてきたつもりなんです。

それで、カジノの収益が、この間のやり取りの中で約1,500億円と試算していると思います。そのうちの15%が長崎県に入ってくるということで、225億円と試算をしていると思うんです。

カジノでの1,500億円、今回素案ということで全体像が出されていますので、全体としてどれぐらいなのか。要するに非カジノというんですかね、例えばMICE施設だとか、あるいは集客施設だとか、いろいろ説明がありましたけれども、その分でどれぐらいなのかというのは、わかるんでしょうか。

【小宮IR推進課長】 カジノの売上は、9月定例会でもご紹介したように、今、カジノオーストラリアからは、GGRが1,500億円、県への納付金が225億円ということでご提案をいただいております。

今、坂本(浩)委員からご質問がありましたノンゲーミングの部門、主には宿泊とかMICE、レストラン、ショップ、こういったノンゲーミングでの売上については、約700億円で提案をいただいております。ゲーミング部分の1,500

億円と合わせて、年間約2,200億円の売上という計画で提案をいただいているところでございます。

【坂本(浩)委員】 ノンゲーミングで700億円、全体で2,200億円ですから、やっぱり相当な部分がか지노ということがはっきりしたのではないかと思います。

それから3点目です。（3）のところにギャンブル依存症の問題が書かれています。県も、昨年12月の実施方針とか、あるいは今回の素案等でも、いわゆる有害な影響の排除というふうなことで、事業者と一緒にやって示されています。

この部分に関する経費はどれくらいかというところは試算されているのでしょうか。

【小宮IR推進課長】 行政で担う部分については一定、積算をいたしております。例えば、依存症に係る毎年度の調査費用や研究等に要する経費、またはギャンブル依存症に関する青少年への教育、啓発も含めた予算、そういったところは福祉保健部門、教育部門と併せて調整を図っております。

年間に具体的にどの程度の予算を要するかというのは、今後精査をしてみたいと考えております。

【坂本(浩)委員】 有害な影響の排除の結構な部分が、そうしたギャンブル依存症等々になるのではないかというふうに思います。その原因が、2,200億円のうちに1,500億円の収益があるカ지노部分になるかということを改めて確認させていただきます。そういう認識でよろしいでしょうか。

【小宮IR推進課長】 坂本(浩)委員のご指摘のとおり、こういった懸念される事項については最小限になるよう、行政、IR事業者一体となって最大限、施策を講じてまいりたいと考えて

おります。

【大場委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本(啓)委員】 ただいま質問をいただきました内容について、少し質疑をさせていただきたいと思います。

今、坂本(浩)委員から、経済効果等々についてはやり取りがあったわけでありませけれども、この取組は長崎県だけではなく九州各県、九州全域に経済波及効果があると、その数字についても先ほどございました。

現在、その取組が、九州・長崎IRという名称のとおり、九州全体で協議会を設置していません。九州全体の動きとしての組織の取組状況の説明をお願いしたいと思います。

【小宮IR推進課長】 これまで、九州地方知事会議や九州の経済界も含めた九州地域戦略会議、または九州各県議会議長会等において、本県のIR誘致に向け、ぜひ九州にIRを誘致するんだという強い思いで決議をいただいております。

また、本年4月には、こういった九州の経済界、または各県議会も含めまして九州IR推進協議会を設立していただき、九州内の広域周遊観光、それから調達の仕組みの検討等について深くご議論をいただいたところであります。

今般、カ지노オーストリアを事業者に選定いたしましたして、この事業者も九州IR推進協議会のワーキンググループに参画をし、九州での一体となった取組が進められております。

さらに、ギャンブル依存症、アルコール、薬物等の様々な依存症対策について、九州各県の相談機関、医療機関等が連携をし、九州地方依存症対策ネットワーク協議会を設置したところでございます。8月に第1回の協議会を開催し、eラーニングによる人材育成のプログラムの構築に向けて、今年度、作業を進めているところでございます。

【山本(啓)委員】既に九州各県との連携で経済界、知事会、そして議会、行政と、そういった形で九州IR推進協議会というものが立ち上がって取組をしている。それはまさしく誘致に向けての取組がなされていると理解いたしました。

また、ご心配いただいておりますギャンブル依存症につきましても、本年には、IRを契機として、ギャンブルのみならず様々な依存症対策として九州地方依存症対策ネットワーク協議会を本県が主導して行って、様々な事例や症状、そういったものの情報の共有も進めながら、幅広くに依存症対策に取り組んでいく実態をご説明いただいたと理解いたします。

そういった取組の先に、例えば先ほどもお話があった、新型コロナウイルスによって、今、感染症対策が非常に厳しい取組をなされなければならない。建物や施設、サービスの提供のあり方、こういったものを大きく様変わりさせなければ運営の継続が難しい中であって、世界中からお客を招こうとする施設が果たして安全なのか、新しいシステムや新しいサービスの提供の仕方が、感染症対策を念頭に置いた整備がなされるのか、そこが感染症の世界においては最も心配される場所です。いつもよりもスペースをとるとか、既存のサービスに重要視される感染症対策が盛り込まれた部分があれば、説明を求めたいと思います。

【小宮IR推進課長】今般のコロナ対策を世界中のIR施設で講じられている一例といたしましては、入場者の予防ワクチン接種の証明、そういった証明がない場合には陰性証明、または非常に高レベルなマスクの着用、それから入場者数を通常の収容人員から6割まで、あるいは3割までといった、入場の制限がなされております。

また、午前中の資料説明でもご紹介いたしま

したが、感染症対策の国際基準、GBAC STARの取得に向けて今後取り組んでいくという提案がなされております。

【山本(啓)委員】経済波及効果、そしてまた九州全体が国策の一つとして外国人観光客の誘致、そして経済の取組の中と同時進行で、パンデミックや感染症の世界における新しいテーマパークや総合施設のあり方、そういったものにも長崎県がチャレンジをしている、それをしっかりと九州全体がバックアップをする、そういった部分を確認させていただきました。終わります。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

【山本(啓)委員】ただいま請願人からありました「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」について、反対の立場で意見を申し述べたいと思います。

まず、IR導入の意義であります。世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地へ送る玄関となる、これらの成功をもって国際競争力の高い魅力のある滞在型観光を実現する、こういった取組は、まさしく本県が長年にわたって抱える課題を乗り越えるに、大変すばらしいきっかけとなることとあります。

そして、その取組こそが、長崎県のみならず九州全体に広がり、我が国の目標を達成する、国の施策に貢献をする取組であろうかと評価をいたします。

建設時の工事発注や運営、特に各種の調達、広域周遊に係る観光の消費、この一つの取組で関連する業種が多岐にわたる、すそ野の広い産業が、九州・長崎IRの実現が、まさしく九州

の経済活性化の重要な計画であると、「九州はひとつ」という取組の具体的な目標になろうと思います。

こうしたことから、九州・長崎IRの推進母体として本年4月、先ほども説明がございましたが、九州の経済界や行政、議会が一体となった九州IR推進協議会が立ち上げられたところであり、IR実現に向けた機運の醸成に加え、IR事業者からの多様な発注の受け皿づくりや事業者間のマッチング、九州・長崎IRを拠点とした広域周遊観光の構築に向けた準備が今、進められているところであります。

九州地方知事会、九州各県議会議長会並びに九州商工会議所連合会においても、IRの区域認定を求める決議が、これまで幾度となく繰り返し行われるなど、まさしくオール九州によるIR誘致活動が展開しているところであります。

加えて、先ほども説明、言及がございました、本年8月には、IRを契機として九州各県が連携し、ギャンブル等依存症をはじめ様々な依存症対策の強化を図るため、九州地方依存症対策ネットワーク協議会が本県を事務局として発足したところであり、各県の担当部局や医療機関、相談機関が協力し、効果的な依存症対策に係る情報共有のほか、eラーニングによる人材育成プログラムの作成に着手されるなど、広域連携による依存症対策も進められるところであります。

九州・長崎IRは、本県のみならず九州の地方創生、ひいては我が国の発展に貢献をするものであり、また、こうした高い政策効果を背景として九州の官民が一丸となって推進するものであり、その実現は本県のみならず九州地域全体の悲願であることから、私は、請願に反対を表明するものであります。

以上、討論といたします。議員各位のご賛同

をよろしくお願いいたします。

【大場委員長】ほかに討論はありませんか。

【坂本(浩)委員】それでは、私は、この請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどありましたように、このIRの収益のエンジンがカジノであるということが、数字からも明らかになったのではないかと思います。

その分、依存症対策等々、いわゆる懸念される事項の排除へ向けての取組に、行政あるいは民間事業者等も含めて相当力を入れなければいけないということが、30年ですかね、続くことになりかねないという懸念がどうしてもぬぐえません。

国策への協力ということで、2030年に訪日外国人6,000万人、これに大きく寄与をするんだということもありますけれども、2018年に日本を訪れた外国人が約3,000万人。IRを導入しているシンガポールは、導入した2010年からの10年間で1.5倍増えている。しかし日本は、2018年で3,000万人、2010年に比べてこれは3.6倍に増えていると発表されております。

2020年に世界経済フォーラムが、旅行観光競争力レポートを発表いたしました。それによりますと、日本は世界で4位、アジアでトップであります。そういう意味では、カジノがなくても、長崎も魅力的な観光地として、これまでの資源を十分に活用しながら、訪日外国人を呼び込むことは十分に可能ではないかというふうに思いますので、IRを導入することによって負うリスク等を含めると、請願人が求めている区域認定の申請の中止について賛同するものであります。以上です。

【大場委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時56分 休憩

-----  
午後 1時57分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

第3号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第3号請願「長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

【大場委員長】 起立少数。

よって、第3号請願は不採択とすべきものと決定をされました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。

請願人には、ご退出いただいて結構でございますので、よろしくお願いいいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時58分 休憩

-----  
午後 1時59分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【浅田委員】 午前中に、田中委員の質疑の中でありました審査講評について、これをまず皆さんにお配りいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。資料請求ということでお願いいいたします。

【大場委員長】 先ほどの資料を準備させていただきます。しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 0分 休憩

-----  
午後 2時 1分 再開  
-----

【大場委員長】 それでは再開いたします。

【浅田委員】 今、資料請求をさせていただきまして、8月4日に出されております「九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業審査講評」を皆様のお手元にお配りをさせていただきました。

まず、端的にお伺いをさせていただきます。9月に九州・長崎IRの公募・選定結果というものが委員会等では配られました。この審査講評、これ自体はホームページにしっかりと載っている資料でございますが、非常に重要なものと私としては思っているんですが、そもそも委員各位に配付をしていない理由はあるんでしょうか。

【小宮IR推進課長】 ホームページへアップいたしておりますというご案内をさせていただいております。特段、配付しなかった理由というのは、ございません。

【浅田委員】 だとするならば、やはり議員各位、そして県民にしっかりと、情報提供すべきものはしなければならないと思います。

この審査講評といいますのは、皆様見ていただければわかりますように、一次審査で何が大切だったのか、評価内容がどういったものであったのか、そして一次審査に応募された5者がどういった状況で、何を評価されてどうだったのか、そして二次審査においてどういう状況だったかと。

部長、これによって、いろいろ審議すべきこと、議会としてもしっかり確認をしなければいけないこと、そういったものがあるかと存じます。ホームページに載っているからといって。

普段ですと様々な資料は提供されます。この一番大事な、どういった企業がどういう状況で一次から進み二次にどういうふうな状況になった、そして二次審査で付けられた附帯などに関しましても、今後どのようなことで、しっかりとそれを対応しているのかしていないのか、こ

こは協議をし、県民にしっかりお知らせしなければいけないのが我々議会だと思っております。そういう意味で、配付していないと簡単に言われるのはいかがなものかなと思っておりますが、どうでしょうか。

【浦企画部長】ご指摘の審査結果につきましては、審査終了後、そして設置運営事業予定者として決定した際に速やかに、情報を皆様には提供させていただきました。

先ほど答弁いたしましたように、特段何か意図があって配付をしなかったということではございません。県民の皆様含めましてホームページで広く公表するという、これは、一般的にも用いるやり方だと思っております。

ただ、委員ご指摘のように、もう少し丁寧な対応が必要だったのではないかとのご指摘については真摯に受け止めて、今後十分留意していきたいというふうに思います。

【浅田委員】これは非常に大事なことだと、私は、本当に重ね重ねですが思います。こういったものを配付しなければ、議論の俎上に上がらないことがたくさんあるかと思うんです。今回、皆さんがお持ちでなかった、見ていなかったということで資料請求をさせていただきました。だとするならば、改めて、ここから質問をさせていただきたいと思っております。

第一次審査に5者が出ている。私は9月定例会にもこの委員会で質問させていただきましたが、コンセプト等々非常に重要なことだとは思いますが、運営能力だったり財務能力というのは非常に重要なところではないかと。そういう中で低かったところが二次審査に選ばれる。二次審査に選ばれると、そこから様々なご努力をそれぞれの企業がなさったかとは思いますが。

二次審査の中においてのポイントをよく見せていただくと、午前中に田中議員もおっしゃっ

ていましたが、全体の整備方針は、選ばれたCAIJが非常に高い。ここは大事なところだと思います。低いところが顧客価値の創造や附帯事業、この附帯事業というのも大切な中身だと思うんです。今日、午前中から下条委員からも質問が出ていました交通機関の輸送能力とか、そういったところの評価をしているとありがたい、そこが一番低いような状況であると。

第一次審査でも事業運営能力は低かったと。努力して最終的には総合的に選ばれたかと思えますが、ここが一番低いところが選ばれている。

そして、これは後ほどまたお伺いしたいと思いますが、交通インフラ整備及び生活インフラ整備への協力等々、かなりポイントが重要なところ。これをしっかりしないと、いくらほかのところのイメージとか思いが強くて、実現するには非常に難しいような気がしているんです。こういったところを改めて。

全体的にはポイントが総合的に上がったということがありましたが、これが8月に出されてから既に4か月がたっています。この4か月の中で、目に見えるようにすごい進捗があっているのかどうなのかも含めて、この審査内容についてご説明いただければと思います。

【小宮IR推進課長】浅田委員のお尋ねが、一次審査、二次審査の審査内容についてということで理解をいたしました。

審査委員会では、第一次審査は、これまでの大規模開発とかIRの運営実績とか、これまでの能力を審査いたしまして、5グループから二次審査へ進む3グループを選定するために行ったものでございます。

二次審査におきましては、九州・長崎IRの具体的な提案。それは、九州内はもとより国内からの誘客、海外からの誘客、または各施設の整備計画、あとは運営面での資金の調達、それ

から懸案事項である依存症対策や地域貢献、こういったものを総合的に20項目で審査をいたしました。

その結果が、委員から資料請求がありました審査の講評ということで審査委員会の評点が示されたものでございます。

審査委員会において、この3グループの評価については、委員ご指摘のとおり附帯意見が付いています。カジノオーストリアにつきましては、午前中の田中委員からのご指摘もありましたけれども、附帯事業とか交通の部分が、他の2者に比較して点数が伸びていないというのは現実でございます。

そういったさらに改善すべき点については、審査委員会からの附帯意見も踏まえて、この8月以降、県といたしましても、カジノオーストリアも含めて、協力される企業の皆様と一緒に区域整備計画の素案づくりに着手したところでございまして、本日も議論いただいております区域整備計画素案に反映したものでございます。

【浅田委員】 それでは、今ご答弁がありましたことから、ちょっとお伺いをしたいと思います。

審査から、様々な企業努力があって、素案を見せていただくと、確かに私たちも、これは夢あふれる、これからの長崎のみならず九州全体に様々な経済波及効果などが広がっていけば、本当にありがたいことだなと。もっともっと多くの方に長崎に来ていただき、雇用なども増え、様々な新しい企業創出などもでき得るのではないかというふうに感じております。

しかしながら、その中で今、課長がおっしゃった、附帯事業に関して改善すべき点などがあると。その改善すべき点が、財務的な部分だったりそういうところ。だけれども、いろんな協力される企業や皆さんと一緒にあって、今回の素案を提出させていただいているというような

答弁がありました。

9月定例会や、この間、私が11月定例会で質問をさせていただいた時にも、協力をしていただいている企業の顔が全く見えない。それはまだこれから先で、企業の全ての方たちに取締役会とか、そういったものがないので、なかなかお答えづらいとはおっしゃっていましたが、附帯事業とかをしっかりと協議できる企業がそれだけたくさんいてくださると理解してもよろしいのでしょうか。

【小宮IR推進課長】 委員ご指摘のとおり、このIRのプロジェクトは、カジノオーストリア1者でできるものではございませんので、IRを構成するホテルやMICE施設、魅力増進施設、そういったところは国内の企業がチームになって、協議、検討を鋭意進めていただいているところであります。

補足説明資料の15ページに記載しておりますとおり、国内でも大手の、国を代表するような企業の皆様が参画をいただいているところまでは答弁できますけれども、個社の企業名については答弁を差し控えさせていただければと存じます。

【浅田委員】 この15ページを見ますと、いろんな体制づくりということで、様々な業態の方々がご協力をいただけると。

では、あえてお伺いしますが、このご協力をただけるとすると、皆様が心配をしている3,500億円の中でメガバンクとか出資企業がありますが、ここと出資企業はイコールじゃない、イコールである、そこはどうですか。

【小宮IR推進課長】 浅田委員ご指摘のとおり、出資を含む将来的なSPCのメンバーになる企業と、業務を受託する企業は出資を伴わない企業もありますので、15ページに記載しておりますそれぞれの業態の各企業については、出資を

含むSPCのメンバーとなり得る企業と、出資を伴わない業務を受託する企業と混在しております。

【浅田委員】よくわかりました。中には、これだけ多くの企業が協力をしてくれるとなると、それが出資をしていると思っている方々も実態としてあったんです。そこを県側から明らかにご説明をいただきたいという思いで質問をさせていただいたんです。

協力企業というのは、県内企業にしても九州企業にしても仕事を請け負う、受託をするわけですから、たくさんの協力会社、企業はどんどん、どんどん出てくると思うんです。協力したい方たちは、実態としていっぱいいらっしゃると思うんです。

しかし、これが出資となるとどうなのかなというところが一番気になるところで。いくら協力会社があっても、その出資企業、大手の企業があるかないかによって、この協力企業の方たちがやりたい事業をできないじゃないですか。そこを心配して、この間から質問をさせていただいておまして。もちろんそれぞれの企業の状況とかがありますので、企業名を伺うものではないんですけれども、そのあたりが、こうやって体制は出ているけれども。

さっき、反対派の人が来ましたよね。いろんな形で反対をしている人がいる。それでも夢を持っている人たちもいる中で、できるのか、できないのかは、やっぱり財政的なことに非常に関わってくるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】浅田委員ご指摘のとおり、協力をする企業の中には、出資を伴う協力と、業務を受託する企業と、それぞれいらっしゃいます。

今、出資のところ不安であるというような

ご指摘、報道等もございますけれども、カジノオーストリアを中心に、この計画を成功させるために日々努力をし、出資、または協力する企業も日々日々増えておりますので、そこは全体を見ながら調整を図っていかれるものと県としては考えております。

【浅田委員】そういう意味では、県としては安心をしていると、しっかりとお金も集まってきているという答弁と理解をさせていただいてよろしいのでしょうか。午前中に饗庭委員から、もしも集まらなかった場合はどうするんですかというような質問等々もございました。その時にも明確ではない。

国有企業であるということをごくうたっていらっしゃいますよね。補足説明資料の14ページでも、オーストリア国有のカジノの運営企業であり、厳格な審査のもとに成立したクリーンな企業ということ、世界標準規格を取得している、厳格な規格をクリアしている企業と。

廉潔性に関してはわかるんですけれども、だとするならば、国有であるという強みが、財政的なところにはどのような形で加味されているのでしょうか。

【小宮IR推進課長】二次審査の提案時におきましては、カジノオーストリア本国、またはオーストリアの国内企業を含めて様々な出資、または金融機関からのローンの調達の提案がっておりますので、そこはカジノオーストリアインターナショナルジャパンとカジノオーストリアとの中で調整が図られているものと報告を受けております。

【浅田委員】しっかりとそこは受けているということでもよろしいですね、受けているものと思われる。その辺が、ふわっとしているのか、しっかりしているのかで全然、県民の皆さん、我々の安心が違ってくるかと思えます。そうい

う意味で、また質問をいたします。

この間、議会との意見交換が9月21日に設定されているという話を一般質問でさせていただいた時に、部長が、部長の判断でそれをなくしたというようなご答弁がありました。どういうふうな状況で、会社から申し入れがあって38者も参加して説明会が開かれるにも関わらず、県議会だけをなしにするという判断になったのでしょうか。

【浦企画部長】本会議でもご答弁いたしましたけれども、設置運営事業予定者として決定をして以降、県議会に限らず、市、それから経済界の皆様、事業者としていろんな説明の機会を設けていくことは事業者としても考えたいというお話はいただきました。

県議会における説明の場の設定も検討させていただきましたけれども、一方で、もう既に9月定例会の開会中であったこと、そして9月定例会の総務委員会、それから特別委員会、それぞれの場でご議論いただく時間がございまして、正式な議会としての委員会での審議において、私どもの方から事業者の提案内容等についてご説明し、ご議論いただくという対応が適当ではなかろうかと判断をさせていただいたところでございます。

【浅田委員】そうでしょうか。事業予定者がいらっちゃって、しっかりと我々にも説明したいと。私たちも聞きたいですよ。そういったものを議長も知らなかったとおっしゃっていましたが、議会側に一定お諮りをいただいておりますね。

理事者の方が説明するのと、企業の思いや説明と、全然違ってくると思うんです。もしかすると、私たちが心配しているようなことが、そうではないかもしれないと安心感を与えてもらえるのかもしれない。そういうチャンスを知らないところでなしにされていたというのは、い

かがなものかと思いますが。

【浦企画部長】ご指摘は十分受け止めたいと思います。

ただ、私どもとしては、この委員会での審議も相当重いものだと思っております。議会活動として正式な委員会での審議がありますので、しかも常任委員会、特別委員会、それぞれの場でご議論をいただけるわけですから、そこで十分ご議論をいただきたいというのが私どもの思いでありました。そういうことで、議員の皆様は任意でご参加いただくような説明会という形ではなくて、正式にこの委員会で議論をいただいているかどうかということで判断をさせていただきました。

ただ、ご指摘のように、議会としても事業者からのご説明をお聞きしたいという話も十分わかりますし、そこはしっかり受け止めて、今後、どういう形になるかわかりませんが、今回のご指摘も踏まえて、改めて今後の議会、それから県民の皆様へのいろんな説明等々につきましては、十分意を用いてまいりたいというふうに思います。

【浅田委員】これで終わりますけれども、部長、今回のことに関しては、やはりきちっと受け止めていただきたいと思います。委員会が重要であるということは、私たち議員自体が一番わかっていることですが、そこはきちっとお考えいただきたい。

この後、また改めて、ほかの方の後に質問させていただきます。

【山本(啓)委員】私も、I Rの素案について質疑をさせていただきたいと思います。午前中からいろんな委員が、いろんなやり取りをさせていただいておりますけれども、中身に入る前に

我々は、I R推進課というものを設置するこ

とから了承して、誘致に向けてしっかりと、県議会としても一つひとつの取組をチェックしながら審査をしてきたつもりです。

その中で、先ほど追加されました審査講評等々もホームページなどで明らかにしながら、その審査の過程を県民の皆様方にわかるように示していると。何ら心配することはないけれども、いろんな部分で漏れ伝わってくる情報や、いろんな話の中から、議会や委員会において質疑を重ねていくことで、これはまだこれからでき上がっていく、何かを決めていく過程にあるもの。と同時に新たな取組でありますから、世界中から注目をされたり、日本の中で最高3つに絞ると、最高ですから、3つじゃない場合があるわけですね。そういった闘いの中に我々はあるんだと理解しているんです。

これはもう評価、全てが評価ですよ。質問もそうだし、そちら側の答弁も、様々な場面で評価をされているというふうに理解していただきたいと思うんですけど、そのことについて部長、まず入り口として見解をいただけますか。

【浦企画部長】今、委員からお話がありましたように、今回私ども、九州・長崎のIRということで、まさにこれは国における大きなプロジェクトでございます。国のプロジェクトに我々も参加をし、九州・長崎の経済効果はもとより、ここから九州、それから国の施策へも大きく貢献をしていこうという強い決意を持って私どもは臨んでおります。

おっしゃるように、国それから民間の皆様、いろんな方が、長崎だけではなく、今、IRの候補に手を挙げているところの動きに関しては関心を持っておられますし、チェックをされている、そのことはご指摘のとおりだと思います。

私ども、そういう思いで日頃から情報の発出、それから議論をさせていただいております。で

すから、いろんな報道等もございますけれども、それらが全て、いろんな形での評価につながっているというのは十分私どもも認識をしながら、これからまたさらに区域認定の申請に向けて努力していかねばいけないというふうに思っております。

【山本(啓)委員】先ほど田中委員から、それぞれの審査の内容を見れば、それぞれの企業体に一長一短あると、それが一つにまとめれば、本当に素晴らしいものができるのにと、私もそう思いましたよ。

しかし、そうではないのは、それぞれの企業や事業体や組織に様々異なる理念があったり、アイデアがあったり、そして新たなチームの作り方があったりと、その一つ一つがあるからこそ競い合って、いいものがあって、その中を正当に評価していく。そしてまた長崎県も、日本の中で評価されて選ばれるかどうかというところであろうかと思っておりますので、これは闘いの中にあるということ、まず冒頭に共有したいと思っております。その上で、素案の中身について、説明いただいた範囲で質疑をしていきたいと思うんです。

先ほど、請願審査の中で私は反対討論をさせていただきます。様々な心配、それはもうごもっともですよ。しかし、それを乗り越える対応と得られるものがある、そのことが我々の真ん中にあるんだと思います。

九州・長崎IR区域整備計画素案の6ページに、区域整備計画の意義及び目標をお示しいただいております。「世界最高水準のIR導入による、地方創生に留まらない、国施策への貢献」と、そして外的要因、内的要因とございます。

まさしく本県が長年にわたって課題として捉えて何とかクリアしようとしているのは、この内的要因ですね。人口減少の抑制、雇用の創出

と住民所得向上、新たな人の流れの創出、地域経済の活性化、財政基盤の強化、九州・長崎の5つの政策課題というふうに書かれています。まさしくこれらを、IRの誘致、IRの取組によって解決し、乗り越えていくきっかけにしようというのだと私はずっと思っているんです。そして、それは九州全体に広がっていく。経済効果や様々な行政が抱える課題クリアにつながっていく。

であれば、これはこれまでのことばかりなんです。ここに示されている5つは、全てがこれまでの課題。

例えば、さっきのやり取りでもありました新たな感染症、パンデミックに対するテーマパークや大型施設のあり方、外国人観光客の受け入れのあり方をこれからどうするんだといったものも必要であろうかと思えます。そして、本県が取り組んでいる様々な取組の中で、今、知事のいろんな挨拶の中に出てくる情報通信、DX、そういった取組が今後、地域においても重要なんじゃないかなと。これまでの課題だけでなく、これから我が県が、九州が何をしたいんだと、それもこの九州・長崎の5つの政策課題にプラスして、項目として設けていく必要があるんじゃないかなと。素案の段階であろうかと思えますので、そういった提案をしたいと思えますが、いかがですか。

【小宮IR推進課長】情報通信、デジタルトランスフォーメーション、DXにつきましては、本県においては私ども企画部で所管をしておりますが、産業労働部をはじめ各所で、地域経済の発展に向けたDX化について様々な取組が進められているところであります。

今後整備いたしますIRにつきましても、カジノオーストリアを中心とした民間活力の最大化を図って、創意工夫を行いながら、このすそ

野が広いIR産業について、ICT、AI等を活用したDXのさらなる取組を図るという意味においては、非常に重要な役割を果たすものだというふうに理解をいたしております。

【山本(啓)委員】国のデジタル化の推進という取組と、本県が造船業と比肩する産業としてAI、ロボテックや航空関連産業、情報通信産業等々に取り組んでいる、こういった取組をどこよりも先駆けて、しっかりと取り組んでいこうと、これはまさしく国に対する貢献にもつながる、本県のこれまでの課題ではなくてこれからの課題。ぜひとも、この九州・長崎の5の施策課題の中に入れ込んでいただきたい。6つ目のかわかりませんが、そこは申し上げたいと思えます。

また、そういった同じような意識で物事を見ていくなれば、やはり長崎県においては、国の取組の一つであるカーボンニュートラルの視点も重要であろうと思えます。多くの海域を有する我が県においては、風力の発電や再生可能エネルギーの取組、そういったものも非常に積極的に取り組んでいるところでもありますし、重工業との関係性といったところも多くあると思えます。新たな技術革新というものが、その取組が世界ではどうなっているか、国ではどうなっているか、では長崎県はどうするか。

今、このIRの誘致が、統合型リゾートとかカジノとかにとどまらない新たなものとして取り組んでいるのであれば、国の施策とつながることは世界への発信へとつながるものでであろうと思えます。そういった部分についての考え方はいかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】ご指摘のカーボンニュートラルをはじめとする脱炭素社会の実現については、皆様ご承知のとおり、政府も目標を掲げて取り組まれている非常に重要なテーマだと認

識をいたしております。

本県におきましては、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギー関連の取組もこれまで促進してきたところでございますので、こういったI Rの実現を目指す時に、カーボンニュートラル社会の実現という大きなテーマを掲げて、長崎から発信していくことは重要なテーマではなかろうかと考えております。

【山本(啓)委員】特に長崎は、平和を長らく真ん中に置いて世界へ発信をしてきた。その平和というものが、戦争という歴史に直結するものだけじゃなくて、人々の安定した暮らしが維持されていく持続社会にもつながっていく取組であれば、平和と同じように長崎の地から、新たなそういった技術革新や意識の変化というものを発信していく、その拠点としても必要であろうかと思えます。それはまさしく九州・長崎の課題をクリアしていくことだけではなくて。

先ほど課長が、何となくスムーズに説明がなされていたなど、私は評価したいと思うんですけども、6ページの内的要因の九州・長崎の課題から、12ページの目指す姿のところ、国の施策につながっていくと、貢献度につながっていくのであろうと思えます。

ぜひとも、今のD Xやカーボンニュートラルに関する貢献を、こういった部分にも書きこんで明確に打ち出していきたい。そして、平和とともに本県から世界へ発信していく新たな取組、表現の一つに加えていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

【小宮I R推進課長】ご指摘のとおり、これまでの政策課題と、これからを見据えた政策課題と、少し視点が不足していた部分がございますので、私どもの政策課題を改めて整理いたしますとともに、こういった政策課題に対するカジノオーストリアの貢献、しっかりとリンクをす

るように、記載する方向で前向きに検討を進めていきたいと考えます。

【山本(啓)委員】記載するのであれば、例えば13ページの貢献内容に、雇用の創出、所得の向上、人口減少の抑制などの流れで、雇用者数約1万人とか雇用誘発効果、運営時に約3万人とか、具体的な数字がありますね。

例えばD Xの取組の数的なものをどうやって表せるかわかりません。カーボンニュートラル社会の実現、どうやって数字的なものが表されるかわかりません。しかしながら、そういった部分もしっかりと具体的な貢献内容として資料を作成していただける、そこまで含めて記載をしようという取組になると理解していいですか。

【小宮I R推進課長】今日、の資料で配付をいたしました観光庁の様式には、I R開業までのプロセスやI R開業後のプロセスについて、様々な成果指標、K P Iを定めて、そこを1年1年クリアしていく作業になりますので、今ご指摘がありましたD Xの推進、あるいはカーボンニュートラル社会、そういったものにどういうK P Iの設定ができて、どう目標を達成していくかというところは、I R事業者とも協議を進めていきたいと思えます。

【山本(啓)委員】この新しい県庁舎に移転をする時に、いろんな議論があったことは私も議員だったので覚えているんですけども、トイレの数とか、会議室の幅とか、机の大きさとか、そういった議論ばかりのような気がして。もちろんそうじゃないんですよ、違うこともされていたんですけど。

例えば入館時にI Dカードを照らせば感染症対策の体温や心拍数がわかるものは今では当たり前にあるわけですが、そういったものが全くこの施設にはないんですよ。たばこを吸う方が喫煙所へ何回行っているとか、それを数え

てどうなるかわかりませんが、そういった観点で全くこの施設にはないんですよ。

そういう人の流れをビッグデータの一つとして把握して次の何かに生かすのは、こういった公的な機関だからこそ、何か捉えるものがある、それが社会に生かせるんだと思うんです。

駅前周辺が非常ににぎわってきて、大型施設で多くの方々が、人が行きかいらしている。そういったものも、この観光地、観光立県を標榜する長崎県であれば、どこよりも先駆けて多くの情報を集めることができると思うんです。

我が国が観光立国として多くの訪日外国人を増やそうと、来訪の仕掛けをどんどんしようとしている。その中の一つのIRとして長崎の地で、海外からのお客様に対しての様々な情報を集めることはできるんですよ。そういった取組こそが、この大規模な施設におけるDXの取組の中で活かされていく。

私は、その観点をしっかりと九州各県と共有して、ぜひとも国の取組の一つとしても、また我々の様々な課題解決の一つとしても増やしていただきたい。これまでの過去の課題をクリアすることだけでなく、これからの新しい取組についても、このIRというものをしっかりと位置づけて活かしていただきたいと思います。素案の段階でしょうから、まだまだ余地があるようですから、ぜひともそういう取組をお願いしたいと思います。

【小宮IR推進課長】山本(啓)委員のご指摘を踏まえて、観光DXの取組については早急に議論を深めたいと思います。

資料の九州・長崎IR区域整備計画素案の12ページをご覧ください。目指す姿ということで、観光産業革命という提案をいただいております。これは本県の基本構想にも触れていたワードでございます。

現在、カジノオーストリアからの提案では、インバウンドの現状を見ますと、ゴールデンルートと呼ばれる東京から名古屋、大阪、京都、こういったところに集中していることもございますので、九州にIRという新たな玄関口を設けることで、委員ご指摘の観光データを活用して、ビッグデータに基づいて観光DXをつくり込んでいく。これを九州・長崎IRとして、モデルケースとしてつくっていく。こういった意味でも、観光産業革命の実現というものを照らして、観光DXに取り組んでまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】最後にいたします。ぜひとも、前向きな取組をしっかりと打ち出していき、今は闘いのさなかではありますが、それが様々な評価につながっていくような展開を期待したいと思います。

少し大きな視点で物を言いましたけれども、部長から最後に総括的な答弁をいただければと思います。

【浦企画部長】このIRにつきましては、これまでいろんなご議論をいただいて、企業情報等詳しくご説明できない部分でご議論いただいている部分もありますけれども、私どもといたしましては、協力企業のお話がありましたけれども、多くのこういった国内の大手を含めて数多くの企業が協力、参加をいただいていることが、それだけ長崎・九州IRに対する企業の皆様方の関心が高く、期待が大きい、そういうふうを受け止めております。

そういう中で、先ほど来ご議論があっただけで、それが資金調達の面でどういうふうにつながっていくのか。ただ、そういう企業の前向きさに、私どもはこれからも期待して、ともに頑張っていきたいというふうには思っております。

現時点で私どもは、とにかく国の区域認定を

勝ち取ると、ただひたすらにそのことを考えて努力を続けておりますので、引き続き頑張っ  
てまいりたいというふうに思います。

【大場委員長】室内換気のために、しばらく休憩いたします。

午後2時50分より再開をいたします。

-----  
午後 2時40分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】私からも、I Rについて何点が質問をさせていただきます。まず、パースの変更について、ご質問をいたします。

午前中にも饗庭委員から、このパースの変更についてのご質問がありまして、その中で、配置の変更につきましては課長からご説明をいただきました。

また一方で、パースを見ますとデザインの変更も大幅になされているような感じがいたします。オレンジの球体のM I C E施設を見ますと、何か長崎港をモチーフとしてデザインを変えられたかなというふうに想像しましたが、このように大幅にデザインも変わっているわけで、課長の午前中の答弁の中では、よりよいものがあればブラッシュアップして、また変えていくというような趣旨のお話もありました。

今後も、このパースについては変更があり得るのか、これが最終案ではないのかということをお尋ねをしたいと思います。

【小宮I R推進課長】委員ご指摘のとおり、お客様の動線、それから資器材の搬入等の動線を改めて検討した結果、配置が変わっているところは午前中に答弁させていただいたところでもあります。

また、このデザインについても、九州・長崎

I Rを訪れたお客様が一目でわかるような印象的な、アイコンックな建物が必要じゃないかということで、一番奥にあります3本の塔が建っているクリスタルタワーホテルについては、カジノオーストリアからの説明では、多様な価値観をイメージした3つの塔を一つの建造物とすることで、複合施設のイメージとしては、ワインボトルとワイングラスを合わせたようなデザインだという説明でございます。

それから国際会議場、M I C E施設、オレンジがはまったデザインでございます。こちらは、近未来への可能性を内包し成長する細胞核をイメージしたM I C E施設ということです。

私ども、この提案を受けました時に、なかなかアイコンックな、印象的なデザインになったなということで、提案を受け入れることといたしましたけれども、これが最終形ということではなくて、今後様々なアイデア等があれば、県として、先ほど午前中の饗庭委員のご質問にも答弁いたしましたけれども、国の区域認定を勝ち取るための、より良い区域整備計画を作成するという視点に立って検討を進めていきたいと考えております。

【宮島委員】このイメージパースが、どなたもが見て、まずはこの事業計画の中身全体がぱっと見てわかりやすいところになりますので、そういう意味でも非常に大事ではないかと思っておりますので、ぜひ、課長のお話のように、これからもより良きものを追及していただきたいとお願い申し上げたいと思います。

次は資料の34ページ、地元調達100%目標についてお尋ねをいたします。この件につきましては、これまでも委員会の中で数々やり取りがあったこととありますので承知をいたしておりますが、改めて確認をさせていただきます。

この地元という定義については、どのように

考えておられるのか。この事業自体が「九州・長崎」という言葉が付きますので、そういう意味では九州が地元だという捉え方もできると思いますが、改めて、その定義についてお尋ねをしたいと思います。

【小宮IR推進課長】この地元という整理については、今年の九州地域戦略会議におきましても麻生前会長から、まずは第一義的な地元は、それは佐世保だというお話がございました。佐世保市はIR施設との距離的なアドバンテージがございましたので、佐世保で調達できるものはまず佐世保から、調達できないものがあれば県下を挙げて調達に挑むということで、第2の地元としては県内を想定しております。長崎県内でも調達できないもの、品質とかロットとか、季節的なものもあろうかと思っておりますので、そういった時には九州各県の皆様のご協力のもと、オール九州で対応すると麻生前会長もお答えになっていましたので、3段階の地元ということで整理をいたしている次第でございます。

【宮島委員】そうすれば、調達については、一義的には立地自治体である佐世保市内、それで賄えなければ長崎県内で、そして第3段階で九州全体でというようなご説明をいただきました。

そうすると、佐世保は佐世保として供給体制をこれから作り上げていくことになるかと思えますし、また、できれば県内で何とか供給体制をつくっていく計画をしっかりと練っていく必要があるのではないかと。

この9月に佐世保商工会議所が会員企業に調査をしましたところ、半数が「自社への効果が考えられない」というような回答をなされています。そういう目に見える効果が地元にはちゃんとあるような態勢づくりがこれから必要ではないかと。

そういう意味では、今後どういう物品が必要

になって、それを供給できていくのかということとしっかりと計画をするべきだと、できれば県内で多くを賄えるような体制をつくるべきだというふうに考えますが、その考えについて見解をお聞かせいただきたいと思っております。

【小宮IR推進課長】九州IR推進協議会で、地元調達促進に向けた様々なご議論がなされております。そこにカジノオーストリア、IR事業者も参画をいたしまして、IRの各施設でどのような調達がなされるのかというところで、調達の方法等も含めて議論を進めているというふうに報告を受けております。

また、九州IR推進協議会が主体となって、様々なセミナーの開催等も行っております。委員の皆様にもご案内をいたしておりますが、本日から第2弾のIRセミナーのWeb配信を開始いたしております。そういったセミナーの視聴等も含めて、このIRプロジェクト、IR産業がもたらす効果、こういった参画の機会があるのかというところを、経済界の皆様にもぜひご視聴いただければと思っております。

また、来週の15日、それから17日に事業概要説明会を開催いたしますので、多くの県民の皆様、企業の皆様にご参画をいただき、より理解を深めていただければと考えております。

【宮島委員】IRという誘致企業と県内の地場企業をきちっとマッチングする、そういう体制をIR推進課が音頭をとって、ぜひ作り上げていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

続いて35ページ、地域貢献の中で公共施設・インフラ整備がございました。この中では長崎空港周辺の港湾施設、あるいはハウステンボス線などの周辺道路の整備、また上下水道などのインフラ整備への負担を含めて、事業者が合計約147億円を拠出するということが書いてありま

す。

事業者側が負担するインフラ整備は、これで全部と理解をしてよろしいでしょうか。

【小宮IR推進課長】インフラの整備に伴う事業者の負担については、例示で記載しております周辺道路、または港湾施設、上下水道、こういったものが全てでございます。

【宮島委員】事業者が、いろいろな周辺の整備にもっと予算をかけてほしいというような希望もある一方で、あまり負担を与えると事業者自体の経営にいろいろ差支えが出てくることもあるので、十分にその辺を事業者側とも話をしながら進めていただきたいというふうに思います。

それともう1点であります。昨日の日本経済新聞に、長崎IR誘致についての記事が載っていました。CAIJ社長のインタビューも載っています。

この中では、2022年3月の長崎県議会の議決まで、要は運営主体の構成企業や資金調達計画は発表できないという話もありますが、午前中の答弁では、3月の議会までには説明があるというような話、また、2月中には公聴会があるということで、そうではないと理解をいたしました。

そういう中で、実は、整備計画案について、「国内外の富裕層にまと」という見出しが載っております。この九州・長崎IRについては、要は国内外の富裕層にターゲットを絞った事業だというふうなイメージ、考え方でよろしいのか、お尋ねをしたいと思います。

【小宮IR推進課長】顧客層のメインとなるのは、やはり東アジア、東南アジアをはじめ、国内外の富裕層を対象とした事業計画でございます。

とはいいいましても幅広い年齢層、お子様から高齢者の方々まで広く楽しめるような各施設が

ございますので、国内外の富裕層に限定したということではなく、ファミリー層、ビジネス客の方々にも繰り返しリピートして訪れていただけるような事業計画となっております。

【宮島委員】私も当初から、この事業については、いわゆる老若男女どなたもが楽しめるような事業であってほしいというふうな希望をもっておりました。

この事業の中身が徐々に明らかになるに当たって、整備区域の中での事業については、やはり富裕層を中心としたものになっていくのかなと。確かにジャパン・ハウス、あるいはショッピングモールなどもあって、いろいろな方がお見えになるんでしょうけれども、基本的にはそういう考え方なのかなと。

しかし、いわゆるエンターテインメントとかアミューズメントとか、そういう部分についてはハウステンボスとの共存、あるいは共栄を図っていく考え方の中で、ハウステンボスにその部分をゆだねている部分もあるのではないかと。そこで、午前中にもお話がありましたけれども、やっぱりハウステンボスとの連携が必要であると。

課長のご答弁の中には、これまで二千数百億円をかけてつくったハウステンボス、これを有効に活かしながらというような話がありましたが、一方で、こうした世界水準の事業をつくり上げていくに当たっては、ハウステンボス自体もやっぱりレベルアップをしていく必要があるのではないかと。

今回、ホテルヨーロッパのリニューアルなどもありますけれども、二千数百億円の事業とはいえ、もう30年たってきておりますので、ハード面も含めていろいろリニューアルをしたり、またレベルアップをしていく必要があるのではないかとというふうに考えます。

元来IR事業は、カジノで上がった収益などをそうした施設に回しながら、全体的に底上げしていくと、魅力ある施設をつくっていくというような発想であったんですけれども、ハウステンボスと連携をするに当たって、周辺というか隣にある施設をどうやって整備していくのか、ここが一番の課題ではないかというふうに思うんですけれども、そのことについて、今の段階でおっしゃれることがあれば教えていただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】宮島委員ご指摘のとおり、隣接いたしますハウステンボスは、私もIRとして非常に強力な隣人と認識をしております、やはりファミリー層、お子様から特に女性のお客様をお迎えするに当たっては、ハウステンボスの集客力は非常に魅力がございます。

IR開業が令和9年度と少し時間がございまずので、こういった施設の改修等も含めて、それぞれのIRのイベント、それからハウステンボスのイベント、こういったものを相互で協議を行いながら、ハウステンボスとIRの共存、またはすみ分け等について議論を進めていきたいと考えております。

【宮島委員】最後に1点だけあります。ハウステンボスができて30年たちましたが、なかなか経営が厳しかった時代がございました。見ていて、もちろん時代の経済的な背景があったので、そうしたものが一番影響していると思いますが、一つやっぱり弱点というか問題だったのは、ソフトの部分の不足ではなかったかなと思うんです。

当初は東のディズニーランド、西のハウステンボスだというふうに言われましたけれども、一方は圧倒的なソフトを有している施設で、ハウステンボスは、ハードは素晴らしい、きれいなものですが、ソフトの部分が非常に欠

けていたことが問題だったんじゃないかというふうに思います。

今回、カジノオーストリアに事業者となっただいて、ヨーロッパのまちづくりの中での親和性は非常に高いと思うんですが、今後、ソフトをどのように充実させていくかと、この中でも説明がありましたけれども、そうしたことをぜひ力を入れてやっていただきたいということを、ここは要望をしておきたいと思います。以上です。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【石本委員】これまで、いろんなご意見等を伺ってしまして、ダブることも多いわけですが、何点か確認をさせていただきたいと思います。

一つ大きな観点から言いますと、IRの目指す姿の中に観光産業革命を実現するというのがありました。これは、世界中からの多くの観光客を誘客して日本全体に客を流すというゲートウェイ機能の確立が一つの大きな目的になっているわけです。

これまで聞いた限りでは、一旦IRに受け入れた客を、当然県内、九州各県、それから全国に送客する方法というか手段というか、そこら辺の話が聞かれなかったかなという感じがしたんですけど、どうでしょうか。

【小宮IR推進課長】送客施設につきましては、Life-changi Travel（ライフ・チェンジ・トラベル）をテーマといたしまして、今現在、九州経済連合会と九州観光推進機構と連携をいたしまして、九州IR推進協議会の一つのワーキンググループで議論をいたしております。

例えば、お隣の佐賀県への送客の具体的なプランとか、大分または阿蘇への送客、交通手段をどうするのか、または受入態勢がどうなのかは、それぞれの地域のDMOとも連携をさせて

いただいておりますので、ショーケース機能で九州の魅力を発信しつつ、現地に訪れていただけるような仕組みづくりを検討しているところでございます。

【石本委員】諸外国からのゲートウェイということで、まずはこの九州・長崎IRに立ち寄っていただいてから、例えば一番人気である北海道、九州各県でいけば沖縄も含めてですね。第一の足はこの長崎で、ここでしっかりと情報を確認したうえで、それぞれ各地にまた広がっていただくのが理想かなと思っているんですけど、そうした時に、世界各国も含めて日本の観光地の情報といえますか、総合インフォメーション機能をきちんと。これもソフトの面になるのかと思うんですけども、1か所で予約から交通手段まで含めて手続きができるというような機能も大事じゃないかと思っているんです。そういったものも含めて、さっきの中に入って来るんですか、コンシェルジュというのがありますけど。

【小宮IR推進課長】石本委員のご指摘のとおり、海外から様々なお客様をお迎えするに当たっては、コンシェルジュ機能というのは非常に重要な役割を果たすわけでございます。

補足説明資料の19ページをご覧くださいますと、中央にホテルヨーロッパ、その横に教会がございます。その右側に点線で記載しております早岐港ターミナルとトラベルサポートセンター、石本委員がご指摘の送客施設のメインが、このトラベルサポートセンターです。こちらは九州のゾーン、長崎のゾーン、全国のゾーンといったゾーン分けをいたしまして、様々な情報を発信し体験をしていただく機能を持っております。

併せて、左側に移っていただきますと、県道のそばにメインゲートターミナルがございます。

ここもやはりお客様の発着の場所になりますので、県内または九州、それから全国の魅力を発信するような情報データサービスの提供を行う提案となっております。

石本委員ご指摘のとおり、全国から、また世界各国からお越しになるお客様をおもてなしし、また足を運んでいただけるような仕組み、仕掛けづくりを事業者と検討しているところでございます。

【石本委員】あと、小さなことを言いますと、送客の先としてですね。我々地元としては県北なんです。民泊事業をこれまで県北一帯で取り組んできて、最近はコロナで、この2年間はお客ゼロという状況なんです。実績としては、最大年間3万人ほど来ていました。この地域についても、今後の取組としてはやっぱりインバウンド、または日本からの個々の客を取り込もうという計画をしておられるんですけども、今はなかなか進められない状況なんです。ですから、こういった機会に、そういったところにも周遊を含めて誘客をするシステムをしっかりと、県北と言わず、県内各地にもそういった機能を持たせるように取り組んでいただきたいということです。

それからもう一つは、県内の方にとっても九州にとっても実利面で一番興味があるところが、経済波及効果をどう高めていくかという問題だと思うんです。これまで皆さんからも意見が出ておりました。私もやっぱり。

地元調達100%と業者が目指しているのであれば、具体的にそれをどう達成していくのかという方法なり仕組みなりを、2027年までにしっかりとつくり上げていくのが大事なかなというふうに思っていますので、そこら辺も九州IR推進協議会あたりで協議されるということですが、県下、九州も含めて望む経済効果をし

っかり取り込むのが、まず第一じゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つは、先に山本(啓)委員からお話があったんですけれども、世界で注目されるような施設ということであれば、未来に向けてどういった姿をつくるべきかというのは大事な視点の一つだと思います。今後の観光というのか、ここでの取組が一つの世界のモデルになるような、何か目玉を持っていくのが大事じゃないかと思っています。

これまでの資料で見る限り、「ああ、そうだな」と思うものがちょっと足りないのかなという気がしています。全般的にはそれぞれいいものが出ていると思うんですけど、トータルとして、このIRは最先端をいっているとか、現存するIRに比べてこういう視点が違うなというのを持っていくと、世界各国から注目されて、一度足を運ぼうという行動につながるようなものを、ぜひ組み立てていただきたいと思います。そこら辺はどうでしょうか。

【吉田企画部政策監】ただいまご質問のございました点につきましては、IR自体が、国際会議場や展示場も設けてまいりますので、そういった最先端の技術の実証フィールドとしても使えんと思います。自動運転や空飛ぶ車など、世界最先端の技術を生で見て、議論して、実物にも触れられるというふうなものを、MICEとして展開できるんじゃないかと思っております。

また、先ほどご質問のございました県内の各地域への展開につきましても、実は先般、松浦市長から、IRのビジネスモデルを、ぜひ松浦市でも説明してほしいというご要請がございました。そこには商工団体のほか農業者、水産事業者、また地域づくり団体、観光関係の皆さんにお声かけをいただきまして、12月21日に地元

で説明会を開催させていただきたいと考えております。

そういう動きを対馬の方でも既に実施をしておりますので、そういった各県内の各地域の要望につきましてもしっかりと応えてまいりたいと考えております。

【石本委員】ぜひそれはお願ひしたいと思ひます。

負の面からいけばギャンブル依存症等、心配するところはあるんですけれども、それ以上に期待されるものが大きいのが九州・長崎IRであってほしいと思うし、そうあるべきだと思っているんです。

今はコロナ禍で本当に疲弊している状況でございますが、その一方で未来に向けて大きな夢を与えてくれるような、IRの事業自体がそういったものになってもらいたいというふうに強く思っています。

それから、小さいことですが、イメージパースをパッと見て、第一印象が、宮島委員もおっしゃったことなんですけれども、このクリスタルタワーについても、最初のイメージからすると、何かと、トーンダウンしたなど、第一印象で思っています。なんでここでワインボトルとワイングラスにならんばいかんのかという理由がわからん。(笑声)最初、とっぴりか何かをひっくり返したような感じかなと思ひたんですけど、未来をイメージする時に、ちょっとどうかなと、合わないなというのが直観です。

未来をイメージするといえ、例えば、今、宇宙開発とか宇宙船のあれが、あっていますけど、そういったものを想像できるものとか。

何かね、ちょっと死んでるなど、はっきり言ひた感想です。

それからMICEについても、この形が何を

意味するのかというのが明確でない。せっかくつくるのなら、「うわー、すばらしいな」と感激するような形であってほしいなと。これはもう見た目ですね、見た目が大事ですよ。そう思っています。中身も当然大事なんですけど、見た目も第一印象としては、例えばシンガポールのIRを見た時には、あっと。感激するようなものをつくらないと、と思いますね。これは直観的な印象です。

小さなところは、それぞれ皆さんからご意見があったようなところをしっかりと取り組んで、いずれにしても、世界でも唯一無二の九州・長崎IRを目指してやっていただきたいと思います。以上でございます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮本副委員長】私からも、IRについて質問させていただきます。午前中、今までの委員会の審査、そして一般質問、特別委員会での質問、様々出ているかと考えます。答弁も重複するかもしれませんが、私の観点から質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

県からいただいた資料を基に質問をさせていただきます。

私は、9月の委員会の中で、コンソーシアムの体制について、SPCですね、3,500億円の資金調達の件について、負担割合、様々質問をしまして、大手の銀行、メガバンクはどう関わっているのかという質問の答弁としては、今調整しているので、来月の事業基本計画においてしっかりと提案をしていただく方向で考えておりますという答弁だったんです。

素案の15ページ、「CAIグループ【体制】」の中で、総合コンベンション企業等、エンターテインメント関連企業、大手テクノロジー云々とありますけれども、私としては、ここに具体

的に名前が挙がってくるんだろうなと予想しておりました。

午前中からのいろいろの質疑、そして答弁を聞いていると、今、非常に大事な時期なんですよと、先方にとっても、そしてCAIにとっても大事な時期であって、なかなか出せませんという答弁で一定の理解はさせていただいたところですよ。これを踏まえて。

先ほど宮島委員からもあったんですが、日本経済新聞の記事の中で林社長が、運営主体の構成企業や資金調達の計画はいつ公表しますかという質問に、「2022年3月の長崎県議会の議決まで企業名は明かせない。関与する業態は1,000以上に及び、構成企業は50者前後になる見通しだ。九州や長崎から3割、CAIのチームから3割、首都圏の投資家や事業者から3割程度を想定している」とお答えになっています。これ、取りようによってはですね。

これは確認させてください。2022年3月の県議会まで、企業名は明かせない、議決まで明かせない。これは、議決になってから明かすという捉え方もあるのかなと考えたところなんです。いやいや、それはいかんやろうと。

午前中、そして今までの答弁であった、公表できる段階で公表しますという県の答弁と林社長のお答えと、ちょっと齟齬があるんじゃないかと感じたところです。この林社長のお答えについて、どう受け止められているのか、政策監、ちょっとお聞きしていいですか。

【吉田企画部政策監】ご指摘の日経新聞の記事によりますと、確かに議決までは企業名は明かせないとおっしゃった模様でございますが、これにつきましては、午前中に課長からご説明申し上げましたとおり、国に提出する、申請をする様式に沿って、公聴会を実施しなさいということになっていきますので、公聴会の前までには

議員の皆様にもご説明をさせていただくということで、今後、林社長ともその辺の情報をしっかりと共有をして対応してまいりたいと思います。

【宮本副委員長】こういう発言は非常に大事であります。新聞記事になるということは発言していらっしゃるということでしょうから、しっかりと連携をとっていただきたいと思っております。

午前中もありましたけれども、公聴会は来年2月ぐらいに行うということですが、となれば我々議会にも2月ごろには、こういうSPCの体制が示されるという認識でいいんでしょうか。それも確認させてください。

【吉田企画部政策監】公聴会をするに当たりましては、必ず事前に議会にご説明申し上げたいと思います。

【宮本副委員長】4月28日が期限ですので、我々としてもそこはしっかりと議論させていただきたいところですので、できるだけ早期にお示しいただければと考えております。

併せまして日経新聞の中には、これは記事の書きようなんだろうけれども、私は意外に思ったのは、メディカルモールを取り上げられているんです。ヘルスツーリズム、私としてはメディカルツーリズムだろうと思っているんですが、このメディカルモールには様々な診療科のクリニックや薬局などが入るといった記事が載っていて、本日いただいた素案28ページにメディカルモールは確かにあるんですが、これは富裕層をターゲットとしたメディカルモールだと私は考えているんですが、28ページには具体的に「6つの診療科目」と書いてあるんです。これは、CAIから提示されている診療科があれば教えていただければと思います。

【吉田企画部政策監】このやり取りにつきまし

ては、事前に内容のご相談を受けたわけでもございませぬので、その辺につきましてはしっかりと確認をさせていただいて、また後日ご報告を申し上げたいと思います。

【大場委員長】政策監、補足説明資料に具体的に数まで載っているの、6つの診療科は、現状としてはまだ確認をしていないということですか。

【吉田企画部政策監】確認をして、またご報告させていただきたいと思っております。

【宮本副委員長】了解しました。6つの診療科目にこだわるわけではないんですが、具体的に出していらっしゃるので、こういったものが来るのかなと、ちょっと興味があったものですから。先進の最先端医療施設と書いてありますので、ちょっと興味をもったところです。

私の考えが間違っていたら、おっしゃっていただければと思います。これは滞在していらっしゃる富裕層の方をターゲットだろうと思うんですが、例えば1週間、2週間、1か月滞在していらっしゃる方が、一緒に健診とかをやってみようというイメージでつくられるメディカルモールという認識なんです。まちの中にあるごくごく一般的な医療モール、例えば我々が立ち寄って、保険証を見せて診察をするような医療モールとは違うという認識でよろしいんでしょうか。それも確認させてください。

【吉田企画部政策監】このカジノオーストリア自体が、実はヨーロッパ方面で湯治場的なところに滞在する方に楽しんでいただくということでスタートしたと伺っております。ですから、こちらでイメージされているものも、海外の富裕層の皆様にも、例えば自由診療等で健診をしていただいて、体調を万全に整えながら滞在を楽しんでいただくというようなものが基本であろうと思っております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。私も自由診療だろうと考えておりましたから、確認をさせていただきました。富裕層が定期的に通っていただけるような、すばらしいメディカルモールになることを私からも要望させていただきます。

それと、交通に関してです。これも宮島委員からありました。素案の35ページに「合計約147億円を拠出」とあります。これ、結構具体的な数字だなと思って見ておりました。

これは県が示したのか、それとも事業者から提案があったのか、その確認をさせていただければと思います。

【吉田企画部政策監】この147億円につきましては、実施方針を出します時に、募集要項の中で事業者を示して募集をかけております。

その根拠となっておりますのは、I Rの実現に資するために行政の方で整備をさせていただく交通インフラ等々でございまして、具体的に申し上げますと、道路関係に約31億円、港湾関係に約26億円、またこれは佐世保市になりますが水道・下水道整備に約42億円といったようなものを積み上げまして、概ね300億円ぐらいになりますので、そのうちの約半分をご負担いただくという考え方のもとに、この147億円を算定したものでございます。

【宮本副委員長】そうすれば、30ページ、31ページに陸上交通と海上交通とあります。これは、その147億円には含まれないという認識でよろしかったのでしょうか。確認させてください。

【吉田企画部政策監】インフラ整備の部分の負担金の147億円でございますので、実際に運航する船舶等の金額は含んでおりません。

【宮本副委員長】インフラ整備、公共施設、こういった形で整備していただくのは非常に助か

ります。田中委員からもあったとおり、交通渋滞は周辺の住民の方々にとっては本当に大きな問題ですので、どういう形の整備になるのかは今後なんだろうけれども、こういった形で事業者が負担して整備をきちっとしていただくことは大事なので、鋭意取り組んでいただきたいと考えております。

パースについていろいろ質問がありましたが、19ページです。私も特別委員会でパース図を見せていただいて、わずか3週間で変わるんだなと、饗庭委員もおっしゃったとおりであります。

これは、最終的にはいつ頃決まると言うのは難しいんでしょうか。こうなるんですよと固まる時期というか、C A I J から出される時期としては今年中ですよ、1月中ですよと、県としてはここまでという期限はお持ちですか。それも確認させていただければ。

【吉田企画部政策監】パース等がころころ変わるのもどうかと思いますので、これを基本に進んでいくと理解しているところでございます。

【宮本副委員長】そのうえで、M I C E 施設ですけど、これは周辺の景観と調和がとれているのかなと思ってですね。ちょっとテントウムシのような形をしたM I C E 施設になっているので、やけに飛び出ているというか、合わないんじゃないかなと、これは提案です。今だからこそ提案できるので、これはもうちょっと考えた方がいいんじゃないかなと思います。

M I C E とホテルがつながっていないような感じなんですけど、これは地下でつながっていたりしますか。それを確認させてください。

【小宮I R推進課長】午前中のご質問の中で、地盤から12メートルほど高く人工の地盤を造りますと申し上げました。既存のホテルヨーロッパがありますが、その2階程度ぐらいまで人工地盤で上げて、そこに。

16ページのパース図でご説明しますと、教会が、突出しているところがありますが、これがグラウンドレベルから12メートルのところ、そこに人がいるという状況です。

17ページの左上にまちなかの景観がございしますが、人が歩いているところが人工地盤という想定で、この下が全天候型で行き来ができる施設という提案でございしますので、副委員長が今ご指摘のとおり、M I C E 施設と後ろのホテル、口の字になっていますタウンビル、こういったところには雨天の場合も、下で通路がつながっているという設計でございます。

【宮本副委員長】課長、具体的にありがとうございます。長崎M I C E を見ても通路がつながっていますので、私は雨の日を心配していて、ケータリングをする時に、食事とか運ぶ時にどうするんだろうなと思っていたら、地下でつながっているんですね。これはすごい施設ですね。下が広い空間になっているという状況と確認をさせていただきました。ちょっと安心をいたしました。

そして、ホテルです。27ページに4つのホテルが掲げられています。 のクリスタルタワーホテルについてはハイアット、 の旧ホテルヨーロッパはザッハー。よかったですね、ザッハーは本当に良かったと思っています。 のタウンホテルと の高級旅館については、別の企業に当たられているという認識でよろしかったのでしょうか。ちょっと確認をさせていただければと思います。

【吉田企画部政策監】経営主体の個社名につきましては、行政の方から申し上げるのはなかなか難しくございます。恐らく個社の了解がとれたものを発表されているのだと思いますので、ご理解いただければと思います。

【宮本副委員長】ありがとうございます。と

にかく少しずつ、今の段階でこのペースでいいのかどうかは別として、決まっている状況を確認させていただいたところです。引き続き、我々に早目に提示できるようなスピード感で、C A I J と対応していただければと思います。

最後に要望、提案です。23ページのジャパン・ハウスです。これはクールジャパンとあります。アニメ、ゲームの上映会や発表会、これはぜひともですね。

私はアニメツーリズムを推進しているんですが、アニメは日本の文化です。アニメは世界中に日本をアピールしてくれる、ものすごい大きな力があります。よって、アニメの取り入れをC A I J にもお伝えいただければと思います。日本の文化として広く広く、eスポーツもそうです、浅田委員も一般質問でされていましたが、取り入れていただきたいと思います。難しいですかね。今、こういったものを行っているんですというのがあれば教えてください。

【吉田企画部政策監】この23ページに掲げています歌舞伎とアニメでございしますが、写真のとおり、日本の伝統芸能、強みである歌舞伎とアニメの3D立体画像を組み合わせた、実際に上演されたものの著作権等をお持ちですので、そういったものを例示として掲げております。日本の強みであるアニメ、ゲーム、そういったものもジャパン・ハウスの中で展開をしていきたいということと承知しております。

【宮本副委員長】ありがとうございます。ぜひとも長崎からアニメ文化を発信する、世界に日本国内にという思いは非常に大事ですので、私としても強く希望するところですので、引き続きのご対応をお願いしたいと思います。またいろいろ案件が出てきたら、提案も踏まえて、いろいろ意見させていただければと思います。

日々日々、こういった形で質問を受けながら、

対応には課長、政策監、部長をはじめ、様々なご苦労があられるかと思えますけれども、これは非常に大事な事業です。長崎のみならず、九州にとって大事な事業ですので、勝ち取るまで、そして勝ち取った後も尽力をお互いに共にしていければと考えておりますので、よろしくお願い致します。

【大場委員長】室内換気のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後3時50分より行います。

-----  
午後 3時40分 休憩

-----  
午後 3時50分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

【田中委員】今から少し、あなたたちへの激励の意味を込めて質問するんだけどね。今、いろいろな話を聞いていると、どうもまだ基本構想、基本計画程度だね。実施計画までいっていない。ゼネコンが入って、ぴしっとした計画が出ているならば、いろいろなことが想定できるけれども。

何しろ急いでもらわないと、簡単にいかないよ、急がなきゃ。国の認定をベストな案で、長崎県案でいくわけだから。オーストリア案でいくわけではないのよ、長崎県案として出すわけだからね。だから、何しろ国の認定を勝ち取るためのベストを、ベストのベストのベストの案を考えてやってもらわなきゃ。勝ち抜かなきゃいかんわけだから、負けたら終わりなんだからね、次はないわけだから。そこら辺は慎重に、今から国に対して、それからオーストリアの企業に対して、実現性がある、持続性がもてる案をつくってもらわなきゃいかんと、お願いしておきたいんですがね。

現状、いろいろな話を聞いていると、私個人は

やっぱり不満。熟度が全然ない、熟度が。それは、さっき言ったように実施計画でないからね。間に合わせてくださいよ。

2月定例会に合わせるとなると、どういう構想でもってやろうとしているのか。臨時議会が何かでやるならば、まだちょっと余裕があるかもわからんけれども、知事選挙もあるからね。これが一番問題なんだ、知事選挙が。そこら辺、何かあればちょっと聞かせてください。

【吉田企画部政策監】ただいまご指摘のとおり、議会との関係、また委員会そのものもメンバーがお代わりになります。そのようなことを含めつつ、しっかりと検討して、今、案を幾つか練っているところでございますので、はっきりしましたら、またご相談をさせていただきたいと思っております。

【田中委員】国に上げて、どのくらいで国からオーケーが出るんだろう。10か月程度で出るのかな。来年なのか、来年度の末なのか、来年の12月ぐらいなのか。来年度末というとな来年の3月末という形になるよね。

それともう一つは、その後の小規模の変更が可能なのかどうか。これは小規模といっても、あるけれどもね、ちょっと聞かせてください。

【吉田企画部政策監】審査期間はどれくらいなのかというのは、国からはまだ表明されていません。今はっきりしているのは、今年の10月1日から来年の4月28日が申請期間でございますと明示されております。

なお、国の審査委員会の委員名簿などは、もう公表されております。それらの委員とは、長崎県の担当者、またその関係者も含めて接触しないようにということで通知が来ているところでございます。

ですから、いつ頃になるかというのははっきりしていないんですが、提案が具体的に出そう

な候補地が3つでございますので、それを考え合わせますと、恐らく来年の秋から冬頃には何らかの結論が出るのではなかろうかと、これは私どもの予測でございます。

【大場委員長】 もう一つ、提出後のプラン変更は。

【吉田企画部政策監】 小規模変更につきましても、特に指示はありませんので、私どもとしては、100%の状態のものを申請をするつもりで、今、準備を整えているところでございます。

【田中委員】 何しろ熟度という感じで言うと、もう本当に物足りない感じだから、今の状況では、さっぱりわからんというところもあるからね。

例えばの話、840万人と想定されているけれども、外国人がどのくらいなのか、日本人がどのくらい、日本人も九州圏域をどのくらいの比率で見ているのか、そこら辺も大きなポイントになると私は思っているんだけどね。

だから、840万人を365日で割ると、1日に2万3,000人くらいかな。そうすると、土日とか、今日は多いなという、3万人から3万5,000人くらいになるだろう。そういう時にはどういう形になるか、シミュレーションをしなければいけません。

3分の1がカジノに行くだろうと想定しているわけね、3人に1人が。280万人行くと3,000円で84億円入ってくるという計算をしている。平均して1日大体7,600人、1万人くらい行くこともあるだろうね。そうすると、ホテルが2,000室では、とてもじゃないけど足りないというのは誰が見たって当然の話だ。そういうところに私は不信感を持つわけ。2,000室以上と書いているから、5,000室まであるかもわからんけど。滞在型のリゾート施設ですよ。そこら辺は、私はやっぱり注意する必要があると思うね。

それから、最大3万人を想定すると、空港、鉄道、陸はバス、普通車、それぞれで大体4分の1ずつと見て7,500人だ。それでどうなのか。空の7,500人はちょっと多いかなと思うし、鉄道の7,500人は少ないかな、バスの7,500人はちょっと多いかなと、バスが300台近く要るからね。普通車が7,500人じゃ少ないでしょうとなると5,000台くらい。そういうシミュレーションをできるのよ、やれば、いろいろなことを。それはハウステンボスに聞くと大体の流れがわかる。

だから、駐車場も普通車で1万5,000坪、バスが300台いると1万5,000坪くらいだろう。そういう問題がいろいろと出てくるから、ぜひ熟度の高いものを想定して動いてほしい。

それから、最後をお願いになるんですけど、周辺の交通インフラ、生活インフラを、本当に少し慎重にやってほしい。この前の花火だけでさえ大騒ぎだから、それプラスだからね、今度はね。だから、交通についてはね。

一番奥にメインがあるのよ、一番奥に。駅から、車で行くと4.5キロあるよ、一番奥まで4.5キロ。そんなに近くないんだよ、駅からでも。針尾橋を回って、ずっと行って一番奥まで行きました。そういうのをどうするのか。ハウステンボス駅から車で4.5キロ、モノレールで行ったとしても2キロから2.5キロくらいある。

海から行く手もあるのよ。ハウステンボス駅を降りた海からすーっと行く手もあるのよ。今まであなたたちは想定したこともないかもわからんけど。いろいろなことを考えて。

最後はやっぱり行政が投資しなきゃだめよ。県・市が金を出さなきゃ、成功しないと私は思う。さっき、147億円の企業負担があると、ちょっと聞いていたけれども、こんなことではつとまらないよ、桁が違うくらいにかかるよ。駅からモノレール一つつくるって、何百億円

だったんだからね。何十億円じゃないんだよ、百億円単位でかかるというので、多分、諦めたところもあったと思う。

最初、オシドリさんに聞いた時は、でっかい、びっくりするような構想だったから、これはという話になったんだけどね。

だから、外のインフラに結構金がかかるということ、少しオーストリアさんは知らない感じがするね、枠の中だけの話で。外の方がお金がかかる。ぜひ頑張ってもらいたいと思う。今の案では具体性に乏しいし、ちょっと不安をもっているけれどもね。

最後に一つだけ、企業がどう言っているか聞いてほしい。

普通は、3,500億円投資すると7年ぐらいで回収するのよ。昔は、更新時期は7年という案も一つあったのでね。7年で企業が代わる可能性もあったので、そうすると500億円もうけなきゃいかん。1,500億円のGGRだけでは足りない。だから、さっき700億円のその他の収益がありますよと、その半分の350億円ぐらい売上がありますよと聞いて初めて、ああ、採算がとれるなという気はしたけれどもね。

だから、いろいろなことを想定して。企業よりも、長崎県案の方が内容がいいと、ただ採算性の問題だけが出てくるけど、どこまで投資できるか、向こうがね。ぜひ頑張ってもらいたいとエールを送って、私は終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】最後に申し訳ないんですけども、繰り返しのことも多いかと思いますが、これまで出た質問を、改めて再確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど山本(啓)委員がおっしゃるとおり、まさにこれは国の中での闘いの場であるからこそ、私たち議員も真剣勝負ということで、今回、こ

ういう質疑に挑ませていただいております。

県民に対する説明責任が一番重要だと思いつつながら、チェック機能である議会がしっかりと質疑をさせていただく。先ほどの繰り返しになりますが、しっかりとそういった情報も与えていただきながらやるのが、一体となってこれを勝ち取ることにつながるのではないかと考えておりますし、個人的にも、何がなんでも成功裏にIRを推進したいと思うんです。

そんな中で、例えば素案の中に載っているメディカルモール一つとっても、確認がちょっと不十分なのではないかという気がしたわけです。私が議会で様々な質問をさせていただいた時に、部長は何度も何度も、事業者と確認をしています、確認をしていますという言葉があり、それを我々は受け止めているわけですが、このことを細かく詰めていくと、そうではないと。

とするならば、この素案はまだまだ変わっていく可能性が非常に大きいのかなという気がするんですけども、そうすると予算とかも関わってくることになりますので、そのあたりはどうですか。先ほど確認をしますとおっしゃっていたので、改めて聞かせていただくんですが。

【吉田企画部政策監】医療モール等につきましては、県庁の中にも所管の医療政策課がございますので、例えば地域医療計画等々の病床の兼ね合いとか、あるいは地元の医師会との調整等もございます。事業者の提案が固まってまいりましたので、詰めるべきところにつきましては、私どももしっかりサポートする立場で詰めながら進めていきたいと思っております。

【浅田委員】今はメディカルモールに関してでしたけれども、私が言っているのはそういうことではなくて、ここに提案いただいている全体的な様々なことに関して。今のようにそれぞれの部署があって、1個載ってきたからと、だけ

れども。

後で聞く予定でしたけど、公聴会だって、いつする予定だったのか。和歌山県とか、もっと早くするはずだったのに、その説明不足のところでもめていると。そういったところをしっかりと答えいただけますか。

【吉田企画部政策監】午前中に課長から説明申し上げました200ページの様子をばらしまして、それぞれに県側の担当とカジノオーストリアインターナショナルジャパン側の担当をしっかりと名前を記して、日々、細かいところを詰める作業しております。粗々の外枠を今日ご説明させていただきましたが、もちろんこの中にはしっかりと詰まった部分もあるということでご理解をいただきたいと思います。

この委員会で説明をさせていただきました内容で、県民の皆様にもしっかりと説明をさせていただいて、その後、その中身がしっかりと提案様式100%に固まったところで、また公聴会を開催していきたいと考えております。

【浅田委員】今月にも15日、17日と長崎と佐世保で説明会がありますね。これまでも、県議会は1回外されましたけれども、県内38か所での様々な説明会があると。

その説明する中身は、15日以降はこの素案になって、公聴会の前にも何度も何度も、この素案に基づいて県民に情報発信をしていくという理解でよろしいのでしょうか。

【吉田企画部政策監】県民の皆様に向けてもそのとおりでございますし、また、これはオール九州の関心事項にもなっていますので、12月20日には九州IRシンポジウムという形で福岡でも同じ内容で事業者の提案についての説明をさせていただきたいと思っております。

【浅田委員】15日、17日、20日のことに関しても、ホームページを見てと、こちら側から見

に行かなければ、情報発信があまりなされていない。

これだけ多くの県民の税金を使う事業ですし、皆さんも一生懸命、我々も真剣にやっているわけですから、もっと広くお伝えをしていかないと、説明不足だったと後でなっちはいけないと思うのですが、そのあたりの情報発信も含め、公聴会のことも含め、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

【吉田企画部政策監】まず、15日と17日の説明会につきましては、それぞれ定員の7割ぐらいはもう申込みをいただいておりますので、一定、この広報についても伝わっているのかなと考えております。また、議員の皆様には、11月22日にIR通信という形でお知らせをしております。

そのほか公聴会等につきましても、本日のご指摘も踏まえまして、しっかりと県民の皆様にも早目に伝わるような形で進めていきたいと思っております。

【浅田委員】公聴会の時には、午前中の答弁によると、しっかりとこの様式が固まって、また事業者の名前も出なければならぬと。今も日程の確認がありましたけれども、来年は知事選があり、すごく時間がない中で、最終的に出たものはやっぱり議会でも議論していかないといいけない。でも、このメンバーでの委員会は今日までなので、後々どういうふうに議会で議論していくかというのは、こちら側で考えなければいけないところだと思うんですが。

これまで9月定例会でも、進捗があれば説明しますというような委員会答弁があったんですが、それすらなかったもので、この間の議会で、すごく細かく詰めさせていただいた状況です。今後は、とにかくもう時間がない中で、まして我々が一番知りたいところがまだ知らされてい

ない状況でありますので、そこは議会と密にやっていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉田企画部政策監】本日のご指摘、また各委員とのご議論を踏まえまして、しっかりと、事前に十分な内容を説明できるように準備してまいりたいと思っております。

【浅田委員】そういう中で、改めてここで1点だけ確認をしたいと思えます。

最後の方までずっと、いろんな事業計画のパスがあって、どういう事業ができてと、夢あふれる内容のご答弁が何回も繰り返されました。

でも、やっぱりどうしても最終的には財源だと思います。皆様方が努力をして、さっきわかりましたけれども、協力会社ではなくて出資者をしっかりと集めているということがありました。そういったところも、やっぱりどうしてもゼネコンさんが決まらないと、また大きく図が変わってしまうということは往々にあると思うんです。

これだけ描いているけれども、今決まっているのかもしれませんが、決定したゼネコンによって、描いたものと、いろんなことがまた変わっていくことも考えられます。絵に描いた餅の議論だったというわけにはいかないの、やっぱりお金がないとできない事業だとも思いますし。

繰り返しになりますが、附帯意見に「各グループからの提案については一定評価できるものの、事業の根幹となる財務面における資金調達の実確性のさらなる確保や、十分な規模の継続的な再投資計画の検討」等々とうたわれています。これが出たのは8月でございます。そこからもう4か月たっている中で、十分に進んでいるというふうに思っておりますのでよろしいのでしょうか。

【吉田企画部政策監】I R事業は、日本で初め

てのことであり、各企業の皆様も、これまでの経営判断で行われてきた事業と全く異なる事業スキームになっていきますので、それ相応の経営判断や意思決定が必要となっていると推測されるところでございます。

その中で各事業者それぞれ、例えば一つの情報で株価が左右されたりとか、企業活動の機微に関わることでありますので、本会議の時に部長が答弁申し上げましたように、これ以上の県からの答弁は控えさせていただきます。この機微の中で、どうしても言えない部分があるということをご理解賜ればと思うところでございます。

【浅田委員】わかりました。その部分は理解をしたいと思えます。そのうえで。

実績や実現可能性を明確に確認できるものを評価したとございました。これはもちろん名前とかは関係なくて、この最終審査に残った3者は、どこも全て、今の状況の中での出資者などに関して確約書等々はあるんですか。

【吉田企画部政策監】それぞれの審査の内容については、この場で説明は差し控えさせていただきますが、少なくとも、この審査要領に基づいて適切に審査委員会によって審査をされた結果であるということでございます。

【浅田委員】すみません、不勉強で申し訳ないんですが、こういう場合、確約書的なものを添付しなければいけないという要綱はあるんですか。それを付けなくても別に問題はなくて、ある一定、こういう企業の出資ができる。

そこは別に企業体を聞いているわけではなくて要綱の部分なので、お答えいただければと思えます。

【吉田企画部政策監】一般に、審査の対象がエビデンスをもって確認するということになっておれば、付いているとお答えさせていただきます。

【浅田委員】すみません、私はIRの要綱について、ほかのエビデンスのことではなくて、この審査ではどうなのかというところをお伺いしています。

【吉田企画部政策監】一般的にもそうでございますし、このIRの要綱に基づいてももちろん同じでございます。

【浅田委員】わかりました。ということは、この段階においてしっかりと審査をされているところは、確約書等々も出されていたと認識をさせていただいてよろしいでしょうか。そうすれば、いろんなところが、きちっとそういう財務的なところを確約できていたという安心材料にもなるんですが、いかがでしょうか。

【吉田企画部政策監】一次審査の財務能力、運営能力につきましては、実績、実現可能性等が明確に確認できる者のみを評価対象としておりますので、そのとおりということでございます。二次審査については、提出書類についての守秘義務がございますので、この場では答弁を差し控えさせていただきます。

【浅田委員】提出書類について、どこの会社が出したとか出していないとかじゃなくて、こういう場合の審査に関して、どのような書類を出さなきゃいけないと普通はオープンになっているものかなと思って、私だけの不勉強かなと思ったのでお伺いしたんですが、それは、手を挙げた業者じゃないとわからないことがいっぱいあるということですか。

【小宮IR推進課長】浅田委員ご指摘のとおり、この3グループに対して、クローズドの情報として、どういった添付書類を求めるかというのは県の募集要項で定めていますので、その内容について3グループから提出をいただいたものでございます。それについて、こういった確約書が添付されたかどうかということについては、

政策監が答弁しましたとおり、この場での答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

【浅田委員】わかりました。この審査講評に、そういう確認できるものを評価したとあったので、どういったものが必要なかということをお伺いをさせていただきました。

パブリックコメントは、どういう形でとるんですか。公聴会の前ですか。この素案が出た後かなと思っていたんですが、そこはどのような状況ですか。

【小宮IR推進課長】パブリックコメントにつきましては、概ね、この素案で実施をする計画でございます。これは幅広く県民の皆様、企業の皆様から意見募集を行うということで、今月中からスタートして、1月中にも終了したいというスケジュール感で準備を進めているところでございます。

【浅田委員】じゃ、パブリックコメントは議会が終わったら始まり、公聴会の前には多くの県民のご意見をそこでも集約できるという認識とでよろしいですね。

いずれにいたしましても、多くの方たちがこれだけの財源をかけて、何年もかけて、期待をして九州全体の希望が集まっているわけですから、しっかりと審査と、状況と。そして本当に失敗は許されないぐらいの大きなものだと思っておりますので、ぜひ皆様もよろしくご検討をいただきたいと思います。以上です。

【大場委員長】ほかに質疑はありませんか。

【石本委員】この資料についての確認ですけど、私に、あるマスコミから、この資料は各議員の手元にあるんですかという問い合わせがあったんです。今のところはまだと思うんですけど、委員会は今日が初めてですから。

この資料については、各議員にはどのような形で、いつ頃出すのか。また、一般にこの資料

が公表されてもいいのかと、2点を確認です。

【小宮IR推進課長】石本委員のご質問は、県議会の全議員の皆様へ配付されたかというお尋ねだと理解いたしました。12月6日、一般質問の3日目に全議員に配付をさせていただいております。本日の総務委員会でのご議論を踏まえて、ホームページ等に、こういったパース図などもアップいたします。それから、A3の概要版もお示しさせていただいておりますが、これは報道各社にも配付をいたしております資料でございますので、今後、オープンな資料として取り扱っていただければ結構かと思っております。

【大場委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時17分 休憩

-----  
午後 4時17分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月13日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 4時18分 散会  
-----



# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月13日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時54分  
於 委員会室 1

土地対策室長 兼武 寛 君  
交通政策課長(参事監) 小川 雅純 君  
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君  
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 宮本 法広 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 浅田ますみ 君  
" 山本 啓介 君  
" 近藤 智昭 君  
" 坂本 浩 君  
" 宮島 大典 君  
" 石本 政弘 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長 早稲田智仁 君  
地域振興部政策監  
(離島・半島・過疎対策担当) 村山 弘司 君  
地域振興部次長 坂野花菜子 君  
地域振興部参事監  
(県庁舎跡地活用担当) 坂田 昌平 君  
地域づくり推進課長 浦 亮治 君  
地域づくり推進課企画監  
(離島振興対策担当) 徳永 真一 君  
市町村課長 大塚 英樹 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【大場委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び予算に係る報告議案の説明を求めます。

【早稲田地域振興部長】おはようございます。

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をご覧願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分、報告第24号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第14号)」のうち関係部分であります。

はじめに、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で、合計4,453万7,000円の減を計上いたしております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、報告第24号「令和3年度長崎県一般会

計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費について地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年10月22日付けで専決処分させていただいたものであります。

補正予算は、歳出予算で合計4,231万3,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分及び報告第24号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、地域振興部長より所管事項の説明をお願いします。

【早稲田地域振興部長】地域振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した3件につき、損害賠償金合計180万7,803円を支払うため、去る11月17日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。（「リモートワークin長崎プロジェクト」について）

地方への新しい人の流れを本県に呼び込むため、市町とも連携しながら「リモートワークin長崎プロジェクト」に取り組んでいるところであり、11月にリモートワークやワーケーションに関心がある企業を訪問し、県内の取組等についてPRしたほか、12月には、首都圏等の企業と県内地域とのマッチングを行い、ワーケーションの誘致につなげるイベントを東京において開催することとしております。

同イベントでは、本県でのワーケーション等の魅力を発信するとともに、今後、県内で開催予定のマッチングツアーをご案内し、県内のワ

ーク環境や滞在プログラム等を体験していただくこととしております。

この他、親子ワーケーションのモニターツアーも実施することとしており、これらの取組を契機として、関係人口の創出・拡大やU Iターンの促進、サテライトオフィスの誘致等につなげ、地域の活性化を図ってまいります。

（特定地域づくり事業協同組合について）

人口減少が急速に進む過疎地域などを対象に、地域社会・経済の担い手確保と地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とした「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が、令和2年6月に施行されております。

県内においても、「五島市地域づくり事業協同組合」が、同法に基づく労働者派遣事業として認定され、10月には新たに「壱岐市農業支援事業協同組合」が認定され、壱岐市内における青果物集出荷や畑作収穫など農業分野への人材派遣業も進められているところであります。

県としても、離島・半島地域等を中心に、農林水産業、観光業、商工業などの地域産業の担い手確保に向けて、先進事例に係る市町との情報共有等に積極的に取り組むなど、今後ともより多くの地域で制度の活用が進むよう市町への協力・支援に努めてまいります。

恐れ入りますが、総務委員会関係議案説明資料（追加1）の1ページをお開き願います。

（離島の振興について）

令和5年3月末で期限を迎える「離島振興法」の改正・延長については、去る12月10日に、知事が、県離島振興協議会の五島市の野口会長とともに、本県選出国會議員の皆様をはじめ関係省庁等への要望活動を実施いたしました。

当日は、これからの離島振興に向けて、離島

の特性を活かした「新たな日常」の実現や関係人口の創出のほか、スマートアイランドの推進、再生可能エネルギーの活用など、次の時代に合った施策を積極的に講じていただくよう求めたところであります。

今後とも、来年の通常国会での法整備の実現に向けて、県議会及び関係市町と一体となって、国等に働きかけてまいります。

続きまして、総務委員会関係議案説明資料にお戻りいただき、2ページをお開き願います。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興について、令和4年度から令和8年度を期間とする後期計画については、関係市町とも十分に連携を図りながら策定を進めてまいりました。

後期計画の策定に当たりましては、県の総合計画に掲げる政策横断プロジェクト「ながさしまの創生プロジェクト」や先般取りまとめた「離島振興法改正・延長に関する意見書」等における施策に沿う形で所要の修正・更新等を行ったほか、前期5か年に講じた措置、目標の達成状況やそれに対する評価を行ったうえで、対馬、壱岐島、五島列島の国境離島地域ごとの特性を活かした施策等を盛り込んだところであり、11月の離島・半島地域振興特別委員会でのご審議を経て、取りまとめたところであります。

具体的な施策としては、有人国境離島法を最大限に活用し雇用機会の拡充に力を注ぐとともに、航路・航空路の運賃の低廉化、物資の費用の負担の軽減、滞在型観光の促進等に積極的に取り組んでまいります。

今後は、パブリックコメントなど県民の皆様のご意見をお伺いしながら、法で定める市町への意見聴取等を行い、令和4年4月の公表に向けて、所定の手続きを進めてまいります。

（長崎空港の活性化について）

長崎空港の運用時間延長に向けては、これまで継続的に国と協議を重ねてきた結果、来年3月には、航空管制業務のリモート化にかかる環境が整うこととなったところであります。

県としましては、リモート化の実現により、現在の運用時間外の時間帯において、航空路線の受入れが可能となることから、今後における運用時間延長の可能性が大きく高まるものと期待しているところであります。

今後、チャーター便及び臨時便の発着等による運用時間の段階的な延長や、定期航空路線の拡充に向けて、積極的な誘致活動を展開するとともに、2次交通対策や地元大村市内での滞在対策等にも取り組みながら、長崎空港の24時間化の実現を目指してまいります。

（離島航空路線の維持・確保）

本土と離島を結ぶ離島航空路線は、現在、オリエンタルエアブリッジ社（ORC）が保有する39人乗りの中型機2機により運航されているところであります。

こうした中、当該機材は導入後20年が経過し、構造的な寿命を迎えるとともに、既に製造中止となっているため、同社では、地元自治体や経済団体等で構成される長崎県離島航空路線再生協議会のご意見もお聞きし、後継機の検討を重ねられてきました。その結果、令和4年度から48人乗りのATR42型2機を順次導入し、パイロットの養成等を行いながら、令和5年度後半からの運航開始を目指すこととされました。

更新にかかる費用は、1機あたり約23億円の機体2機など、ハード部分として計56億円、パイロットの訓練等にかかるソフト部分として12億円の合計約68億円を見込んでおります。

県としましては、国の航空機購入に係る補助

金、約25億円の活用とあわせ、県と地元市においても支援を行うことにより、引き続き、離島航空路線の維持・安定運航をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、再度、総務委員会関係議案説明資料(追加1)の1ページをお開きいただき、下段をご覧ください。

（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備のあり方については、国土交通省と佐賀県との間で幅広い協議が行われているところであり、去る11月22日に第5回目の協議が開催されました。

国土交通省は、フル規格を前提とした場合の3ルートの比較・検証結果を示した上で、佐賀駅を経由するアセスルートが適当であるとされたところ、佐賀県は、3ルートの比較では、懸念する在来線の利便性に触れられておらず、そうしたことを含めてフラットに議論を深める必要があることや、フリーゲージトレインの可能性についても再度議論したいとの考えを示されました。

また、機構から国土交通省に対して、武雄温泉～長崎間の工事完了の予定時期を令和7年度末とする工事実施計画の変更認可申請がなされたことを受け、同省から本県への意見照会がありました。県においては、早急に新鳥栖～武雄温泉間の整備方式が決定されるよう、格別のご尽力を申し添えた上で、実施計画の変更を了承する旨の意見を述べたところであります。

引き続き、国土交通省と関係者との協議や与党での議論等を注視し、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、総務委員会関係議案説明資料に

お戻りいただき、4ページをお開き願います。

（西九州新幹線の開業について）

令和4年秋に開業する西九州新幹線（長崎～武雄温泉）については、今年の秋に開業1年前を迎えることから、去る10月9日、県民の気運醸成を図るため、諫早市において「西九州新幹線開業シンポジウム」を開催いたしました。

また、11月2日には、福岡市において、「長崎が近づく、西九州に新幹線がやってくる」をテーマにしたシンポジウムを開催するとともに、11月7日には、諫早駅において「西九州新幹線レールウォーク」を開催し、新幹線の地上駅のレール沿いを歩いていただくなど、県内外の多くの方々に貴重な体験をしていただいたほか、県外での誘客促進の一環として、大阪駅を中心とした広報プロモーションを実施するなど、来年秋の開業に向けた取組を進めております。

加えて、11月16日、長崎県新幹線開業効果拡大推進本部会議を開催し、来県された方々に対するおもてなしや、受入体制づくり等の取組を民間が主体となって推進されるよう、議論を深めているところであります。

県としては、新幹線開業まで1年となってきたことから、その効果を県内各地域に波及できるよう、今後とも官民一体となって準備を進めてまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、9月22日から10月18日までパブリックコメントを実施し、県民の皆様等から多くのご意見をいただいたところであります。

現在、これらのご意見等を踏まえ、構想に反映すべき部分などについて精査しており、今後さらに整理を進め、今年度中に基本構想を取りまとめたいと考えております。

また、先行的な賑わいづくりについては、第二別館跡地の利便性向上を図りつつ、先般開催された長崎開港450周年等のイベントに併せ、仮囲いなどを活用して、この地の歴史の変遷などを紹介するとともに、敷地内の通り抜けや出島を見渡せる物見台を設置するなど、地域の方々や長崎市等と連携して様々な活動に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、県庁舎跡地周辺の持続的な賑わいや交流拡大に向けて検討を深めてまいります。

（施策評価の実施について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。地域振興部においては、総合計画に掲げる10の基本戦略のうち、主に「交流を支える地域を創出」や「にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備」に取り組むとともに、地域別計画において県内各地域の特色ある地域資源や特性を活かした地域づくりを推進しており、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち「交流を支える地域を創出する」の移住施策の強化については、ながさき移住サポートセンターを核として、仕事や住まい等に関する情報発信、移住相談会の開催、ながさき移住倶楽部の運営等に取り組んだ結果、センター及び市町の相談窓口を介した本県への移住者数は、平成27年度から約7倍に増加いたしました。

今後の対応方針としましては、SNS等を活用した移住施策のデジタル化を進め、移住希望者の掘り起こしや相談業務の効率化、効果的な情報発信等に取り組むとともに、関係人口の創出・拡大に向けて、リモートワークやワーケーションの受入れを促進するなど、市町と連携しながら事業を展開してまいります。

（第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について）

地方創生に向けた令和2年度から令和7年度までの具体的取組等を示す、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、令和2年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

地域振興部においては、「地域活動を行う多様な主体が支えあう、持続可能な地域づくりの推進」について、市町における地域運営組織を核とした住民主体による集落対策を推進するため、市町へのアドバイザー派遣や補助金等による支援のほか、市町職員等を対象とした体系的な集落対策研修会を開催するなど、市町への支援や働きかけに努めました。しかしながら、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、市町において先進地視察や研修会等の中止・縮小を余儀なくされ、地域運営組織の動きが減速したことなどにより、目標達成には至っていないところであります。

今後の方向性としては、各市町の状況や地域が抱える課題に応じた、きめ細やかな支援を行い、持続可能な地域づくりに取り組む団体の設立促進、地域運営組織と連携した活動を行う団体の育成等に努め、持続可能な地域づくりの推進に取り組んでまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価及び指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。地域振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【浦地域づくり推進課長】私の方から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき提出しております地域振興部関係の資料について、ご説明いたします。

まず、資料の1ページをご覧ください。

9月から10月までに内示を行った補助金の一覧でございます。内訳は、長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金の32件となっております。

続いて、5ページをご覧ください。

9月から10月までの1,000万円以上の契約状況については、総合評価一般競争入札による1件となっており、その関係資料を6ページ及び7ページにお示ししております。

続いて、9ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、長崎県身体障害者福祉協会連合会などからの陳情・要望となっており、9ページから48ページまでにお示ししているとおりでございます。

最後に、49ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。9月から10月までの実績は、長崎県個人情報保護審査会の1件となっており、その議事概要については、50ページにお示ししているとおりでございます。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】次に、交通政策課長より補足説

明をお願いいたします。

【小川交通政策課長】離島航空路線の維持・確保について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

事業の概要でございますが、オリエンタルエアブリッジ社の保有するQ200型機（39席）が導入から20年が経過し、構造的寿命を迎えることから、現行機材の後継機としてATR42-600型機（48席）2機を令和4年度から順次導入することとし、離島航空路線を維持していくこととしております。

資料の中段、ATR導入計画でございますが、後継機のATR42型機について、1号機を令和4年度に、また2号機を令和5年度に購入した上で、パイロット等の訓練を行いながら、令和5年度後半から1号機を就航、令和7年度からはATR2機体制での運航を目指してまいります。

資料下段に記載しております機材更新費用についてでございますが、ATR型機2機の導入にかかる経費の見込みでございます。

機体2機の費用が約46億円、また予備エンジンなど当初備えるべき予備部品等につきましては約10億円、これらのハード部分にかかる費用は約56億円を予定しております。

その下のソフト費用でございますが、パイロットや整備士などの訓練経費及びシステム改修費用などとして約12億円を見込んでおり、ハードとソフト費用を合わせて、機材更新にかかる費用は全体で約68億円を予定しております。

このように、機材更新には多額の費用を要する見込みであり、オリエンタルエアブリッジ社だけで負担することは困難でありますことから、離島航空路線の維持・確保を図るため、今回、長崎県離島航空路線再生協議会のご意見を踏まえて、県と地元市で一定の支援を考えており、

支援スキームの案をお示ししております。記載しておりますように、先ほどご説明したハード費用について、国と県で45%ずつ、またソフト経費について3分の2を地元3市で支援することを検討しているところでございます。

このほか、運航維持にかかる経費として、運航費補助金は、これまでも国と県で2分の1ずつ支援を行っておりますが、安全整備補助金につきましては、離島航空路線を県と地元自治体で力を合せてしっかり支えていくことを目的として、令和4年度から県2分の1、地元3市で2分の1を支援していくことを検討しております。

離島航空路線の維持・確保についての説明は、以上となります。

続きまして、長崎空港の24時間化について、ご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

資料1ページをお願いいたします。

長崎空港の24時間化に向けましては、これまで大きな課題としまして、運用時間は、たとえ30分の延長でも、管制にかかる職員の増員が必要なことから、国からは具体的な定期便の運航計画を示すよう求められ、一方の航空会社としては、先に運用時間の延長の見通しがないと検討も難しいとのことで、なかなか進展しなかったという背景もございました。

しかしながら、この間、国と協議を進め、令和元年度より航空管制業務の一部リモート化に向けた整備に着手し、令和3年度中に必要な環境が整うこととなったところであります。

こちらに、リモート化と延長のイメージを示しております。図の上半分をご覧ください。

こちらは、運用時間帯と管制の様子を図示したものととなります。現在の運用時間は、左側7時から、右側に向かって22時までとなっておりますが、リモート化後のイメージとして、両端

を黄色で着色しております。なお、昼間の時間帯は、これまでどおりの管制業務として灰色で着色しております。

現時点においては、7時から22時まで全ての時間帯について、灰色部分の航空管制官による管制が行われており、長崎空港の管制官が目視にて航空機に指示を出しております。

これが、リモート導入後は、離発着の少ない時間帯1～2時間について、長崎空港に新たに設置されるカメラを通して、福岡空港の飛行援助センターで空港の様子を確認し、必要な情報をパイロットへ提供することとなります。

次に、延長のイメージにつきましては、下半分をご覧ください。両端の着色部分について、下に向かって、リモート化による段階的な延長イメージを示しております。今後、運用時間を延長する場合には、先ほどの灰色の部分の時間帯はそのままに、リモートの対応時間を少しずつ延ばすことにより、運用時間全体を段階的に延長していきたいと考えております。

現在、航空会社は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けており、直ちに早朝・深夜帯の定期便を運航してもらうことは困難であると考えており、まずはチャーター便や臨時便、季節運航から進めていき、将来の定期便化につなげてまいりたいと考えております。

2ページをご覧ください。

一部リモート化が実現しますと、航空需要に応じた運用時間の延長の可能性が広がることとなりますが、24時間化の実現には、併せて課題の解決も必要となります。このため、24時間化推進委員会の下部組織として、2次交通対策、空港ビル内受入対策、大村市内滞在対策、利用促進対策の4つのPTを設置し、具体的な検討を進めているところでございます。

また、運用時間延長を見据えた新たな取組といたしまして、令和4年元旦にANAが初日の出チャーターフライトを、RCが、1月の1か月の間、長崎—対馬線における深夜早朝帯の実証運航を、関係者の多大なるご協力により、運用時間外の運航として実施されることとなっております。

県としては、航空管制の夜間早朝帯における一部リモート化を契機に、路線の拡大が図られるよう、誘致活動を一層強化し、運用時間の延長を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、地域振興部次長より補足説明をお願いいたします。

【坂野地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートについて、ご説明いたします。

資料につきましては、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれた資料をご覧ください。

11月22日に国土交通省幹線鉄道課長と佐賀県地域交流部長による第5回目の幅広い協議が行われました。概要につきましては、裏面の2ページをご覧ください。

今回の協議では、主に整備方式やルート、在来線、最高速度が時速200キロのフリーゲージトレインについて議論が行われました。

まず、整備方式・ルートにつきましては、国土交通省から佐賀県が求めていたフル規格を前提とした場合の3つのルートについて比較・検証結果を示しました。

資料の3ページをご覧ください。

こちらの資料は、協議の際の国土交通省の説明資料でございます。赤色が佐賀駅を通る、い

わゆるアセスルート、緑色が佐賀市の北部を経由する北回りルート、紫色が佐賀空港を経由する南回りルートといたしまして3つのルート、この3つのルートについて比較が示されております。

資料4ページをご覧ください。

これら3ルートの概算の建設費や投資効果、収支改善効果等を国土交通省において整理した資料でございます。

概算の建設費につきましては、アセスルートの約6,200億円に対しまして、北回りルートは約5,700億円から6,200億円、南回りルートは約1兆1,300億円とされております。また、投資効果につきましては、アセスルートの3.1に対し、北回りルートが2.6～2.8、南回りルートが1.3とされております。

このような比較・検証結果等から、国土交通省はアセスルートがベストな選択肢ではないかという考えを示されているところであります。

資料は、再度2ページの方にお戻りください。

これらの資料が示されながら説明があり、整備方式・ルートにつきましては、国土交通省の説明に対しまして、佐賀県からは、新幹線ができることによる北部九州や九州の発展について、100年先を見据えた説明がなされると思っていたが、そのような説明はなく、そこの共有ができていなかったとすれば残念だというような考えを示されております。

また、3ルートの比較の説明では、佐賀県が懸念する在来線の利便性に触れられておらず、そうしたことを含めてフラットに議論を深める必要があるとされております。

また、在来線につきましては、国土交通省は、在来線について議論を進めるのであれば、営業主体のJR九州も交えて議論すべきだとされま

したが、佐賀県は、フル規格で整備された場合の在来線への影響として、特急列車がなくなるなど様々な影響が懸念され、こうした点についても議論を進める必要があるとされた一方で、JR九州とフル規格を前提にして話をするというところにはないとの考えを示されております。

また、最高速度が時速200キロのフリーゲージトレインにつきましては、国土交通省は、対面乗換に比べて博多から長崎間の所要時間が約4分増加することとなり、より不便になる技術開発を実施することは困難であるとともに、耐久性、経済性においても、最高時速270キロの開発を断念した際と同様に課題が残ることから、その開発に予算と時間を費やすことは現実的ではないとされております。

一方で、佐賀県は、200キロのフリーゲージトレインにつきまして、可能性があると思っており、所要時間がわずか4分しか違いがないとも考えられ、次回の協議において再度議論をしたいとされているところでございます。

資料1ページにお戻りください。

11月24日の斉藤国土交通大臣の記者会見におきまして、今回の幅広い協議の結果を受けましてコメントされております。

全国の新幹線鉄道ネットワークにつながるものが地方創生、また防災・減災等の観点から重要であり、九州地域、また西日本地域の未来にとってどのような整備のあり方が望ましいか議論を積み重ねていきたいという発言がございました。

次に、12月2日には、国土交通省から長崎県に対して、武雄温泉から長崎間の工事実施計画の第2回の変更について意見照会があり、本県から回答いたしております。

この変更は、これまで平成24年の認可からお

おむね10年後とされていた工事完了の予定時期を、開業後の残事業に必要な期間の確定に伴いまして、工事の終期につきまして、令和7年度末に変更するという内容でございます。

内容としてはそういった内容となり、問題がないことから、県としては変更を了承し、また、早急に新鳥栖から武雄温泉間の整備方針が決定されるよう、国土交通省に格別のご尽力を要請する旨の意見を申し上げたところでございます。

県としましては、引き続き、国と佐賀県の協議や与党での議論、関係者の協議など、状況を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

西九州ルートにかかる最近の主な動きについての説明は、以上でございます。

よろしくお願いたします。

【大場委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明をお願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。

お配りしております、総務委員会補足説明資料の「県庁舎跡地活用に関する検討状況」をお願いいたします。A4縦の資料でございます。

本年9月から10月にかけて実施をいたしました、県庁舎跡地整備基本構想（素案）に対するパブリックコメントの結果等について、ご説明させていただきます。

の実施状況にありますように、51の個人・団体から98件のご意見をいただきました。意見の内容としては、「歴史を活かした利活用」をはじめ、「県民市民や観光客等による賑わいの創出」、「オープンイノベーション等の交流促進」など、基本構想素案に掲げる各分野について、幅広いご意見を頂戴いたしました。

いただいたご意見等の対応を下段の表に整理

をしておりますが、基本構想の素案に関連する内容のご意見を多くいただき、対応区分のAからCの整理により、いただいたご意見の全体、または一部について、基本構想への反映並びに具体的な機能の検討の中で精査を行ってまいりたいと考えております。

2ページをお願いいたします。

具体的な反映イメージを整理いたしております。市役所通りも含めたエリアの一体的なブランディングにも留意した利活用を図ることや、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に留意して機能全体を検討することなど、いただいたご意見の趣旨を具体的に基本構想に反映したいと考えております。

また、中段に記載しておりますように、対応区分のBやCのご意見につきましては、整備する機能の詳細や個別の設備等に対する具体の提案を多くいただき、基本構想の中に機能の具体例等として盛り込むことなどについて検討してまいります。

なお、対応区分Dの8件のご意見については、ご提案のあった施設等の規模や費用面などから、反映が難しいと考えているところであります。

今後のスケジュールとしましては、パブリックコメントでいただいたご意見等を踏まえ、さらに検討を重ね、今年度中に基本構想を取りまとめまいりたいと考えております。

3ページから6ページにかけましては、いただいた主な意見等の概要を整理いたしております。

左から2番目の欄の意見区分ごとに整理をいたしております。まず、構想全般につきましては、個人や団体の主体的な取組を促す機会を設けることなど、運営や利活用に関する留意点等についてご意見をいただいております。

また、中ほどより下にありますように、具体

的な機能のうち歴史を活かすとの観点で、様々な歴史や世界遺産等の情報発信などについてご意見を頂戴しております。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、子どもも楽しめるような設備など、日常的な賑わいに関する機能等に対するご意見のほか、後段では、観光客等による賑わいにつながるような機能や仕掛けに関するご意見を、5ページにかけていただいているところでございます。

5ページの中ほどからは、若い人たちなどのチャレンジですとか、地域課題の解決にかかる産学連携などを支援する機能の整備のほか、旧第三別館の活用並びにその他意見として、障害を持った方々にも配慮した機能整備や建物等のデザインなどについてご意見をいただいております。

6ページをお願いいたします。

6ページには、これらのご意見の内容ごとに、件数を整理した表をおつけいたしております。冒頭で申し上げましたとおり、歴史を活かした利活用、県民市民や観光客等による賑わい、交流・イノベーションの促進など、基本構想に掲げる各分野について、幅広いご意見を頂戴したところでございます。

基本構想の取りまとめに向け、それぞれの分野のバランスにも留意し、整備する機能等のさらなる精査を進めてまいりたいと考えております。

最後に、7ページをお願いいたします。

先行的な賑わいづくり等の状況について、整理をいたしております。更地となっております第二別館跡地につきまして、整地や電源・給排水等の設置が完了し、今月より一般貸付を再開いたしております。

また、敷地を含む仮囲いにつきましては、地域の皆様とも連携しながら、黒板の設置やパネルの展示など工夫を重ねてきております。

このほか、先月行われた県政150周年や長崎開港450周年のイベントに合わせまして、パネル展の開催や敷地の通り抜け、出島等を見渡せる物見台の設置など、地元自治会による催しと併せ取り組んだところでございます。

訪れた皆様方からも、こうした機会をこれからも設けてほしいといった声もいただいております。引き続き、関係者の皆様と連携しながら、持続的な賑わいづくりに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております、陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

審査番号は、69、78、79、80、84、89、90、91、103番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 おはようございます。

91番と、これはひょっとしたら84番も入っていたんですかね。入っていますね。91番を主に質疑をしたいと思っております。

離島航路における海上高速交通体系の維持についてということで、前回もこういった質疑をさせていただきましたし、今回も要望が上がっておりますので、いわばジェットフォイルの更新についての取組に対する要望の内容ですね。

この取組についてですけれども、要望として、各自治体からこうやって上がってくるわけですが、一自治体だけでは、それは県も一緒

ですけれども、なかなか対応するのは難しい話であることは、日頃の議論の中にもあるんですけれども、こういった要望がある自治体が連携をして、全国的な自治体の連携によって、国や、またはスケールメリットを生かすという議論ももちろんこれまでもあったと思うんですが、そういった取組の部分というのが、こういった要望に関してあるのか、現行、少し説明を求めたいと思います。

【小川交通政策課長】ジェットフォイルの更新に向けた、現在の動きということについて、ご説明させていただきます。

まず、10月の下旬でございますが、本県におきまして壱岐市、対馬市、それと航路事業者、県の4者で現状のジェットフォイル更新にかかる課題等の情報共有、意見交換をさせていただいております。

その後でございますが、11月に入りまして、このジェットフォイルを、今製造しております事業者との面談や国土交通省担当課との面談もさせていただきました。その後全国で、おっしゃられるように、ジェットフォイルが就航している都県の会議というのが鹿児島県とか新潟県、東京都、そういうところを含めた会議を東京の方で開催させていただきまして、今の各都県における現状とか、今後の予定等々について意見交換をさせていただいたところでございます。

そういう中で、各都県等に、国のそういう支援等々が必要だという認識はございましたが、各都県における、先の更新のスケジュール感というのは全く定まっていないということもございまして、そこは引き続き、情報共有をしながら、今後の活動に結びつけていくということで、今後もそういう会議を通しまして各県の実情を

把握して、国とも情報交換をしていきたいというところでございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。今の説明の中で、加えて、事業者本体の関わりとか役割は、今のお話の中ではどういう状況にありますか。

【小川交通政策課長】 事業者というのは、航路事業者ということでございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、航路事業者の方とも、私ども協議をさせていただいております。そういう中で航路事業者も、今回の新型コロナによって非常に大きな経営の打撃も受けておりますので、そういう部分において、いろんな支援もいただければ助かるという話をお聞きしております。

私どももどういう形での支援ができるかということで、今、経営状況の分析等をやっております。その部分と、あと、事業者自身も、やはり更新に向けた意欲というのがございますので、今後、どういうスケジュール感で、どういう形で更新をしていくかというのを、今後詰めていきたいということで考えております。

【山本(啓)委員】 陳情に関する質疑にとどめたいと思いますが、新船建造に対する国の財政的支援を求めているこの要望等について、今のご答弁をいただいた中であれば、自治体と航路事業者と、そしてそれらを取り巻く県が広域調整の立場として現状を取りまとめて、各都県と連携をしながら国へ求めていくという流れは確認できましたし、前回の質疑でもその部分は確認させていただいて、それ以降、動きがあるということも確認できました。

そこに加えて、コロナの影響によって、幾分かスムーズに新船建造への意向が果たされる予測が立っていた部分も、少し厳しいものになっ

てきていると。だから、そこをしっかりとこ入れした上での新船建造という話になると思うんですけども、最後の質疑にしますけれども、そうなった場合、造る側のタイムリミットがありましたね。その部分との関係性というのは、今どのように評価されていますか。

【小川交通政策課長】造船事業者の方とも、実は意見交換させていただく中で、実際、他県に就航しているジェットfoilについては、40年とか42年を過ぎてまだ就航されているジェットfoilもございまして、大体どのくらいがいわゆる耐用期間なのかという議論もさせていただきましたけれども、やはりそれぞれの就航の頻度とか、例えば就航する航路の状況とかそういうものによって、やはりかなり違いが出てくるという状況でございまして、今お話を聞いている中では、すぐすぐに替えないと運航に支障を来すという状況ではないという話と、それとスケールメリット化、順次、連続建造していくことによる経費の圧縮についても、まだ今の時点では大丈夫だということで、その後、定期的に造船事業者とも、私どもは意見交換を継続していくということを確認させていただいております。

【大場委員長】ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【下条委員】おはようございます。ご説明、ありがとうございました。私からは、県庁舎跡地活用について、端的にご質問したいと思います。

11月11日に、総務委員会でも現地視察をさせていただきました。また、部長、そして室長からご説明がありましたように、パブリックコメントをいただきまして、それを拝見させていただきました。本当に様々な、いろんな角度からご質問があっていたと思います。

その中で、私が注意して見させてもらったのが、いわゆるCと呼ばれる評価のところですね。AとBは、かなり現実的なお話が書いてあって、より精査しながら具体化していくところだったんですけども、Cの対応区分に関しては、反映の可否も含め、今後検討していくというふうになっておりました。

また、基本構想ですけれども、いただいたコメントを含めて、今年度中に取りまとめということでしたので、少しCについて話を聞きたいと思っております。

まず、こちらの厚めの資料の93番で、長崎歴史公園として、岬の教会や西奉行所等を復元し、VRを活用して長崎港や長崎市街を復元できるようなことはできないかというようなご質問がありました。これは基本構想の中で情報発信機能に位置するのかなと思いますが、県としてこういった情報発信、歴史、世界遺産について情報発信していくということについて、どのようにお考えを持っているのか、確認の意味も含めてお尋ねいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話のありました93番のご意見の趣旨としましては、いわゆる歴

史の様々な積み重ねといったところをVRなどの先端技術なども使いながら復元、再現してほしいといった趣旨でございました。

私どももこれまで基本構想の中にも考え方を盛り込んでおりますけれども、この県庁舎跡地は様々な歴史を有する場所でございます、そうした歴史の変遷を踏まえた利活用を考えております。

そうした中でいきますと、特定の時代の建築物などを復元するような形で歴史を伝えていくというところが、難しい部分もあるかと考えているところでございます。そのために、今回、このパブリックコメントの回答の中にも記載をさせていただいておりますように、VRですとか、こういった先端技術を活用しながら、県庁舎跡地の様々な歴史ですとか、世界遺産などの魅力などを発信していければと考えているところでございまして、このような日進月歩である先端技術等も活用しながら、効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】わかりました。基本構想の基本理念、「歴史が息づく地、そして、賑わいと交流による新たな価値を創造」というふうに書いていますが、この「新たな価値を創造」というところですね、この先端技術を用いて表現をしていく。

今年の夏前だったですかね、そういった具体的な素案を示していただいて、それから私も、この先端技術を用いたコンテンツについて、少し研究をしてきました。このVRというのは様々な土地のところでコンテンツとしてやっておりまして、非常に効果的だなというものがある反面、特殊なレンズといいますか、目に負担がかかるようなものもありまして、人によって

は少し具合が悪くなるとか、ちょっと迫りに欠けるとか、そういったデメリットもあるのではないかと考えております。

その中で、デジタルサイネージとかいろいろあるんですけど、プロジェクションマッピングが、先端技術、プロジェクターを用いて、一つの画像だけではなくて、いろんなものに投影ができ、また、コンテンツ自体も入れ替えることができるということで注目され、事業者たちも取り組まれていると。この中にはゲームを組み合わせたり、ゲーミングを組み合わせでご自身で様々な体験ができたり、ここに書いてあるようなVRのような体験、眼鏡をかけてVRを経験するというよりは、映像に囲まれるという意味のVRなんですけど、このプロジェクションマッピングについてはいかがでしょうか。県として、導入であったりとか、少しお考えはないでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】先ほど申し上げましたように、VRですとか、ほかにもARといった拡張現実とか、様々な先端技術のツールがありまして、こうしたものを効果的に使いながら発信していければと考えております。

お話がございましたように、VRはゴーグルなどをかけて体感いただくような仕組みが主でございまして、お話がございましたプロジェクションマッピングなどについても、私どもも少し勉強させていただいておりますけれども、様々な壁ですとか室内空間に投影をしたりして、いわゆるその場にいるような雰囲気などを再現するような、そういったツールとしては非常に効果的な部分ではないかと考えているところでございます。

私どもは、様々なそういった先端技術や映像や音響技術といったものを有効に活用しながら、

この地の歴史や魅力などを発信していければと  
考えておりますので、そうした部分も含めて、  
さらに検討を深めてまいりたいと考えておりま  
す。

【下条委員】ぜひ、検討を深めていただきたい  
と思っています。

本当に、今言われるARとかVR、いろんな  
技術が出てきて、例えば民間であれば映画です  
かね、4DXとか、体験型のコンテンツというも  
のが色々ある中で、長崎でも、昔の西海市にあ  
ったオランダ村で、私も子どもの時に船に乗っ  
て、いすが揺れて、画像、あれはものすごく覚  
えています、初めての体験でした。こういった  
形で先端技術も進みながら、いろんなコンテン  
ツがある中で、なぜ、今、プロジェクションマ  
ッピングのお話をしているかといいますと、こ  
の県庁舎跡地が非常に重層的な歴史を持っている。  
様々なものを持っていて、例えば仮にそこ  
を、何らかの情報発信基地として、ハード面で  
整備した場合に、数が多過ぎて、何をメインに  
するのかというところも、恐らく相当な議論に  
なると思いますし、入れ替えをするにしても費  
用がかかってきたりします。こういったバーチ  
ャルなものは、一度セッティングをすれば、コ  
ンテンツの入れ替えというのは自由なんです  
ね。ですので、ぜひ、セッティングをした後のフレ  
キシブルな入れ替えが可能なもの、そして、最  
も先端的なものを研究していただきたいと思  
います。

最後になりますが、今回はプロジェクション  
マッピングの話をしていきますので、仮に、こ  
のプロジェクションマッピングを導入するとな  
ると、プロジェクターをセッティングするよう  
な初期の機材のセッティングというのが、いろ  
んな素案の段階、計画の段階から必要になっ

てのかなと思いますが、こういった初期機材の  
セッティングであったりとか、これはいつの段  
階で検討されていくのか、そこがちょっと懸念  
材料としてあるのかなと思いましたが、最後  
ご質問いたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】今後の利活用につ  
きましては、今年度中に基本構想を取りまとめ  
た上で、令和4年度以降、広場等を暫定的に供  
用して検証を行いながら、そうしたのと並行して  
整備する機能の詳細について精査していくこと  
といたしております。

このような過程の中で、お話のありましたよ  
うな具体的な機能の設備ですとか、コンテン  
ツですとか、こういったものを精査していくこ  
toになると思いますので、引き続き関係者の皆様  
のご意見等もお伺いしながら、整理を進めて  
まいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】ありがとうございます。あくまで  
仮定の話でしたので、これはプロジェクション  
マッピングについてだったんですけど、その  
他の機材も、やはりセッティングを計画して設  
計図を立てなければ、やり替えで非常に費用が  
かかったりということがありますので、今年度  
中の計画に対して、少し早めにいろんなものを  
立案され、計画を立て、そして合理的に進めて  
いただきたいというふうに思っております。

終わります。ありがとうございます。

【大場委員長】それでは、室内換気のため、し  
ばらく休憩いたします。

-----  
午前10時59分 休憩

-----  
午前11時14分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】皆さん、お疲れさまです。では、

質問させていただきます。

「リモートワークin長崎プロジェクト」について、ご質問させていただきます。

今、やはりリモートワークが進んでいる中で、本当にこれをすることによって、人口が増加するといいなというふうに思っております。その中で、11月にリモートワークやワーケーションに関心がある企業を訪問し、というふうにあるんですけれども、どういう企業の方がこれに関心があって取り組んでおられるのかと、12月に具体的なところで実施されるというところですので、12月の具体的な内容を教えてください。

【浦地域づくり推進課長】まず、リモートワーク等に関する企業訪問についてのお尋ねでございますけれども、11月上旬に東京圏の企業を訪問させていただきまして、ワーケーション、リモートワークに興味、関心のある企業をこちらの方でピックアップしてお話を聞いてまいりました。

主に、今、お尋ねがあった業種としましては、IT関連の事業者でありますとか、デジタルサービス関連の事業者、あるいは情報通信ということで、やはりIT事業者関係が多いという状況でございます。全体では、11月上旬に5社ほど訪問させていただきました。

そのほか、訪問以外でも、11月に入りまして、都市部の企業様から2社程度長崎にご訪問いただいて、こちらの方がアattendするようなことも行っているところでございます。

また、12月のイベントの件ですけれども、本日、12月13日月曜日に午後から開催予定でございます。「ワーケーションマッチングイベント」ということで、特に首都圏等の企業を対象にお声がけさせていただきまして、基調講演、あるいはパネルディスカッションを東京の方で

行うというイベントでございます。

なお、直近のこのイベントへの参加者数については、これはオンライン参加も行っているんですけれども、会場にリアルで参加する方が70名程度申し込みが来ていますのと、また、オンラインで参加する方も100名を超えるような申し込みが来ているということで、全体では200人弱ぐらいの参加が見込まれるということで、やはり今、委員の方からお話がありましたように、特に東京圏においてリモートワーク、ワーケーションに対する興味、関心が非常に高まっているというふうに感じているところでございます。

【饗庭委員】企業としては、主にIT関係が多いということなんですけれども、長崎県としては、それ以外の業種に広げていくような考えがないのか、お伺いします。

【浦地域づくり推進課長】現時点で私どもがターゲットとしている企業としては、今、お話があったIT関連事業、あるいはインターネット関係でありますとか、やはりネットを使ったサービスを行っているところが中心になっているものというふうに考えております。

また、一方で、様々な有識者の方からお話を聞きますと、こういった企業以外で個人で仕事をされている、いわゆるフリーランサーの方については、リモートワークで長崎にいらっしゃって、例えばデザインの仕事をしたりですとか、プログラミングの業務をしたりですとか、幅広い業種の方が対象になり得ると考えておりました。今後、IT関連企業以外でも、こういった個人、いわゆるフリーランサーに対する情報発信がどのような形でできるのかということも留意しながら事業を展開していきたいと考えております。

【饗庭委員】理解しました。もっと広げていながら、ぜひ、関係人口を創出していただければというふうに思います。

次に、九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動きで、先ほどご説明いただきました中でご質問させていただきたいと思います。

来年開業に向けて気運を高めているところですが、佐賀と国土交通省とのやり取りなんですが、なかなか佐賀の方が前向きでないように非常に感じるのと、それを長崎県としてどういうふうに捉えておられるのかということ、佐賀県がいろんな提案を出していますが、新鳥栖と武雄間をどういうふうにしたいと考えていると長崎県で捉えているのか、お伺いします。

【坂野地域振興部次長】今ご質問いただきました、先日行われました11月22日の佐賀県と国土交通省の幅広い協議というところがございますけれども、現時点で幅広く議論をするというような状況となっております、そこから何かどの方式に決まったとか、どの方式は違うというような状況にはなっていないというふうに受け止めておまして、県といたしましては、引き続き、国土交通省と佐賀県の間で精力的に議論が行われまして、議論が前進をしていくということをご期待しているところでございます。

それから、佐賀県のお考えでございますけれども、佐賀県の方といたしましては、もともと可能性を広く協議したいということで、その中にフル規格というものも入っているということで、その選択肢の一つであるフル規格について、「フル規格にかじを切ったわけではないけれども」という前提がありながら、3つのルートについても、国土交通省の方に検討を求めたというところ。

それから、もう一点は、以前より協議の中でお話しされておりますフリーゲージトレインの導入につきまして、可能性があるのではないかということで、ここについても、次回の協議の際には、200キロのフリーゲージトレインをテーマとしたいという意向もあるというようにお話しされておまして、今後、そういった点を含めて議論がされていくというふうに、佐賀県の方も議論をしたいというふうにお話しされているものと考えております。

【饗庭委員】佐賀県との話し合いが進まない、来年の開業に向けての気運が高まらないんじゃないかというふうに思うんですけれども、佐賀県の当事者じゃないのでなかなか難しいかと思うんですが、そのあたりも含めてどういうふうに気運醸成を今後されていくのか、お伺いします。

【坂野地域振興部次長】新鳥栖から武雄温泉間については、いまだ方式が決定していないというところがございますけれども、武雄温泉～長崎間の開業につきましては、佐賀県内でも武雄温泉駅、嬉野温泉駅ということで新駅もできることになっておまして、こちらの開業については、佐賀県の方もしっかりと開業の果実を拾っていく時だということで、その開業については、両県一緒にしっかりと開業に向けて準備を進めていくことができるのではないかと考えておりますし、来年秋の開業に合わせまして、「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」ということで、JRの誘客キャンペーンも行われますので、そういったものを通して、しっかり両県で西九州地域への誘客というもの、それから、気運の醸成というものも長崎県としては図っていきたいと考えております。

【饗庭委員】次に、県庁舎跡地活用に関するパ

ブリックコメントの中で、1点だけお伺いしたいと思います。

意見の概要の中の87番ですけれども、対応区分としてはDとなっているんですけれども、「おくんち会館」を整備し、演し物等を披露してほしいという考えの中で、これができないという理由はどんなところがあるのか、教えてください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】私どもとしまして、様々な本県の魅力を情報発信、伝えていきたいという考え方は持っているわけでございまして、そのような中の一つの要素として、県内各地の様々な歴史や文化、また、伝統芸能といったところも紹介していければと考えておりまして、そのような中では、長崎くんちにつきましても、そういった内容の一つであると考えているところでございます。

今回、Dとさせていただきましては、やはり「おくんち会館」といった一定規模の会館的なものまで含めたような整備というのは、そうした規模や費用等を含めても難しい部分があるのかなと考えておりまして、このような整理にさせていただいておりますけれども、おくんちを含めた適切な文化等の発信につきましては、引き続き留意をさせていただきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】今のお話でいくと、会館は無理だけれども、伝統芸能は何かしらこの中でもしていくということで理解してよろしいのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】この地の歴史ですとか、世界遺産ですとか、各地の伝統芸能とか、様々な本県の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほかありませんか。

【田中委員】新幹線について、第2回変更への意見についてということに関連する内容になるんですが、開業予定時期と全体事業費はもう確定ということになっているようですので、令和4年、来年の秋、秋というと9、10、11月の大体3か月の中で開業が行われるのか。

それからもう一つは、事業費が確定したので、6,200億円から現在までの工事費を引いた残りは何のくらいになるのか、それが来年度予算の計上となるのかどうか、まず、聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】開業日がいつになるかということで、令和4年秋ということで、今、お示しをされているところでございますので、委員お話がございましたように、9月、10月、11月ということでありまして、我々もそのあたりを想定しております。ただ、詳しいところが秋ということしかJRの方はお示しをされておりませんので、そのあたりにつきまして、今後、JRの方からお示しをされるということで考えております。

また、事業費のことになりますが、今回、国土交通省の方から本県に対して、工事計画の第2回の変更ということで、それに際しまして本県の方に意見を求められているところですが、工事費の6,197億円については変更がないということで、我々の方も確認いたしておりまして、ただ、工事費の全体の額等につきましては、土木部の方が所管しておりまして、新幹線対策課の方としましては、工事費の詳細の額、これまでの額と今後の予定額ということまでは、詳しいところを把握しておりませんので、申し訳ございませんが、そちらの方でよろしく願います。

【田中委員】それじゃあ、それは別途、土木部

の方で聞かせてもらおう。

その次に、長崎県の意見ということで出ているわけですが、従来も、今からずっと、現時点でも、長崎県は新鳥栖—武雄温泉間と、固定観念で全てが進められているみたいですけども、新鳥栖—武雄温泉間、これはフリーゲージ採用の場合のルートが武雄温泉—新鳥栖という理解で私はいたんだけど、佐賀県が、今新たにいろいろなことを考えている場合に、あまり新鳥栖—武雄温泉ということにこだわる必要はないのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

【坂野地域振興部次長】新鳥栖—武雄温泉間についてということで、私どもも意見の方を提出させていただいたところですけども、委員おっしゃいますように、今、佐賀県と国土交通省の間で幅広い協議というものが行われておりまして、その際、国土交通省が示したルート案ということで、こちら佐賀県の方からアセスルート以外の北側と南側について、どういうルートをとってほしいかということで、具体的な案があったわけではないところがございますが、その場合の南回りルートの際には、筑後船小屋駅で鹿児島ルートと分岐いたしまして、武雄温泉までつなぐというような案も示されているところがございます。

一方、こういうような議論がされているところがございますけれども、これまで与党の中でも、新鳥栖～武雄温泉間の検討がなされてきたということもございまして、現時点では、このような格好で国土交通省の方には意見を提出させていただいておりますが、意見の出し方などにつきましては、あくまで西九州ルートの整備についてということで考えおきまして、整理の仕方については、今後の議論の状況なども踏

まえまして対応させていただきたいと考えております。

【田中委員】そうすると、現時点におけるあなたたちの考え方は、西九州ルートにということ、鹿児島ルートにつなぐ、博多につなぐという理解で最終的にはいいわけだと理解するんですが、よろしいですか。

【坂野地域振興部次長】ルートの議論につきましては、私どもは、佐賀県内の区間でもありまして、まずは佐賀県と国土交通省の議論の状況を注視するというようなことで考えておりますが、長崎県といたしましては、西九州ルートをフル規格でつなぐということは、やはり新大阪、本州と直結することで、交流人口の拡大などにつなげることができると考えておりますので、そういった観点での西九州ルートの整備ということで考えさせていただいております。

【田中委員】そこで、いろいろ意見も聞きたいんだけど、佐賀県議会の質疑の内容を逐次報告してもらって、ありがたいと思うんだけど、佐賀県議会の議員の新幹線に対する質疑。過去私も、そうだね、10人以上、15人ぐらいの質疑の内容を資料として提供してもらったので、それをずうっと読んでみると、これは簡単にいかないかと、佐賀県議会の中はね。いろいろな意見があるし、我々も思っけなかつたような意見もいろいろ出てきているし、知事、それから部長の答弁を見ると、これはちょっと3年～5年で解決できるような感じじゃないなというように気もするんですが、率直にどうですか、当局の見解は。

【坂野地域振興部次長】今般、県議会の議員の皆様にも提供させていただきましたが、11月議会の一般質問の中で佐賀県議会でも議論が行われておりまして、私どもも多様な議論がされて

いると受け止めております。

議員からは、フリーゲージトレインの導入について、引き続き議論をしてほしいという意見であったり、あるいはルートについて、北側ルート、貨物新幹線というものの将来的な可能性を考えていくべきではないかという意見であったり、あるいは佐賀市内に新幹線駅を設置しない案というものを出して、在来線の問題が起きないようにしてはどうかというような、様々な観点からの質疑がなされたこと承知をしております。

また、佐賀県の考え方としては、やはり今後の幅広い協議の中で議論をしていかなければいけないというようなことなどを議論されているものと考えておりますが、引き続き、佐賀県議会でもこういった議論が深まることによって議論が前進していくということ、あるいは幅広い協議の中での議論につながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひ、引き続きの議論がなされることを期待しているところでございます。

【田中委員】これからは、私の持論みたいな形の意見にもなるんだけれども、長崎—武雄温泉間は、一応新幹線が開通するんだね。これを一工事として区切りをつけて、新たに武雄温泉と鹿児島ルート、ないし博多をどうやって結ぶかという新たな段階に入ってくるんじゃないかなと。そうすると、スタート時点、九州新幹線のスタート時点のスキームね、JR九州と福岡県、佐賀県、長崎県、4者協議というのがずっとやられてきたのよ、新幹線については、4者協議の中で長崎ルートというのが進められてきて、途中で福岡県は完全に関係なくなったということで、参加しなくなったけれどもね、鹿児島ルートができてしまって。だから、鹿児島ルート

に負けないように、西九州をどうやってするかということで始まったんだから、時間的にはね。スタートは一緒にできなくても、完了時期は一緒にしなきゃいかんということで。

だから、新たな段階に入ったなという認識を持っていますので、佐賀県も3ルートについて、国ともう白紙でやるみたいな空気になっているね。そのほか、フリーゲージまでまた加わってきて、スーパー特急の話も出てきたり、これが一番最初のスタートだったんだけれどもね。だから、そういうことで、スタート時点のスキームに戻るべきだというのを、私はちょっと考えているんだけれどもね。

その中で、新たな提案になるんだけれども、国は、武雄温泉と肥前山口間の複線化については、全線必要ないという判断を国がしたという見解を私は運輸機構から聞いたんだけれどもね。「どこが決めたんだ」、「国です」と、国が全線でなくて半分でいいと、複線化はね。これは事実ですか。

【峰松新幹線対策課長】武雄温泉～肥前山口間の複線化につきましては、これまでも議論をさせていただいている中でございますが、どこが決めたかと申しますと、鉄道・運輸機構の方が最終的にご判断をされているというところにはなるんですが、その際、国、JR九州等々もご議論なされた上で、線路容量を満たすかどうかというところをご判断した上で決定をなされているところでございます。

【田中委員】私は、先般ここで、あれは何月だったかな、運輸機構の所長と会って、「なんで複線化をやめたんだ」という話をしたら、「いや、国がですよ、国がですよ」と一生懸命頑張った所長は言ったけれども、私はそれは事実だと思っているので。

だから、だからですね、ここからですよ、そういうことならば、武雄温泉～肥前山口間だけでもフル規格の延長をお願いできませんか、複線化は必要ないと言うんだから、全線。ということは、ここはフル規格でいくんですよということを前提でやっているものと私は判断した、国が。だから、先の方まで全線、一度に解決できないとすれば、一時前進で、武雄温泉と肥前山口間だけでもフルにしたらいじゃない。それから、肥前山口から先をどうするか。

肥前山口駅というのは、最初、フル規格の駅にはなかったからね、駅はなかったんですよ。肥前山口駅は、最初の構想の中にはね。だけでも、一つずつやっていくとすれば、やっぱり必要になってくるという判断をしているんですが、これは私の個人的な判断、見解なので、答弁は難しいかもわからんけども、ひとまず見解だけでも聞かせてください。

【坂野地域振興部次長】武雄温泉—肥前山口間の限られた区間でのフル規格というところでございますけれども、新幹線を着工するに当たっては、着工5条件ということで、今回、投資効果でありますとか、営業主体の収支改善効果というものが必要になってくるというところがございますので、そういったものが満たされるのかどうかというような点は、課題としてあるのかなと受け止めております。

また、長崎県としましては、フル規格によりまして、やはり博多、それから本州、関西・中国圏とつながるといったところがございますので、やはり鹿児島ルートにつないでいただいて、関西まで、新大阪まで直通できるということが重要ではないかと考えております。

【田中委員】それは、見解は一緒なのよ。だから、全線ができないとすれば、一時、少しでも

最終目標に向かってスタートする。武雄温泉—鹿児島ルート、どちらに行くにしても肥前山口までは行って、北側に行こうが、空港側に行こうが、真っすぐ在来線を行こうがという感じになる。

そうしないと、肥前山口まで新幹線ができてないと、肥前山口から長崎本線の代替措置は根拠がなくなるんじゃないの、在来線として切り捨てる根拠が。肥前山口、鹿島、諫早、長崎、肥前山口まで新幹線があるから、在来線として切り捨てられたと言ったらおかしいけれども、切られて、ここを分離するような形になっているわけだから。どうですか、そこは。

【坂野地域振興部次長】肥前山口から諫早間の上下分離の実施につきましては、当初、平成8年にJR九州の方から経営分離ということで提案があったものでございますけれども、こちらにつきましては、フル規格ではなくて、当初スーパー特急を走らせるという前提で、その際に、肥前山口から武雄温泉を通過して長崎に行くというようなスーパー特急になりますけれども、その振り替わる経路といたしまして、肥前山口から諫早間については経営分離ということで、JR九州から、もともとスーパー特急の際に提案があったものというふうに考えております。

【田中委員】時間はどのくらいある。

【大場委員長】あと5分です。

【田中委員】5分で一区切りやって、また後でやらせてもらおうと思うけど、5年、6年、7年と運輸機構が残るわけ、一応4年で終わるけれども、5、6、7年と、残工事期間みたいな感じだね。その間にね、もったいない。先に進める準備をやらせてもらうようなことを考えるのが一番ベストだと思うけどね。運輸機構がなくなってしまうと、それこそ簡単にいかないよ。新た

に運輸機構を呼んで、あと、武雄温泉—鹿児島ルート間をやるなんていう話になると。だから、一步でも進んでいけば、私は得と思うけど。そういう考え方もあるということ、ぜひお願いしたいと思う。

それから、もう一つ、整理をしてほしいのは、今、次長がおっしゃったことは、私の方が詳しいと思うんだ。最初JRは、鹿児島までは運営すると言ったんだよ。鹿児島までは特急を走らせますよと。鹿児島から諫早間がなくなるものだから、どうするかという話を中心になったんだ。そうしたら、今はもう肥前山口から諫早までになってしまっている。JR九州としては後退ですよ。鹿児島までやると言っていたのよ、あの当時、桑原市長はいろいろ反対ばかりしていて、鹿児島まではやりますから、あとは勘弁してくださいみたいな話をね。

ところが、いつの間にか、肥前山口から諫早まで全線、在来線として分離するということになったのは、ちょっとJRにうまくやられたなと。若干、私は提案したこともあるんだけど。鹿児島から諫早までを、もっとJR九州に汗を流させるべきだと。すると、解決したんですよ、一応諫早までやりましょうと。ただし、上下分離方式と、新たに出てきたけれどもね。そこら辺はどうですか。

【坂野地域振興部次長】上下分離の件につきましては、もともとはJR九州の方は、全線経営分離ということで、上も下も分離というふうにされておったところでございますけれども、その後、佐賀県内でも、あるいは地元でも調整の方をしていただきまして、最終的には、様々な曲折を経まして、上下分離ということで、経営分離にはならないというような格好で並行在来線については議論が進められてきたというよう

なことで承知をしております、その結果、もともと肥前山口から諫早まで経営分離となっていたものが、最終的には、博多から鹿児島まで特急が走行する、それから、肥前山口から諫早間は全線で上下分離というような経緯となったというふうに承知しております。

【田中委員】じゃ、それで一応結論は出てるんですね。鹿児島までは特急が来るのね、従来どおり、鹿児島までは。そして、長崎本線の特急は全部、嬉野～武雄ルートに長崎本線の特急は移り替わるわけでしょう。全部移り替わるわけでしょう。もうなくなるわけでしょう、特急はね。そこら辺を含めて、午後もう一回、私はお願いしたいと思います。

終わります。

【大場委員長】ほかありませんか。

【坂本(浩)委員】それでは、何点が質問します。

まず、県庁舎跡地の活用の分ですけれども、2点です。

1点目は、運営体制です。先ほど室長から説明があった、対応区分Aの意見の6番目です。

「県民市民や企業、団体等が賑わいづくりや交流活動等に主体的に関わることのできる運営のあり方等について検討する」との考え方を盛り込むというふうなことであります。私も、9月定例会でしたかね、6月定例会だったかな、いわゆる運営の仕組みづくりのところ非常に重要だというふうなことで質問させていただきましたけれども、これを具体的にどういう運営のあり方を盛り込んでいくのか。

例えば、今回、パブリックコメントの98件が、多いか少ないか、ちょっと判断つかないんですが、提出者数が、個人が49と団体が2というふうなことであります。その中からの貴重なご意見の一つだろうというふうに思うんです

けれども、ほかにもいろんないい提案がされているんじゃないかと思うんですが、例えばそういうことを提案されたような方々、あるいは、既に先行的な賑わいづくりの部分でサポーターズの皆さんだとか、様々な皆さんがこの問題に積極的に関わられていると思うんですけれども、そういった方々を含めて盛り込んでいくというのか、仕組みづくりをしていくのか、そこら辺の考え方をお聞かせください。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話がございました、整備した後の運営の仕組みにつきましては、非常に重要であるということをおこの間の専門家ですとか、関係者の皆様にご意見を伺う中もお聞きしております、県議会の方でもご意見等頂戴しているところでございます。

私も、そういったものを踏まえまして、基本構想の素案の中にも、運営体制の考え方ということで、具体的に盛り込ませていただいているところでございます。

イメージとしましては、いわゆる地元自治会ですとか、経済団体、または企業や学生、そういった多様な主体による利活用を推進していくために、そうした関係者が集って協議、検討ができるような利活用の仕組みづくりといったものを、今後進めていくことで実効性を上げていきたいと考えておまして、現在、取り組んでいただいております方々、また、サポーターズミーティングとして地域で活動されている方々などにも参画をいただいておりますので、これまでの関係者の皆様を含めて、仕組みづくりについて、さらに留意してまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。今、室長が言われたような方向性でいいと思うんですけれども、ただ、今言われて気になったのは、出来上

がった後の仕組みということじゃなくて、できる過程も含めたところでの仕組みづくりというのを、きちんと運営主体、どこが責任を持って主体的にやっていくのかという形づくりも含めて、もちろん出来上がった後の利活用という部分もあるでしょうけれども、それをつくり上げていく過程の中で運営をしていくというのが、運営に関わっていくというのは非常に重要だと思いますので、ぜひ、その過程の中での仕組みづくりといたしますか、運営体制の確立をぜひ十分に考えていただきたいと思います。

そういうのをしていくためには、やっぱり事務局体制といたしますか、そういうのは非常に重要だと思うんですね。とりわけ基本構想の取りまとめに向けても大変だと思いますし、取りまとめた後も、先ほど下条委員から出されましたようなIT活用とかも含めて、構想取りまとめ後も非常に課題がたくさんあるのではないかなというふうに思っています。

私も前の委員会で、県庁舎跡地活用室の人員の増を部長にもお願いしたところなんですけれども、なかなか簡単に人員増というのはいかないんじゃないかというふうに思います。そういうのが厳しくても、県庁舎内でも部局をまたがってしていかなければいけないいろんな課題があると思うんですよね。まちづくりだとか、あるいはIT活用だとか、あそこは遺跡がありますので、例えば教育委員会だとかですね。そういうのを含めた庁内での部局を横断するような庁内プロジェクトというんですかね、そんなのもつくっていかないと、運営の一つとしていかないと厳しいんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんですかね。

【苑田県庁舎跡地活用室長】まず、最初にお話がありました、つくり上げていく段階でこの

仕組みづくりについて留意していくという部分につきましては、すみません、私の説明が不足しております、基本構想を取りまとめた上で、広場などを先行的に利用しながら検証などを重ねていく中で、具体の整備等を検討していくこととしておりますけれども、そうした暫定供用期間中を含めて、早い段階からこの仕組みづくりに努めまして、ご指摘ありましたような効果的な運営体制というものを目指して、取組を進めてまいりたいと考えております。

あと、基本構想の具体化などを進めていくための庁内の体制等につきましては、もともとこうした基本構想自体を検討するに当たりまして、各部局とも連携を図りながら取組を進めておりまして、現時点でも、いわゆる各部局の関係、所属ですとか、そういったところとも定期的に情報交換しながら、具体の検討を進めているような、そうした仕組みづくりも庁内の方でしているところがございますので、こうしたところも併せまして、今後の基本構想の具体化について、さらに整理を進めていければと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。庁内の連携というのは、ぜひプロジェクトチームみたいな、目に見える形でしていただいた方がいいのかなと。例えば、それぞれの委員会で議論する際に、どうしても総務委員会だけの議論になってしまいかねないところもあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういった、これは本当に100年に一度の大変革期の事業だというふうに思いますので、それぞれの委員会の中でも常日頃議論ができるような、そういうのが必要じゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次に、このパブリックコメントの

区分Aの1番目の分です。「市役所通りも含めたエリアの一体的なブランディングにも留意した利活用を図る」というふうな趣旨を盛り込むというふうなことで、これも私はずっと県庁から市役所にかけての通りですね、そこがやっぱり県庁が移転して、それから市役所も来年移転、完成しますので、そうすると、随分と風景が変わるのかなというふうなこと、今でも通るたびに、少し実感するような場面もあったりして、先般は、開港450年で非常に大々的な、歩行者天国にしたような活動もあったようでありますけれども、そういう意味でいくと、長崎市といかに連携をしていくのかというふうなことが大事だと思います。

具体的には、ここは県庁の跡地のところを離れて、通りになるということになると、どうしても長崎市が取り組むというふうなことになってしまいますので、ぜひ、これは長崎市と長崎県と共同できちんとやっていくというふうなことを、趣旨を盛り込むということですので、やはり共同でやっていくんだということをきちんと明記を、長崎市とも確認の上で明記しなければ、趣旨だけを盛り込むということじゃ、県民、市民の皆さんにはなかなか見えてこないんじゃないかと思いますので、そういうのを明記するべきじゃないかというふうに思うんですけれども、そこら辺については、考え方はいかがですか。

【坂田地域振興部参事監】今回、対応区分を、Aとさせていただいているものについてはしっかりと、基本構想にも盛り込ませていただきたいと思っております。

委員がおっしゃいますとおり、まちづくり全体を考えるに当たっては、県だけでやっているのは、とてもうまくいきません。なので、県庁舎

跡地の利活用についても、市と連携していかなければいけない状況だと思っております。

これまでも市と意見交換をするような機会を設けてやり取りしておりますし、今後も、まちづくり全体について、しっかりと意見交換をしていくという趣旨のことを、どう書けるか、今後、調整させていただきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 よろしくお願いいいたします。

3点目は、今後のスケジュールなんですけれども、パブリックコメントの意見を踏まえて、さらに検討を重ね、今年度中に基本構想の取りまとめということなんですけれども、さらに検討を重ねる段階というのかな、例えば対応区分のCというところは、意見の数としては一番多いんですけれども、こういうことをさらに検討していくというふうなことになるんじゃないかと思うんですけれども、この検討というのをどういった形で見えるようにしていくのか、そこら辺はいかがですか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 いただいたご意見は、それぞれ精査をさせていただきます基本構想の中に具体的に反映、もしくは基本構想を踏まえたより詳細な機能等を検討する際に、さらに反映していくといったようなところを考えているところでございます。

お話がありましたCの意見につきましては、確かに、どういったところまでを構想の考え方の中に盛り込むことができるかといった部分も含めての整理を進めているところでございますけれども、例えばBやCのご意見につきましては、補足説明資料にもございますように、個別の具体の設備ですとか、仕組みですとか、そういったような具体の提案を大変多くいただいておりますので、こうしたところを精査する中で、この基本構想の中の機能の具体例などとして盛

り込むといったところも含めて、精査を進めていければと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。具体的な提起でありますので、例えば基本構想は基本構想として取りまとめて、具体的なそれぞれの機能に盛り込めないかみたいなところは、その後も引き続き検討するというふうな理解でよろしいですかね。

次に、市町村課にお尋ねいたします。

先般、衆議院議員選挙が行われました。私も若い方の投票率の向上に向けて質問させていただきましたが、今回は、終わった後改めて、投票機会の公平性の確保という視点でお尋ねをいたします。

衆議院選挙の投票率は、県内で56.89%ということで、前回よりもマイナス0.4ポイントということになりました。全国平均よりも若干高いんですけれども、戦後2番目に低いということなんです。

改めて市町村課から、年代別の投票率というのを見せていただきましたけれども、若い人が、20代が低いんですけれども、それからぐうんと、年代が高くなるにつれて投票率も高くなるんですが、70歳代以降というところからぐんと下がるんです。

もらいました資料によりますと、60代のところでは60%後半から70%ということになるんですが、70代から60代の前半の率ということで、ぐんと下がってきますけれども、こういう要因というのかな、こういうふうになる要因というのはどういうふう認識されていますか。

【大塚市町村課長】 高齢者の方の投票率が下がることについてということでございますけれども、明確な理由というのは、正直、そこまでの分析はできておりませんが、やはり体が

不自由になったりとか、どうしても外に出かけることがおっくうになったりとか、そういった点があるのではないかと推測しているところでございます。

【坂本(浩)委員】 今、課長が言われたとおりだと思います。

長崎市議会のこの間の一般質問のやり取りを見ていたんですけれども、これは長崎市の選挙管理委員会が把握している分なんですけど、それによると、長崎市は70歳代で61%、80歳代以上になると37%、かなり下がるんですよ。多分、県の選管の取りまとめ、各市町の選管から入ってきた分で言うと、70代以降ということですので、先ほど言ったような数字になるんですけれども、極端に80歳から下がってしまうというふうなことがありました。

その要因としては、やはり高齢者の方がなかなか移動手段等が非常に不十分で行けてないということもあるんですが、郵便投票ですね、在宅で投票できる郵便投票、これが、今、要介護5ということと、あとは障害者の方とかになっていまして、新たに要介護5というところが入ってきたんですけれども、この要介護が、これは長崎市の場合ですよ、令和3年度で2,196人いらっしゃるって、郵便投票で登録申請をされた方が8人しかいなかったというふうなことが質疑で明らかになりました。たった0.4%ということなんです。

結果的には、これはやっぱり周知不足じゃないかというふうに言われているんですけれども、そういった郵便投票ですね、まずは、郵便投票に対するそうした問題についての認識というのは、いかが考えられていますでしょうか。

【大塚市町村課長】 郵便投票についてのお尋ねでございますけれども、今、委員からご紹介が

ありましたように、郵便投票につきましては、身障手帳をお持ちの方で両下肢、体幹・移動機能の障害の程度が1級から2級である方などに加えまして、介護保険の被保険者証の要介護状態の区分が要介護5の方などに認められているものでございます。郵便投票を行うための証明書を事前に入手していただく必要があるという制度となっております。

この登録が少ないことにつきましては、やはり要介護5などになりますと、介護度が非常に重いということもございまして、日常生活のほぼ全てに介助が必要になると思われまして、このため、特別養護老人ホーム等に入所しているケースが多いと思われまして、その老人ホーム等が不在者投票のできる施設として指定されておりましたら、当該施設において不在者投票を行うことができるため、この制度を活用しなくても投票ができるというふうなことになると思えます。

また、非常に介護度が重くなってくると、認知症の方なども多くなりまして、意思表示が困難な方も多いと思われるため、郵便投票による投票まで至らないという場合も考えられるのではないかとこのように考えているところでございます。

なお、周知につきましては、県選管でもホームページ等で周知いたしますとともに、市町に対しましても、会議等におきまして、適正な運用等につきまして周知を図っているところでございますけれども、委員のご指摘もございまして、やはり周知不足のところもあるかもしれませんので、今後、市町に対しまして、機会を捉えて周知を図ってまいりたいと思っております。

【坂本(浩)委員】 それで、これは平成29年に、

総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会、一般的には有識者研究会と言われてはいますが、ここが報告を出しています。

「要介護3・4に拡大を」というふうなことが趣旨なんでありましてけれども、要介護5だけじゃなくて、要介護3・4も準寝たきりみたいに、かなり動けないという人が多いということで、そういう報告書を出しているんですけども、なかなかこれが、今、具体的に法律として、法案としては一回なったみたいなんですけれども、まだ成立をしていないというふうな状況になっていますので、これはこれで国の制度でありますので、ぜひ、県としても国の方には要望していただきたいというふうに思います。

それから、周知不足というのでも言われましたけれども、やはりどうしても、例えば移動手段で言うと、介護保険が利用できますよね。そういうふうなのは、基本的には介護保険が選挙に利用できて、移動に介護保険が利用できるんですけども、例えば介助費の1割とかタクシー代は自費だと。ただし、それは交付税措置ができるということに、今なっているわけですよ。そういうのは、選管は知っているけれども、福祉部局はそこまでよく把握してなかったとか、あるいはこの逆のことで、例えば介護保険が選挙に利用できるというのは、福祉部局はわかっているけど、選管の方がなかなか把握できないというのが、どうも各市町の選管でも、そういう福祉部門と選管の連携、横の連携というのがやっぱり不十分じゃないのかと。

したがって、ホームページ等々で周知するだけではなくて、例えばケアマネジャーさんとか、あるいはヘルパーさんとか、家族の方とかにきちんとそのことが伝わっていないというのが大きな原因ではないかというふうに指摘を

されていたようでありますので、ぜひ、今後は、県選管としても、そうした各市町に、福祉部局と選管の連携というのを強く要望していただきたいということを申し上げて終わります。

【大場委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

-----  
午後 零時 5分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】お疲れさまでございます。

午前中に説明がありました、特定地域づくり事業協同組合について、お取り組みの中身について、もう少し深く掘り下げて質疑をしたいと思っております。

国の事業において、過疎地域において必要な人材を一つの組織の中にしっかりと確保した上で、季節や作業の流れ、時期、そういったものに考慮しながら、その人材をシェアしていくというようなところで、過疎地域の人材確保につながるものとして国が打ち出したものであろうと理解しているんですけども、ただ、説明にあるように、やはり1次産業、特に農業に特化した取組が入り口としてなっています。

私がやはり地元で聞くのは、旅館業であったり、さらには建設業であったりといったところが、本当ならばもう少しこういったものを活用したいというような話がありました。旅館業については、ここは観光業というふうに書いてありますので、後ほどこういった取組がされているかを少し詳しくいただきたいと思っております。ただ、建設業というのは、そもそも法律で、派遣法の中で制限がある業種であらうということも

理解しております。

そういった法律との兼ね合いと、もう一つは、その人材を保有することによって、入札や様々な審査にも影響するような業種、こういったところが都市部と異なって、過疎地では人が必要だと、そこがなかなかまだクリアできていないと思うんですね。

今後、法律の改正も含めて運用の仕方とかそういった部分も国へ要望していく必要があるかと思いますが、まずはそのあたりについて、観光業の取り組みとそれ以外の業種についての流れについて、今説明できるものがあれば、お答えをいただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】特定地域づくり事業についてのお尋ねでございます。

まず、1点目の建設業に関するお話でございますけれども、今お話がありましたとおり、派遣法に基づきまして、建設部門への人材派遣というのは、この事業の枠組みの中でも対象外というふうになっております。

一方、やはりこれまでの間、既に事業に取り組まれている五島市、あるいは壱岐市以外についても、ほかの市町と意見交換をしていく中で、「建設業」というキーワードは、やはり出てきている状況でございます。

その中で、例えばある市の方では、建設部門での派遣は難しいんだけど、建設業における総務部門については積極的に受入れたいということで、そういった建設部門の方が組合員に加入することで、そういう課題に対して少しずつ掘り下げていこうという動きが見られるところでございます。

また、観光につきましては、ただいま話がありましたように、具体的な内容については、私も把握しておりませんが、五島市のほか、

現在、検討を進めておりますほかの市町でも、やはり地域の基幹産業でございますので、かつ季節的な労働需要というのがどうしても出てくるということで、そういう観光業に対してのこの事業の活用というのは、非常に期待があるものというふうに捉えております。

【山本(啓)委員】観光の所管が別の委員会にいましたので、少し詳しくは聞きにくいところもあるんですけども、ただ、運用についてはしっかりと把握していただきたいと思いますので、把握されている部分をご答弁いただければと思うんですが、建設業については十分わかりました。

観光について、例えば離島振興や国境離島の雇用拡充事業を活用する際に、さらには、滞在型観光で、もう一泊宿泊をしていただきたいという取組の中に、そのしまならではの、例えば朝食にこだわりを持ったものとか、そういう話があると、必ず地元では、今の旅館やお宿、民宿の力では朝食をしっかりと作って提供するだけの人材を雇う力がありませんとか、そこに力を入れれば、力点はここだから、ここに力を入れればもう一泊とか、滞在型の魅力につながるものがわかっていながらも、そこにマンパワーが足りない。そこにこそ、この事業が生かせることがあると思っていたんですけども、現状、この入り口の農業関係の中に観光業もありますから、そういった我々が常日頃から施策として、また、改善のための打つ手としてやっている時に出てくるマンパワー不足、これを補うものになっているのかどうか、ご答弁いただけますか。

【浦地域づくり推進課長】既に3月から先行して取り組んでいる五島市の例で申し上げますと、当初五島市はこの制度を用いまして、派遣労働

者3名を今年度確保しようということで、派遣労働者の確保等に熱心に取り組んできたところ、結果として、今現在、3名を大きく上回る6名の方が確保されております。

その6名の方については、うち5名が移住者ということで、県外から、あるいは市外から来ておられる方がほとんどで、そういった意味においては、今委員の方からお話がありましたように、新たな視点で地域の魅力を発掘するのにつながるような、そういう視点も併せ持っているものだというふうに考えております。

今回の特定地域づくり事業につきましては、ご承知のとおり、派遣者についてはできるだけ移住者、もしくは地域おこし協力隊のOBの方等、県外からの若者を確保するようというふうなことで考えられておりますので、今お話があったように、地域の魅力を引き出して、それをビジネスにつなげると、そういった視点でも、この事業が非常に活用できるポイントではなからうかというふうに考えております。

【山本(啓)委員】メニューや事業があって、それをどう活用するかではなくて、県が抱えている地域の課題をクリアするために、各省庁横断的な、または庁内の横断的な様々なメニューがあって、それを活用しながら、多くの事業とかを絡ませながら課題をクリアしていくと、そういった説明であったと理解をしたいと思います。

ただ、離島においては、しま暮らしや地域の交流、コミュニティのあり方、また、美しい自然とか、そういった部分で、移住する側にも、ひょっとすると引きつけられるものがあるのかもしれないんですが、この事業は、当然離島だけに限ったものではないというふうに思いますけれども、半島地域やそのほか、本土において、長崎県の取組状況はいかがでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。本土地域を中心というご質問でありましたけれども、今、県内の私どもが把握している動きを申し上げさせていただきます。

この制度は、過疎地域等を中心に対象にしております。県内の過疎地域に指定されている市町は、全体で14市町ございます。14市町のうち、既に活用中のものが、ご承知のとおり、五島市、壱岐市の2市でございます。そのほか、活用の意向があるものが4市町ございます。加えて、活用するかどうかを現時点で検討中というところが6市町ございます。残りの2市町が、まず制度の理解からということで、検討の前段階というような状況でございます。

今申し上げた活用意向がある市町についても、具体的に今年度、あるいは来年度の事業開始を目途に、今準備を進めているというふうに聞いておりますので、この中には、今ご質問のあった本土地域、半島地域の市町も含まれておりますので、私どもは、離島が今、先行して進んでおりますけれども、部長説明でも申し上げましたとおり、先行事例を本土地区、あるいはほかの離島地区に横展開するように努めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】よくわかりました。その上で、この2離島においては、先ほども言及いたしましたが入り口が、恐らく農協という民間の広域性の高い組織がベースになっているんですね。本土地区においては、基本的な手法の一つとして、そういった1次産業の広域性の高い団体をベースとするというのが、手法としてそこにあるのか、それとも、いやいやと、これはあくまでも離島にマッチするものがそうであっただけで、そのほかはその地区以外の方法を今検討しているのか。

県としてその評価について、方法論ですよ、どのようなお考えをお持ちですか。

【浦地域づくり推進課長】先ほどご答弁申し上げた本土地域、半島地域の方で進められている事業につきましては、1次産業だけではなくて、先ほど少し話が出ました、建設業の総務的な部門でありますとか、あと、これも先ほど出ました旅館業、観光業も含めて、あるいはそのほかの分野も含めて様々な、多様な分野でこの事業が展開されようというふうに、今進められております。

私どもとしても、冒頭、山本(啓)委員の方からお話がありましたとおり、この事業のポイントとしては、様々な仕事を組み合わせて1年間の仕事をつくっていくという視点で成り立っている事業、制度でございますので、そういった点からすると、あまり特定の分野に偏らずに、1次産業以外も含めて様々な、多様な分野について組合に参加していただいてご協力をいただきながら、仕事自体に魅力を高めていただき、それによってまた、域外から派遣労働者を確保できるような、そういう流れができていくことが期待されているものというふうに、私としては考えております。

【山本(啓)委員】そこまでのご答弁をいただいた上で、2つほど提案を申し上げたいんですけども、そうは言うものの、離島においては逆に、1次産業や観光業にとどまらず、しまの中といえども、そのほかのあらゆる事業体に対してもこの事業が生かせるように、今後工夫が必要になってくるのかなというふうに思います。

しかしながら、なぜそのように農協がベースになっていただけたかといえ、恐らくこの事業協同組合の事務能力や総務的な能力を担う場所というのが限られているようなことを私は強

く感じるんですね。例えば本土において、この組合の事務を誰がするのか、そこに人材が、どのような方が配置されるべきなのか、そういった部分について少し県の方から、国の事業は国の事業として、しかしながら、県が現場に近いわけですから、そういった部分をしっかり細かく酌み取った上で、事務能力の部分について県が補完してあげる必要があるかと思えます。そのことについてのご答弁をいただきたいと思えます。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご意見がありました、事務部門についての考え方でございますけれども、この制度が検討されている中で、国の方からもここの事務局機能の費用をいかに抑えていくかというのが一つ、あるいは、いかに確保していくのかというのがポイントですというお話がありながら、それを関係市町とも話をしながら、今、少しずつ事業が展開されているところです。

今、壱岐の方のご紹介がありましたけれども、先行する五島市においても同様の課題がございまして、五島市においては、特定の事業者が、ある意味事務能力の高い事業者が、そういった事務局機能も併せ持ちながら、フォローしながらやっていこうというふうなことで制度が構築されて、そういった課題をクリアしているというふうに聞いております。

今後、本土地域においても、こういった課題があるものということで承知しておりますし、今お話があったように、事務局機能をいかに低コストでしっかりした体制を確保していくかというのが重要だと考えておりますので、こういった問題については、私どもは同じ認識でございますので、今後展開されていく市町のご意見を聞きながら、国の方とも十分意見交換しながら

ら、必要があれば要望という形につなげていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 例として申し上げれば、昨年だったと思いますけれども、これも観光の話であるので、少し所管が違うんですけれども、雲仙市の市長は、地域の観光連盟、観光協会などにしっかりとした専門職、観光や様々なツーリズムにたけた人材を配置するように県で取り決めていただきたいと、予算は自分たちがつくっても構わないから、そういう観光計画や様々な取り決めの中に書き記してほしいと、それを根拠に、それぞれの自治体がそこに設置するからと、そこまでおっしゃったことがあったんですね。やはり県や国が予算を、または事業を示して、それをそれぞれの自治体で展開する際には、その自治体が展開しやすいものは予算には限らない、ルールであったりガイドラインであったり、そういったものがあるかと思っておりますので、その辺をしっかりと連携しながら、必要なものをこしらえていただきたいなと。

最後、もう一点、先ほど言った2点目なんですけれども、県内においてこれらの事業協同組合が幾つか設置された際には、例えば将来的な展開として、県内がそれぞれの組合が連携をした上で、広域的な派遣の連携というものが可能性として望めるのかどうか、そのあたりについての見解をお伺いしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 お答えします。既に出来上がった組合間の連携というのは、限られた中での連携というのは、もちろん可能だと思います。例えば情報交換であるとか、情報共有であるとか。

ただ、一方で、派遣をそれぞれがし合うようなことについては、もともとの制度構築の中で決められたルールがございますので、実際の派

遣を組合間でまたぐというのは難しいものというふうに考えております。

ただ、一方で、今、県内の市町から上がってきている声としまして、地域のニーズを考えた時に、自分たちの市町だけではなかなか派遣先ニーズがそれほど多くないと、組合を一つつくるまでもないんじゃないのか、あるいは派遣者が確保できないのではないのかというお声も聞いておりまして、その中で、例えば幾つかの市町が合わさって、一緒に特定地域づくり事業に取り組むとか、そういうことを制度の準備段階から検討するということは、十分あり得るものだというふうに考えておりますので、今後、特に小規模自治体で地域のニーズを把握する上においては、そういう課題に対して広域的な連携というものも県の方、まさに県の役割でございますので、そういったアドバイスも適宜行いながら、後押しをしてみたいと考えております。

【山本(啓)委員】 あと2分なので詰められるかわかりませんが、最後、政策監にお尋ねしたいんですけれども、今のは県下全域の話をしてしまいましたが、もう一度国境離島に戻りたいと思うんですけれども、施行後10年で人口を平準化していくというようなものが掲げられているこの法律においては、現行のペースでは、非常に厳しいものがあるというふうに理解しています。

その上で、今のやり取りのように、本土と離島が連携しながらというよりも、人が交流というよりも行き交う、往来することに少し人口の社会減や社会増の平準化の部分のポイントがあるような気がするんですね。離島の中で完結することも必要でありますけれども、例えば五島市、例えば壱岐市の中の人口をどのように上げ

ていくか、そういったものだけでは間に合わない。であれば、交流人口や行き交う人々が、そこに一時的にでも滞在するとか、そこで社会における生活を行うとか、そういった分野においても、少し目を向けていく必要があるかと思えます。

どういった人材が求められるかがよりわかりやすくなっている現代ですから、より専門性、スペシャリストの方が必要な場所へ長期間滞在する、そういった展開を加えていかなければ、私は人口の変化というものが大きく10年で様変わりするというのは難しいと思うんですね。その部分についての考え方、県としての認識をお尋ねしたいと思えます。

【村山地域振興部政策監】今、委員からご指摘をいただいた、各離島間での人材の活用という部分でお答えを申し上げたいと思えます。

今まで我々は人口の社会増に目を向けて、様々な有人国境離島の施策を推進してまいりました。これは平成29年に法律が制定されて10年間の目標の中で、これは引き続き実施して、より施策などの実効性を高めていくというふうな考え方で進めてまいりたいと思えます。

一方で、それぞれのしまの中では、どうしてもスキルが非常に高い人材というのが限られているというふうな状況の中で、それぞれしま、あるいは本土間の人材の活用という意味では、委員ご指摘の、そういった人材の方々を幅広く地域、地域で活用していくというのは、一つの考え方になるのかなというふうに思います。

我々、今後、社会増に向けては、定住のみならず関係人口の拡大であったりだとか、交流人口、引き続き実施してまいりますので、そういった視点も持ち合わせながら取り組んでまいりたいと思えます。

【大場委員長】ほかありませんか。

【石本委員】第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の件でお尋ねしますけど、直接この事業に関係するのかわかりませんが、先日質問で言ったんですが、県北地域で、今、民泊・体験を中心とした、まつうら党交流公社というふうに言っていますけれども、民泊・体験事業を組織的に、今、松浦市、平戸市、佐世保市も含んで県北一体で事業をやっているんですが、2年前のコロナ禍になってから、ほとんど事業ができてないという状況です。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、地域のしま、半島の地域活性化の推進とか、持続可能な地域づくりというのをうたっております、県北にとりまして、観光も含め、あと、これに農業、漁業が絡んでいます、体験の方も。本当に2年前までは、皆さんが希望を持って、農業をしながら、または漁業を営みながら、こういった受入れ、体験・民泊という事業を展開しております、一つの収入源になっていた状況なんです。それがコロナ禍で2年間全くできずに、これを受入れる、いわゆる民泊・体験をする農業者、漁業者も含めて高齢化が進んできておりまして、なかなか今後の見通しが立たないという状況です。

それで、公社の方にもお話を聞いてみたんですけど、今年の1月に最終判断というか役員会で、4月以降の受入れを、この1月に決めてしまわないと間に合わないという状況で、今のコロナの拡大が見通せない中で、予約はぼちぼち入ってきているんでしょうけれども、本当に4月以降、事業が展開できるのかどうかというのを大変心配しています。

そういう中で、県のこの事業の中で、そういった関連した取組というか、支援も含めて、地

域振興の中でどのような対応というか、捉え方になっているかというのを、まず伺いたい。地域振興部の所管なのか、観光になるのか、また農水の方になるのか、いろんな要素があると思うんですけど、確認です。

【浦地域づくり推進課長】ただいま委員の方からお話がありました、いわゆる農家民泊、漁家民泊につきましては、直接の所管は農林部の方でございまして、そちらの方で県内の関係団体の協議会をつくるなどして支援、あるいはネットワーク化みたいなのところに取り組んでいるというふうにお聞きしております。

ご質問ですので、私どもの地域づくり推進課としても、やはり地域で頑張っておられる事業者の方を応援しようという意味も含めまして、実は、農家民泊、漁家民泊というのは体験観光を中心にしております、午前中にもお話がありましたけれども、私どもが取り組んでいるワーケーション、リモートワーク、あるいは二拠点居住、関係人口、こういった分野と非常に関連性が高いものでございまして、国の方でも関係人口の一つの主な柱として、今お話がありました農家民泊、漁家民泊の推進というのもうたって、内閣府と農水省と連携しながら、それらの事業を進めているというふうにお聞きしております。

そうした背景がありつつ、10月の下旬に、今申し上げた関係人口の取組を関係部局間でより一層連携させて進めようということで、関係所属が集まりまして、意見交換をした場がございました。その中には、私どもが関係人口を中心にお話をしていく中で、農林部の農山村振興課の方、あるいは水産部の関係課も加わりまして、そういった農家民泊、漁家民泊の取組と、私どものワーケーション、リモートワークの取組を

いかに連携させていくかという視点でも意見交換をさせてもらったところでございます。

もちろん関係人口以外に、地域の産業の活性化という意味でも、私どもは県北地域の活性化ということで、今後も様々な事業で協力、支援してまいりたいと思っておりますけれども、直近、私どもの方で、今関連があるようなやり取りについては、今申し上げたようなことを進めているところでございます。

【石本委員】今、回答がありましたように、この事業は、地域振興部だけでなく、農水、また観光も絡めたところで、やはり連携して取り組んでもらいたいし、取り組んでいかなければならない事業だというふうに思っています。

これもニッチな取組であるんですけども、特に県北なんかは、これといった企業なり産業というのが乏しい地域で、どっちかという、ちょこちょこ兼業して生活をつなげていくという状況であります。そういうところで、民泊・体験を含めたこの事業は、やっぱり農家にとっても、漁民にとっても大きなウエートを占めているんですね。そしてまた、地域全体もやはり、さっき言いましたように、県北一体連携してやっているものですから、そういった地域の活性化にもなるし、つながりにもなっているということで、本当にこういう事業がもっともっとしっかりと根づいていくと、地域の過疎化の防止にもなるし、さっき言った関係人口の拡大にもつながっていくと。また、あるいはイターン、Uターンにつながって、これで食べていけるんだという状況が見えてくれば、そういった取組もまた、新たな取組にもつながるんじゃないかというふうに思っていますので、そこら辺はしっかりと関係部局と連携をしていただいて、今後の支援策も含めて、またほかのところでも願

いすることになるんだろうと思いますが、よろしくをお願いします。

あともう一点、県庁舎跡地の活用なんですけれども、さっきもありましたように、それぞれの意見が出てきています。私の方から一つ、これは要望ですけれども、この県庁舎跡地については、拠点だけでなく、これまでの流れとして、浜町の衰退、それから、長崎駅前については、今回、新幹線の新たな開業と共に開発が進んでいますけれども、やはり旧浜町、史跡等、そこら辺にもつながる、いわゆる面的なつながりを持つ、そして、県庁舎跡地が、今、点であるところをつなぐような機能をぜひして、浜町とか西山とか、そういった方面にも人が向いていく、また、当然大浦の方にも行けるような、いわゆるその中心になるような機能をぜひ設けてもらった方がいいなというふうに感じていますので、そこら辺は要望ですけれども、しっかりと面をつなげるような拠点にしていきたいと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話がございましたように、県庁舎跡地活用に当たっての持つべき視点としまして、様々にまちが大きく変化しようとしている中で、この県庁舎跡地をどう使っていくかという視点の中で、やはり人の流れをきちんと捉えた上で、まちなかへの回遊ですとか、また、ひいては県内への周遊につなげていくような役割というのが、この地の役割の一つとして求められてくるものと考えているところでございます。

そのような中で、例えば情報発信につきましても、当然この地の魅力を伝えるわけでございますけれども、併せまして、そうした周辺地域ですとか、県内の魅力を発信することによって、まちなかを訪れてみたい、また、今度は県内各

地を周遊してみたいと、そういったようなきっかけになるような発信といったものにも意を用いてまいりたいと考えております。

今後の検討の中で、さらに精査を進めてまいりたいと考えております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】今、ちょうど県庁舎跡地についての質問がありましたので、引き続き、県庁舎跡地についてお伺いをさせていただければと思っています。

まず、先日、一般質問でもお伺いしたんですが、第三別館について詳細にお伺いをしたいと思います。

今までも第三別館に関しましては、保存のあり方、耐震性の問題等々もあり、なかなか調査が進まない状況でございました。できる限り来年以降は、可能な限り調査をというお話があったんですが、今までの答弁の中にも、全体像がある程度見えた上において、第三別館をどうするのかというのがあったと思うんですけれども、県民の皆様の中には、やはりあそこは被爆の時にもそのまま現存していたような状況でありまして、戦争のことを語れるような建物でもあり、建物自体も、やはり一時代を記憶しているというか、それを感じさせてくれるような建物でありますので、残してほしいという声等々は多々、多々あります。

そういう意味においては、全体像が決まってから何に使うというよりも、あそこ自身を残すのか残さないのかというのが、まず大きな気がしているんですけれども、それには、やはり耐震調査というのがまずもって一番必要なのかと思っておりますが、そのあたりを詳細に教えていただけると助かります。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話ございました

ように、この旧第三別館につきましては、大正時代の建物といったようなところもありまして、構造上の、例えば鉄筋コンクリートとレンガの混構造という、いわゆる強度としてはもろいような構造でもあります。また、L字型の建物という、いわゆる真四角の建物に比べますと横揺れに弱いと、そういったような課題などもあるような建物ということで、お話がございましたように、いろんな利活用のニーズなども頂戴しているところでございますが、一方で、そうした安全性や耐久性、そういった面から精査をしっかりと行っていく必要があるものと考えているところでございます。

お話にもございましたように、この第三別館の最終的な方向性につきましては、やはり跡地の全体の機能をどういうふうな形で整理していくかといったところと一体で整備していく必要があるものと考えておりますけれども、その前段としまして、まずもって、この建物がどのような形であれば、改修ができるですとか、そういった整備ができるといったところの詳細な検討というのは、その前段の整理として必要であるものと考えているところでございます。

そういったことで、先般の一般質問の方でも答弁させていただきましたが、可能な限り早期に、この詳細調査というものに着手をし整理を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】繰返しになるんですが、今までも変わらずそういうご答弁をいただいていたんですけども、なかなか進んでないとおっしゃっている意味は非常に理解できるところでございます。しかしながら、やっぱり判断する必要性だったり、本当にあれをすることによってどれぐらいかかるかという予算的な部分は非常

に大きいと思いますので、そこをまず出させていただく必要があるかと思っております。

そうしないとなかなか、全体像が決まった、だけれども、はじめてみたら、とんでもないものだった。逆に言うと、壊そうとしたけれども、壊すことよりも、やっぱり今あるもの、長崎は最近、壊してばかりいく感じが多くて、新しいものを建てがちなところはありますが、逆に言うと、壊してしまうともう戻らないわけですから、ある意味予算をかけてでもしっかり保存をするということも、私は一つの方法だと思うんですね。

そういう意味においては、全体像、全体像、その全体像があと何年かかるのかということもまだ決まってないような状況でもありますので、そこは本当に真剣に、何となく第三別館のことはうっと流れてきている感じがありますので、やっていただければと思っておりますが、参事監、いかがですか。

【坂田地域振興部参事監】委員おっしゃるとおり、文化的価値については、おっしゃられました被爆建造物、被爆当時の建造物だけれども、被爆の痕跡がないという評価を受けていますし、景観としては、大波止から県庁の方を望んだ場合には、あの建物があるのは、結構自然に感じてもらえる方も多いと思います。

そういう観点で、できるだけ残したいと多くの方からいただいておりますし、我々もそうは思っているわけですが、一方で、先ほど室長がお話ししましたとおり、全体の利活用の中で、あそこにどれぐらいのものを入れ込むべきかを決定するような流れの中で基本構想をつくって、さらには、もうちょっと利活用の検証で、最終的にどうしていくかというのが決まっていく中で見えてくると思います。

おっしゃっていただいた予算面で、どれくらいできるかという話については、正直言うと、結構悩ましいところがございます、レンガとコンクリートの混構造になっている中で、補強のやり方も何種類かあるわけがございます。一方で、景観を残すという観点ならば、場合によっては、ほとんど壊してしまったけれども、雰囲気だけはしっかり残すというようなやり方もあると思います。

そのあたりも、皆様の意見ももうちょっといただきながら、さらに言えば、我々も、費用面というのは大きな要素でございますので、そのあたりをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

【浅田委員】私はできる限り残してほしいなという思いでお伝えをしておりますが、やはりある一定の方向性をもう少し見せていただければなというふうに感じております。

併せて、パブリックコメントからもですけれども、県警本部の跡地の方です。そちらも、当然全体像が見えなければというのがあろうかと思っておりますが、活用の仕方によっては、ここがいち早く、いろんな意味で活用ができる可能性が高いところだと思いますが、ある一定は、ただD-FLAGとかと重複しているような使い方になるのではないかというようなコメント等もたくさんあったと思うんですが、まずできることからあの地域を賑わいの場にもう一度戻してほしいという思いがあるものですから、そこはいかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】お話のございました県警本部跡地を含めまして、今後のスケジュールにつきましては、いわゆる整備、利活用できるところから早期に賑わいを創出していくといったような観点で取り組んでまいりたいと考

えております。

県警本部跡地につきましても、お話しございました、既存の施設との機能分担ですとか、そういった整理並びに実現可能な事業スキームを整理していく必要があることから、現在、いろんな関係企業などにもヒアリング等行いながら、事業手法等について精査を進めているところでございます。

そうした作業と併せまして、今後の予定としましては、今年度中に基本構想を取りまとめさせていただきまして、令和4年度からは、まず広場などのオープンな空間を先行して整備いたしまして、暫定供用という形で検証などを行いながら、賑わいづくりを進めてまいりたいと考えております。

そうした早期の賑わいといったお声を以前から多く頂戴しているところでございますので、具体的に形として、賑わい創出といった利活用を進めていくようなところを、来年度以降、取り組んでいければと考えているところでございます。

【浅田委員】すみません、私の聞き方が悪かったです。まず、県警跡地のことをお伺いしていたつもりだったんですが、全体像は、先ほどの答弁で、もうこの後は言いませんが、民間開発による設計ということになって、あちらの方が早めに、いろんな意味ではでき得るのかなと。今ご答弁いただいたように、もちろん全体像の中ではあろうかと思うんですが、そこが、今後の進め方という表を見ると、ある一定、4年から5年の間には、もうしっかりとどのような形ででき得るかというのは、決定をするというふうに思ってもよろしいのでしょうか。ここもざっくりしているなと思ったものですから、目途としていかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】先ほど申しましたとおり、令和4年度以降、広場などを先行的に整備をいたしまして、検証等を行いながら、その後の整備について検討をしてみたいと考えております。

その検証の内容ですとか、その中で出てくる課題等によって、当然事業スケジュールというのは流動的になってくるわけですが、現在の予定としましては、記載しておりますように、2～3年程度検証を行いながら、その後の整備に向けた設計等につなげていく、こうしたスケジュール感を持って取り組ませていただいているところでございます。

【浅田委員】すみません、聞き方が悪いですかね。県警跡地の方を聞いていたので、ここに聞いただけ、まず後でお答えいただきたいということ。

今、ご答弁いただいた部分から、いろんな検証をということで、この間も定期的な検証をというご答弁をいただいたんですが、だとすれば、いろんな地域の方とか、既に12月から第二別館跡地に関しましては供用をスタートしていると思うんですけれども、どのようなものが決まっています、申し込みがなかった場合に関しても、県が先導して、例えば3か月に一回は、検証ですから、検証するにはそれだけの数をこなしていただかないといけなくて、公募がなかったからそのまま更地にしては検証ができないものですか、そのあたりは、じゃ、いかがでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】すみません、私の理解が悪く、申し訳ございません。

まず、県警本部跡地の事業スキームの整理につきましましては、現在、デベロッパーですとか、そうした関係の企業の方にもヒアリングを行い

ながら、どのような事業手法ですとか、事業スキームといったところが考えられるかといった精査を進めさせていただいております。

今後、さらに精査を進めていくことになりませうけれども、そうした事業手法ですとか、事業スキームなどがある程度具体的に実現可能な形で県警本部跡地、整備できるような状況が出てまいりますれば、その後のより具体的な設計や整備、そうしたものにつなげていくことができるものと考えておまして、さらに精査を進めてまいりたいと考えております。

第二別館につきましては、お話しのように、今月から利便性を向上させた上で、一般貸し付けを開始させていただいております。幾つかはもう既に引き合いもあっておりますけれども、いろいろご相談しながら、具体の利活用について調整をさせていただいているところでございます。

来年度以降も、さらに広場などを整備しながら、暫定供用等進めていければと考えておまして、そのような中でもお話がございましたように、ある程度のそうした多様なイベントや催しを開催して検証することが、まずもってこの期間に求められてくる重要なポイントだと考えておりますので、例えば他県の事例とかでいきますと、週に1～2回程度、基本となるようなイベントや催しを開催しながら、課題などの洗い出しを行っている、そのような事例もお聞きしておるところでございますので、これらも参考にしながら、今後の具体的な販わいの進め方、検証の仕方について精査を進めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】週に1～2回程度やるとするならば、もう既に企画をどんどん打ち出したりとか、いろんなところと組んでいかないと、前にもあ

ったんですね、元の県庁の時に。供用開始はしました、でも、結局、その告知も遅かった、そのまま何か月も放置になったということがありますので、同じことを繰り返さないでいただきたいことと、県警本部などに至りましては、ある一定開発の方たちと話をしているのであれば、やっぱり大きな目途を決めておいていただかないと、じゃないと、令和6年度以降みたいになると、そうすると、崩されてから10年ぐらい放置したというような状況になります。

例えば、今日の朝もVRの話等々ありましたけれども、ローマ教皇とかがいらっしやった時に、私はあそこにプロジェクションマッピングを、岬の教会をすればいいんじゃないか、そういうようなご提案もずっとさせていただいておりました。浦上天主堂とか出島とかもそうだったんですけれども、予算のかけ方によっては、そうやって夜の間人が集まるような、人の目を楽しませるような、かつ歴史も文化も感じさせられるような、二重三重にわたっているようなことが伝えられる、発信できることがあろうかと思えます。

決まっていない間、ずうっと仮囲いのまま、何年も何年もというままでは、やはり地域が廃れてしまいますのでこれはもうずうっと、江戸町の住人として何度もお願いをしているんですけれども、今、やっとポスターが貼られました。そこにくるまでも1年以上がかかっているので、この辺をお伝えさせていただいているんです。ポスターを貼ったからそれで終わりじゃなくて、次なる、次なる展開というところのご覚悟をそろそろしっかりと打ち出していきたいなと、部長、思っているんですけれども、跡地に関してもう少し真摯に、しっかりと、一番いい場所でございますので、そのあたりをやっていただ

きたいなと思います。やっぱり日程的なことは非常に重要だと思っていますので、いかがでしょうか。

【早稲田地域振興部長】県庁舎跡地の活用につきましては、基本構想の素案をお示しさせていただいているところですが、今、委員の方からご提案が様々ありました、第三別館の今後の利活用でありますとか、県警本部跡地、それから第二別館跡地といったことで、現在、複合的に要素が絡んでいるところであります。

それぞれの分野において、室長から答弁申し上げましたけれども、専門の事業者の方々の意見をお聞きしたり、あるいは地域の方々の意見をお聞きしたりしているところであります、県警本部跡地につきましては、例えば民間開発なども主眼に置いて検討を行っているところでありますので、それぞれの各事業、プロジェクトにおいて専門事業者、委託事業者も含めまして意見を聞きながら、今後、スケジュール感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

その際には、現在、令和4年度、5年度においては整地をして、その後において、利用状況等勘案しながら設計や建築といったような整備方法についても検討を進めておりますので、そのようなところを目途に置きながら、それぞれのプロジェクトについてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

【浅田委員】ありがとうございます。どうしても県警跡地のデベロッパーに対してもというのも、これももう何年か前からずうっとおっしやっているんですけれども、その状態というのがやっぱり見えないので、どうなのかなと。やっぱりあの地域にも民間の方々が開発しようとしているところが、そのままずうっと何年も残っていて、地域の方は全体としてすごく不安にも

なっていますし、県庁移転の時には浜町とか、もっと多くのところからご意見を聞いて、人の回遊性等々も考えていただいております。なかなか懇話会ができないような状況ですので、そのあたりは一体だれが責任を持って、アドバイザーの方、そしてサポーターズの方々からもご意見聴取したものが、ご意見は賜ったけどそのままというようなことが非常に多い気がしますので、そのあたりもしっかりとやっていただきたい、公にさせていただきたいなと思います。

まだ質問があるんですが、時間がきましたので、一度終わりたいと思います。後に積み残しさせてください。以上です。

【大場委員長】ほかありませんか。

【宮本副委員長】お疲れさまです。2点だけ質問させていただきます。

まず、説明資料の3ページ、長崎空港の活性化について、確認の意味も踏まえて、初歩的な質問になるかもしれませんが、確認をさせていただきます。

令和元年度からリモート化に向けて取組をされていたということで、やっと来年3月には環境が整うということで、官民一体となって取り組まれたこと、やっとうこういった形になったことは非常に喜ばしいことではないかなと思います。まずは、敬意を表します。

その点について、補足説明資料もいただきました。わかりやすいイメージを書いてらっしゃって、わかりやすくはあるんですけども、これについて確認させていただきます。

黄色の部分がリモート時間ということで、福岡の飛行援助センターと情報提供を実施するとなっています。それによって、運用時間を15時間、18時間、24時間となっています。これは赤で「延長」、「延長」と書いてありますけど、

大体のスケジュールというか、まずは15時間をやって、その次は18時間、さらには24時間、これはどれくらいの期間でここまで持っていかうとされているのか。1か月やりましたとか、1年かけてとかというのを、スケジュールをまず確認させてもらってもいいでしょうか。

【小川交通政策課長】長崎空港の運用時間の延長に向けた今後のスケジュールということのご質問でございますが、補足説明でも申し上げましたが、現時点においては、航空会社というのは、やはり新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けておまして、定期便の運航はなかなか難しいという判断をしております。

そこで、まずはチャーター便や臨時便、季節運航によって少しずつ、運用時間外の運航実績を積んでいきたいと思っておりますが、現時点においては、この運用時間について、総合計画等々におきましては、I Rの供用開始に向けて24時間化を図りたいという目標は一応掲げさせていただいておりますが、現実的にこの24時間というのが、本当に24時間あいている空港なのか、24時間離発着が可能かどうかと、そういう視点も含めながら整理をしていく必要があるかと思っております。

今のところは、I R開業に向けてという目標値は持っておりますが、何年で2時間延ばす、何年で3時間延ばすというところまで具体的に話が詰まっているという状況ではございません。

【宮本副委員長】ありがとうございます。ですね。私もI R開業時期に向けて24時間というような認識をしていたものですから、それに向けて少しずつだろうなと思っておりましたが、確認で聞かせていただきました。

ちなみに、これは勉強不足ですみませんが、リモート化でこういうふうな空港の取組をして

いるというのは、長崎空港以外にほかどこかあったりするものなんですか。どこかあって、そこを参考にしたというのがあれば、確認をさせていただきます。

【小川交通政策課長】まず、運用時間というよりは、リモートの関係で言いますと、例えば長崎県内の壱岐、対馬、福江の空港については、基本的にはカメラによって、福岡の飛行援助センターからの指示で離発着等々の指示をしているという状況がございます。

拠点空港でいきますと、例えば北九州空港については、こういうものを活用しながら運用時間を広げているという状況がございますので、国の方からは、一部リモート化について、令和元年度にそういうお話をお受けしまして着手していただいたということでございますので、私どもはこういうものをできるだけ有効に活用して、そこに運用時間の延長に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】ありがとうございます。長崎空港はしまになっていますので、騒音とか、ほかの空港からするならば、そこらあたりの問題は少ないだろうなというふうに考えております。

そして、先ほどもありまして、説明資料にもありますけれども、チャーター便、臨時便の発着等によって段階的な延長によることで定期航空路線の拡充、積極的な誘致活動という形であります。これも確認ですけど、これは、例えばリモートでするところは貨物だけではなくて、人も乗せた運用で今後していくという認識でよろしかったのでしょうか、確認をさせていただきます。

【小川交通政策課長】こちらの一部リモート化という部分につきましては、貨物便を想定して

いるのではなくて、あくまで旅客便を想定しておりますので、私どもも各航空会社の方に回しまして、こういうリモート化の実現を含めて、できるだけ機材を効率よく利用して、より多くの便を運航していただけるようお願いを今させていただいているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。裏にも、24時間化に向けた取組体制ということで書いてあります。4つのPTを設置されていて、丸々24時間ではなくても、リモート化によって延長する時間帯においても、交通の問題とかビルの受入対策、これは本当に大事ですからね。こういうところの体制が整ってないといけないということは、もう十分理解しております。

このPTは、早速、何か会議とかされてらっしゃるのでしょうか。されてらっしゃれば、こういった課題があって、今後どういうふうにやっていくというものがあれば、お聞かせいただければと思います。

【小川交通政策課長】資料の2ページに記載しておりますように、長崎空港24時間化推進協議会のもとに、2次交通対策、空港ビル内受入対策、大村市内滞在対策、利用促進対策の4つのPTを設けてありまして、これまでに2次交通対策と大村市内の滞在対策、この2つのPTについては、既に開催をさせていただいているところでございます。

一定の2次交通対策でございますが、当然、運用時間が広がることによりまして、空港リムジンバス等々を含めて、その運行時間も広げていただく必要があるというお願いを、今協議をさせていただいておりますが、いかんせん、現在は新型コロナウイルス感染症の影響を受けてありまして、そういう中では航空需要が一定

戻ってこない、そこまで踏み込んだ部分はなかなか難しいということで、一応、今後の継続協議という形にさせていただいておりますが、資料の下の方にあります令和4年1月に、長崎対馬線における深夜早朝帯の実証運行というものを一月間やりますという形になっております。この際については、長崎空港を朝6時45分に出発する、長崎空港には、逆に対馬の方から22時5分に到着するという予定になっておりますので、その分に合わせたリムジンバスの運行をしていただくように調整をして、今、運行するというような計画を出していただいているところでございます。

また、大村市内の滞在対策についてでございますが、航空機が、深夜もしくは早朝帯の離発着をやる場合に、その日のうちに長崎とか佐世保まで動くのではなくて、例えば大村市内のホテル等々に、タクシーと連携して宿泊ができるというような一つの取組というのは非常に重要だということで、実は航空会社の方からも、地域と連携したそういう取組というのを求められている部分もございまして、先日、大村市におきまして、大村市の交通部門、もしくは観光部門、それとホテル・旅館組合とかタクシー協会との会合を持たせていただいております。今後、ここに向けて市と連携した取組がどういう形でできるのかという協議を進めていこうということで、今やっているところでございます。

【宮本副委員長】課長の詳細説明ありがとうございました。いろいろなPTが動き出して、24時間化に向けて官民一体となって、まさしく大きく変わっていきますね。まちの実態も変わってくるでしょうし、いろんな事業者が動き出す。それによっていろんなところで活性化、そして長崎の交流人口の拡大というのにつながれば幸

いであろうかと思えます。

今からもいろいろ問題が出てくるでしょうから、逐一しっかり協議をしていただきたいと思いますし、令和4年1月からの長崎対馬間の実証運航、この一か月間の実証結果も踏まえて、分析していただければと思えます。

もう一点、来年の1月1日ですね、初日の出チャーターフライトの実現とありますが、これは、私は見せていただきましたけれども、素晴らしい企画だなと思っています。これはどれくらい来ているかというのはわかるのでしょうか。

【小川交通政策課長】1月1日に予定されております、長崎空港で今回初めて行われる初日の出のチャーターフライトでございますが、これにつきましては定員130名ということで、コロナ感染症の中でございますので、いわゆる満席の状態には当然できないということもありまして、130名の定員に対して約2,700名の応募があったというお話をお聞きしております。既に12月の初旬に抽選が行われて、当選された方にはその通知が行っているというようなことでお聞きしております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。私のところに来てなかったものですから、外れたということですね。非常に素晴らしい企画だなと思って、喜ばしく思っておりました。どうか無事故で行かれていただければと思えます。

24時間化は、今後見ていきたいと思っています。

あと一点だけです。離島振興についてです。

補足説明資料の「長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（案）」、いただきまして、非常に分析されてらっしゃると、ずっと読ませていただきました。これは地域別になっているんですけども、五島列島地

域、61ページからになるんですけど、ここが非常に気になりまして、読ませていただいたんです。離島とはいえども、活性化しているところ、移住が進んでいるところ、そして、いろんな1次産業が活性化しているところがあるんですけど、この五島列島地域の中で、特に宇久、小値賀です。これはやっぱり状況が厳しいんだなというのを改めて見させていただいたところです。

88ページに小値賀町についての記載があるんですけども、4年ぶりの転入超過ということであっています。そしてまた、定住促進住宅、いろんな取組も小値賀の方はされてらっしゃいます。関係人口のために一生懸命になってらっしゃるということもあります。その次には、宇久島についてもいろいろ記載があるんですけど、私も一般質問、そしてこの委員会でもいろいろ質疑させていただきましたが、地域おこし協力隊、これはやっぱり大事なんだなということを変更して思ったんですね。

それで質問ですが、宇久、そして小値賀における現在の地域おこし協力隊の活動、そしてまた、成功事例とか、こういったのをやっているという事例があったらご紹介いただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】地域おこし協力隊についてのご質問でございます。

宇久、小値賀に関する質問でございますけれども、まず宇久につきましては、これまで過去4名の地域おこし協力隊を確保し、さらに、先日新聞にも掲載されたんですけども、今年度は新たに1名、協力隊を配置しているという状況です。これまで配置した協力隊につきましては、地域コミュニティの活動でありますとか、観光情報の発信、土産品の開発、あるいは水産加工品の研究開発等にご尽力されたというふう

に聞いておりました、過去、協力隊に配置されて定住された方の中には、地元の観光協会に就職されたということもお聞きしております。

また、一方、小値賀町でございますけれども、小値賀については、これは県内最多でございますけれども、過去37名の地域おこし協力隊を確保しております、かつ、今年度はさらに2名を採用しているということでございます。

小値賀町については、先ほどご紹介のあった資料の88ページにも新たな取組を記載しておりますけれども、今年度から「地域おこし協力隊インターン制度」というのが、こちらの方は、今年度から総務省が制度化した事業でして、これに県内で唯一取り組んでいるところでございます。このインターン制度については、通常、地域おこし協力隊が1年から3年のところを、2週間から3か月以内のインターン制ということで、本年度については7名の受入れ実績が揃っているというふうに聞いております。

小値賀町に限らず、地域おこし協力隊の大きな課題として、今、大変地域間競争が活発化していますので、募集してもなかなか集まらないといった課題が県内で非常に多くございますけれども、小値賀町から聞きますと、今申し上げた地域おこし協力隊のインターン制度が非常に有効に働くのではないかと、こういった制度を間に挟むことで、地域おこし協力隊にそのままつながって、地域の活動につながるのではないかとということをお聞きしておりますので、引き続き、県としてもこういった先行事例をほかの地域にも広げていきたいというふうに思っております。

なお、小値賀町についても、過去、地域おこし協力隊を卒業された方については、地元のレストランであったりパン屋に就職したり、ある

いは観光とか農業の関係団体に就業したりしてご活躍いただいているというふう聞いております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。宇久も小値賀も非常に頑張ってらっしゃるなというのをうれしく思っています。最近、新聞紙上でもよく見るものですから、活発になってきているんだろうなということを考えながら質問させていただきました。

また、小値賀は、地域おこし協力隊インターン制度、これはすばらしいですね。どうか、県内にもまた拡充していただければと思います。

最後の確認ですけど、今後、来年度に向けて、これは長崎県にとっては地域おこし協力隊は非常に大事な制度だと思っています。何か拡充とか、こういった取組を考えているとかというのがあれば、お聞かせいただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】今申し上げましたように、小規模自治体も含めて県内の自治体で地域おこし協力隊という制度は、副委員長もご発言のとおり、非常に重要な制度だというふうに思っていますし、総務省も、来年度に向けた概算要求の中で、今年度予算から予算額を3倍程度に増やすといったような思い切った予算配分を今検討しているところでございます。

そうした中で、県内においても、今年4月に地域おこし協力隊OB・OGネットワークというものを組成させていただいて、まさに経験者目線で研修会でありますとか、採用・募集活動、こういったものに協力いただけるような体制ができたというふうに考えております。

こうしたネットワークの方の意見として、今後、地域おこし協力隊を拡大、あるいは活性化させるためには、先ほどご質問がありました、もう既に長崎県で頑張っておられるような地域

おこし協力隊の活動状況を県外に向けて発信していくような取り組みが、実は、地道だけど一番有効なんだというふうな経験者からのお話もありましたので、来年度予算に向けまして、県内で今活動されている、あるいは実績を上げておられるような地域おこし協力隊OB・OGの方の活動状況を情報発信できるような、そういう仕組みづくりについても検討させていただきたいと考えております。

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時39分 休憩

-----  
午後 2時39分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【田中委員】新幹線に関連して再質問しますが、これは再確認ですけど、在来線の分離、肥前山口～諫早間の、これは年間事業費というか、長崎県の年間の負担が大体決まっていたよな。あれは永久に続くのかどうか、今後国の支援がとれるかどうかというのを聞かせてください。

【峰松新幹線対策課長】諫早～武雄温泉間の上下分離の事業費でございます。

維持管理のために、6.6億円を長崎県と佐賀県で負担することとなっております。法人を設立して運営をしますので、法人を設立して運営をするための経費として1.6億円、鉄道施設の整備にかかる経費として1億円、合計で税抜きで9.2億円になっておりまして、これを佐賀県と長崎県で負担するということになっております。

基本的には費用負担につきましては、佐賀県1、長崎県2という負担割合で運営をすることとなっております。

【田中委員】永久に続くのかどうか、国の支援はあるのかどうか。

【峰松新幹線対策課長】失礼しました。この維

持管理につきましては、新幹線の開業から23年間続くこととなっております、国につきましては、国が直接負担するということはございませんが、制度的に国庫補助金等々該当するものがあれば、そちらの方については、我々も申請ができるものについてはさせていただきたいというふうに考えております。

【田中委員】 9.2億円の1対2、6億円ぐらいかな、長崎県の負担が。23年間、140億円ほどずっと払っていかなきゃいかんわけね。大変なことです、終わります。

2番目に、国が3案出してきた。3案の具体的な資料を国に求めるべきだと私は思うんですよ。あれだけ数字が、6,200億円とか1兆1,300億円とか出てきたわけだから、想定される内容と具体的な資料を、佐賀県がそれで検討を始めるといことになると、長崎県もやはりある程度検討を始めなきゃいかんと思っていますので、国に資料を求めるべきだと思うが、見解だけ聞かせてください。

【坂野地域振興部次長】 委員の方からご質問の件は、先日、幅広い協議で出された3つのルートについての国土交通省の試算について詳しい資料をとということでご質問いただきました。

委員の方にお配りさせていただきました資料、20ページほどある国土交通省の資料のうち概要ということで、一番重要な3つのルートの部分を出させていただいております、そのほかに試算の内容といたしましては、それぞれ3つのルートにつきましては、用地費用で幾らかかるというところであるとか、あるいは明るい部分、高架橋ですとか、いわゆるトンネルじゃない部分で幾らかかる、あるいはトンネルで幾らかかるというような内訳というような格好で、国土交通省の方は示させていただいております。

佐賀県の方からは、こちらの試算の詳細というよりは、新幹線が北部九州や九州にとってどういう夢を描けるのか、姿になるのかということを示してほしいというふうなご指摘がされておりまして、今回、国土交通省が示した資料の中では、そういった具体的な試算ですとか、あるいは観光業者などにヒアリングした内容というような格好で資料の方を提供されているところがございますが、そういうものではなくて、アジアの活力を取り込むとか、そういったような話を協議の中でされておりまして、そういった資料を出してほしいというふうに言っておりますので、そちらは国土交通省が改めて検討するというふうになっておりますので、今後そういった観点から、3つのルートについても検討がされていくというふうに考えております。

【田中委員】 だから、長崎県もその資料をちゃんともらってくださいというお願いです。

最後に、これは資料でいいんですが、佐世保線対策が進んでいると思うんだけど、実態はどうなっているのか。来年度、令和4年度までで終わるとい感じで理解をしているわけだけれども。

それと、MR、松浦鉄道の経営状況を、これは資料で結構ですから、提供してもらえませんか。

【大場委員長】 可能かどうか。

【峰松新幹線対策課長】 佐世保線の高速化の状況でございますが、令和3年6月末現在で、計画全体の28%の進捗というふうになっておりまして、これにつきましては、基本的に大きな工事につきましては、今年度中に終了するとなっておりますので、今後また、進捗の方はご報告をさせていただきたいと思っております。

【小川交通政策課長】 松浦鉄道の経営状況とい

うことですが、令和2年度決算までは整理がされている分がございますので、その分については、資料提供ということであれば、資料の提供はできようかと思っております。

【浅田委員】1点だけ、移住についてお伺いしたいと思います。

先ほどから、皆さんから移住の今の長崎の状況等々、リモートワークin長崎プロジェクトについて質問がございました。今、本当に皆さんがすごく力を入れてリモートワーク、ワーケーション、移住をやられているおかげで、かなり想定よりも増えているということは、十分理解しているところです。

その中で、この間、50代以上のCCRC、改めてもう一度深掘りしていただきたいと。今、地域によっては、やっぱり高齢者を見直しているようなところ、他県でもございます。先日の答弁の中で、これからターゲットを絞っているような情報提供をというようなご答弁がちょっとあったんですけど、そのあたりを詳しく、1点教えていただけますか。

【浦地域づくり推進課長】お答えします。移住施策につきましては、地方回帰の機運が高まる中で、地域間競争がこれから激しくなっていくというふうに考えております。

その中で、デジタル化に今取り組んでおまして、デジタル化の一環で、それぞれの移住希望者の属性ごとに情報発信できるような、そういう機能を追加していきたいと考えております。

その中で、私どもがターゲットとして考えておりますのが、これは先般の一般質問の答弁でも部長からご答弁申し上げたんですけども、まず、地域間競争が激しくなる中で、本県のターゲットとしては、やはり本県出身者というのが非常にわかりやすく、情報の発信がしやす

いということですので、Uターン対策に力を入れていきたいということが一つ。

あと、近年、長崎市ほか都市部を中心に増えつつありますが、やはり子育て世帯などの若い世代が増えつつありますので、まずはこういった伸びつつあるような層に向けてターゲットを絞って情報発信していくということが大事だろうと考えておりますので、こういったところに対して、デジタル化の効果も踏まえて、効果的な情報発信等に取り組みたいと考えているところでございます。

【浅田委員】先ほどの属性に分けていろんな中身を情報発信していきたいということであれば、既に相談している人に向けてということですか。それ以外のところに幅広く、長崎のある意味、アクティブシニア層に向けた打ち出しとかというのは、やっぱり移住したい人が拾いにいかないという情報が入らないように聞こえてしまうんですけれども。

【浦地域づくり推進課長】今申し上げた、属性に応じた情報発信というのは、ただいまご指摘がありましたように、移住希望の相談をされた方、あるいは移住倶楽部という無料の会員制度を設けておりますので、そちらにご登録いただいた方向けの取組でございまして、そういったところに登録、あるいは相談されてない方につきましては、やはり特定のターゲットを狙った情報発信というのは非常に難しいというのが実情だというふうに考えているところでございます。

ただ、私ども情報発信をする際に、一般的な情報発信だけではなくて、少しとがった情報発信というのもこれから必要だというふうに考えておりますので、地域の少しニッチな情報なんかをうまくとらまえて、例えばある地域で非常

に魅力的な高齢者施設ができて、そういった情報を県外に発信したいというお話があれば、私どもの情報発信員というのを配置しておりますので、そういった方を活用しながら、そういった地域の情報をうまく把握しながら、移住に関するSNSとか、ホームページ上で情報発信するというのも考えております。

【浅田委員】とがった情報、非常に幅広くて難しい感じもありますけれども、そのあたりは頑張っているような発信をしていただいて、どうしても地域間競争が激しい部分も、40代以下はあろうと思いますので、長崎の気候のよさ、環境のよさ、そういう意味では、アクティブな方の注目度は非常に高いのではないかなと、可能性もあるのではないかなと。離島などに関しましてもそうですし、医療機関とかも、長崎は他県に比べるとそこが充実しているところありますので、そういったところをもっと幅広く情報を発信していただきたい。

もう一つは、ここ最近、会社との提携で、今回も企業を訪問して、会社の方からリモートワークを経験しているところからスタートしているというのがあると思うんですけれども、都道府県によっては、広島とかはすごく会社ごとの移住に力を入れて、そこにすごく予算化をしっかりとされていて、どれだけ引っ越してくるのという、ものすごい好条件などをうたっているところもあるんですが、最後に、そのあたりを、今どういうふうになっているのか。企業自体の移住も含めて取り組んでらっしゃるのか、今後の展望などがあれば、お聞かせいただければと思います。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご質問のありました企業ごとの移住ということになりますと、誘致企業との兼ね合いもあるところでござ

いますけれども、いずれにしても、移住施策に今後力を入れていく上で、今ご指摘のありました民間企業との連携というのは非常に大事だというふうに思っておりますし、先ほど来からやり取りさせていただいておりますリモートワーク、ワーケーションという分野が出てきてから、さらにそういったことが重要になっているように感じております。

午前中の質問の中で、11月に訪問した企業の話させていただきましたが、そういった企業の中には、やはり移住とかワーケーション、リモートワークだけではなくて、地域の活性化にも貢献したいというお話もいただいておりますので、そういったやり取りを深く詰める中で、連携協定なり、そういった動きが具体化していくような、そういう取組についても、今後しっかり進めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】まあまあ、企業誘致もそうですし、そうやって企業自体の移住というか環境、あと、どうしても長崎県内は空き家とかも増えてきていて、いろんなことが解決に、それぞれ横軸で組んでいただくことによって進めることも多いと思いますので、他県とかでもほんと、会社ごとというのも増えてきているように感じておりますので、そういったところも誘致組と一緒に、併せて地域振興部と一緒にやっていただければなと思いました。

以上で終わります。すみません、長くなりました。

【大場委員長】ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時53分 休憩

-----  
午後 2時53分 再開  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監、総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時54分 散会  
-----



# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月14日

自 午前10時 0分  
至 午後 零時 5分  
於 委員会室 1

広 報 課 長 椿谷 博文 君  
人 事 課 長 今富 洋祐 君  
新行政推進室長 大瀬良 潤 君  
職員厚生課長 浦田 浩次 君  
財 政 課 長 小林 純 君  
財 政 課 企 画 監 松尾 由美 君  
管 財 課 長 松田 武文 君  
管財課企画監 犬塚 尚志 君  
税 務 課 長 原 清二 君  
税 務 課 企 画 監 山口 俊也 君  
債権管理室長(参事監) 田尾 康浩 君  
情報システム課長 吉村 邦裕 君  
情報システム課企画監 井手 潤也 君  
総務事務センター長 松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 宮本 法広 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 浅田ますみ 君  
" 山本 啓介 君  
" 近藤 智昭 君  
" 宮島 大典 君  
" 石本 政弘 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 下条 博文 君

林 政 課 長 永田 明広 君

企 画 部 長 浦 真樹 君

3、欠席委員の氏名

坂本 浩 君

地 域 振 興 部 長 早稲田智仁 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

会 計 管 理 者 吉野ゆき子 君

監 査 事 務 局 長 下田 芳之 君

5、県側出席者の氏名

危 機 管 理 監 多田 浩之 君  
危 機 管 理 課 長 近藤 和彦 君  
消防保安室長(参事監) 宮崎 良一 君

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君  
労働委員会事務局長

議 会 事 務 局 長 松尾 誠司 君

総 務 部 長 大田 圭 君  
総 務 部 次 長 伊達 良弘 君  
総 務 文 書 課 長 鳥谷 寿彦 君  
県民センター長 和田木詳広 君  
秘 書 課 長 石田 智久 君

警 務 部 長 橋本 真和 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

なお、坂本(浩)委員から欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

危機管理監より予算議案の説明をお願いいたします。

【多田危機管理監】 危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分でございます。

歳出予算は、防災費11万9,000円の増を計上いたしております。これは危機管理監職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する費用であります。

また、債務負担行為について、令和4年度から令和8年度までの統合原子力防災ネットワークシステム保守業務に要する経費として5,655万2,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 次に、総務部長より予算議案及び予算に係る報告議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分、報告第24号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第14号)」のうち関係部分であります。

初めに、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は合計で12億1,386万9,000円の増、歳出予算は合計で2,299万4,000円の増を計上しております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費の計上によるものでございます。

次に、令和4年度以降の債務負担を行うものについて、ご説明いたします。

総務行政県有施設等の管理業務に係る令和4年度から令和8年度までに要する経費として63万6,000円の増を計上しております。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

報告第24号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてであります。これは長崎県議会議員補欠選挙（五島市選挙区）を実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年10月22日付で専決処分をさせていただいたものであります。

歳入予算は、合計で4,231万3,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分及び報告第24号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時 4分 休憩

-----  
午前10時 4分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、危機管理監より所管事項の説明をお願いいたします。

【多田危機管理監】危機管理監関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、施策評価の実施について、事務事業評価の実施について、雲

仙岳大規模土砂災害合同防災訓練の実施について、原子力安全連絡会の開催について、原子力防災訓練の実施について、地域防災力充実強化大会の開催についてでございます。

お配りしております「総務委員会関係議案説明資料 危機管理監」の1ページをお開きください。

まず、施策評価の実施についてですが、危機管理監におきましては、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、地域防災力の充実強化につきましては、防災推進員養成講座の開催や、市町へ自主防災組織の組織化促進を働きかけた結果、自主防災組織率は、目標である70%を2.2ポイント上回り、自主防災組織の結成促進が図られております。

今後の対応方向といたしましては、防災推進員養成講座の継続開催とフォローアップなどに取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

なお、今後も引き続き推進する必要があるものについては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」において目標を設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

次に、事務事業評価の実施についてですが、4件の事業群評価調書により11件の事業を評価いたしました。そのうち9件の事業について、令和4年度に向けて、「拡充」、「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、雲仙岳大規模土砂災害合同防災訓練の

実施についてですが、島原半島3市に土砂災害警戒情報が発表され、溶岩ドームの監視データが基準値を超過したとの想定で、各機関合同での防災訓練を実施いたしました。

訓練には、地元市町、住民代表及び関係機関の約70名が参加し、災害シナリオに即して状況付与を行った上で、訓練参加者が進行者からの質問に回答する形式で進行する学習型防災訓練方式で実施いたしました。

今後とも、関係機関と連携し、災害発生時における住民の安全確保に努めてまいります。

次に、説明資料(追加1)をお開きください。

原子力安全連絡会の開催についてですが、原子力発電所から30キロメートル圏内にエリアを有する関係4市において、情報の共有化と意見交換を行うため、長崎県原子力安全連絡会をそれぞれ開催いたしました。

当日は、県から、令和2年度訓練結果や課題、令和3年度訓練の概要及び災害時における防護措置の基本的な考えについて説明を行ったほか、関係市からは各市の防災対策、九州電力からは使用済燃料貯蔵対策、1・2号機の廃止措置及び3・4号機の特定重大事故等対処施設設置の状況等について説明を行いました。

参加した皆様からは、コロナ禍での避難所運営の方策や避難道路等の整備を求める意見のほか、テロ対策、電力供給対策、被害に対する損害補償などについての質問をいただき、情報の共有と意見交換により、玄海原発に関する理解を深めることができました。

安全連絡会でいただいたご意見については、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

次に、説明資料(追加2)をお開きください。

原子力防災訓練の実施についてですが、今年度は本県単独訓練とし、新型コロナウイルス感

染症の影響で、緊急被ばく医療訓練を省略したほか、住民避難を一部にするなど、規模を縮小して実施いたしました。

訓練には、関係3市の住民約270人を含む55機関約900人が参加し、放射線防護施設などへの避難のほか、災害対策本部の運営や情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

松浦市及び壱岐市においては、昨年度に引き続き、エリアメールによる広報訓練を行いました。

また、自衛隊等と連携したヘリによる患者搬送のほか、緊急時における保育園児の避難を円滑に実施するため、保護者への引き渡し訓練を実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果を原子力防災対策に反映してまいります。

最後に、説明資料(追加1)の1ページ下段をご覧ください。

島原市で開催された地域防災力充実強化大会の開催についてですが、今回は、「雲仙普賢岳噴火災害から30年、消防団との連携で挑む地域防災への挑戦」をテーマに、金子総務大臣をはじめ、約780名の参加の下、基調講演や事例発表、パネルディスカッションなどが行われました。

熊本県球磨村からは、昨年7月の豪雨災害時対応や教訓などが報告されるとともに、地域コミュニティの取組強化や自主防災組織の活性化、消防団などとの連携強化が必要であるとの意見が発表され、最後に、日本一の自主防災組織を目指していくという島原市の決意が全国に向けて発信されました。

今後とも、地域防災力の強化に向け、消防団と自主防災組織の連携を図ってまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、総務部長より総括説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」及び追加1をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第130号議案「長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」、第131号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第132号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」、第133号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、第138号議案「当せん金付証票の発売について」であります。

初めに、条例議案について、ご説明いたします。

第130号議案「長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」。

この条例は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号と関連づけられた個人情報を扱う情報提供ネットワークシステムの管理者が総務大臣から内閣総理大臣に変更となったこと等に伴い、長崎県個人情報保護条例について所要の改正をしようとするものであります。

第131号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」。

本県は、現在、総合交通体系や文化スポーツ施設などの都市基盤の整備、充実に要する費用に充てるため、条例で定めることにより可能となる超過課税制度を用いて、法人県民税、法人税割において標準税率1%を0.8%上回る超過税率1.8%を適用しております。

この条例は、依然として総合交通体系や文化スポーツ施設などの都市基盤の整備、充実に対する財政需要があることから、超過課税を引き続き5年間延長するとともに、令和4年度からの法人税の課税方式見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第132号議案「ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例」。

この条例は、森林の公益的機能に鑑み、森林の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を目的に、平成19年度から県民税均等割への超過課税として導入している「ながさき森林環境税」を引き続き5年間延長するとともに、令和4年度からの法人税の課税方式見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

なお、この件に関しましては、後ほど、林政課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

第133号議案「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号と関連づけられた個人情報の提供の制限の例

外を定める第19条に新たな項目が追加されたことにより、後続の番号に号ずれが生じたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、事件議案について、ご説明いたします。

第138号議案「当せん金付証券の発売について」。

この議案は、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和4年度の宝くじの発売総額を110億円以内に定めようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

権利の放棄について。

これは、債権1件につき50万円以下である都市公園施設使用料1件の権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、県政世論調査について、県南振興局庁舎整備基本計画（案）について、事務事業評価の実施について、施策評価の実施について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、職員の給与改定について、綱紀の保持についてであります。

このうち主なものについて、ご説明いたします。

まず、県政世論調査についてであります。本年9月、県内に居住する満18歳以上の個人3,000人を対象とした県政世論調査を実施し、去る11月19日にその結果を公表いたしました。

全体的な傾向といたしましては、県民の皆様のご日常生活に対する満足度では、満足度が不満度を大きく上回っており、分野別の満足度では、

「住んでいる家」や「自分および家族の健康」は満足度が高く、「老後・将来の生活設計」、「娯楽・レジャー」は不満度が高いという結果になっております。

また、県の政策への総合的な満足度においては、全体としては、満足度、不満度ともに平成30年の前回調査とほぼ変わりはなく、項目別では、「保健医療介護の充実」、「安全な暮らしづくり」の満足度が高く、「人口減少対策」や「公共交通機関の充実」の不満度が高いという結果になっております。

さらには、今後、県が力を入れていくべき分野として、「人口減少対策」、「福祉の充実」、「雇用対策」などの重要度が高いという結果になっております。

これらの調査結果については、今後の県の施策や事業の推進に幅広く反映させてまいります。

次に、県南振興局庁舎整備基本計画（案）についてであります。県南振興局庁舎整備基本計画（素案）につきましては、本年9月の総務委員会におきまして、新たな庁舎に備えるべき設備・機能や事業手法など、検討段階の案をお示ししたところであります。

今般、県議会の皆様からいただきましたご意見や関係機関との検討内容等を踏まえ、庁舎整備の事業手法について従来手法とすることなど、記載内容を追加修正し、改めて県南振興局庁舎整備基本計画（案）として取りまとめました。

今後は、令和8年度頃の庁舎完成・移転を目指しまして、県議会の皆様のご意見等を伺いながら、本計画に沿った庁舎の整備の設計や施工を進めてまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては、後ほど、管財課企画監から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事務事業評価の実施については、本年度、県全体として、1. 令和3年度事務事業の評価775件、2. 指定管理者制度導入施設の評価45件を実施し、公表いたしました。内容につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

その概要につきましては、令和3年度事務事業の評価においては、153件の事業群評価調査により、775の評価を実施いたしました。そのうち443件、57.2%の事業が令和4年度に向けて、「拡充」、「改善」、「統合」、「縮小」、「廃止」のいずれかの見直しを検討しております。

このうち総務部関係につきましては、3件の評価を実施いたしました。その評価の概要等につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

次に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きください。

職員の給与改定についてでございますが、県人事委員会による10月7日付の職員の給与等に関する報告及び勧告において、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるなど、8月10日の人事院勧告の内容に準じた改定を行うよう勧告を受けたところでございます。

また、国におきましては、人事院勧告の実施について、勧告制度を尊重し、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことが11月24日に決定し、併せて、地方公共団体に対して地方公務員の期末手当の調整時期について

も、地方公務員法の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があったところであります。

県といたしましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事委員会勧告を尊重し給与改定を実施することといたしますが、実施方法及び実施時期につきましては、国の取扱いに沿って対応することとし、その詳細が決定され次第、県議会に關係条例を提案したいというふうに考えております。

恐れ入りますが、もとの「総務委員会關係議案説明資料」の7ページにお戻りください。

最後に、綱紀の保持についてでございますが、先般、知人女性に対し、複数回殴るなどの暴行を加え、加療14日を要する障害を負わせた職員に対して、令和3年11月5日付で減給10分の1・3月の懲戒処分を行いました。

また、部下職員1名に対し、大声で乱暴な言葉を交えながら、長時間、高圧的な指導等を行っていた職員に対し、同じく11月5日付で停職1月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが、法令遵守はもとより、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、林政課長より補足説明をお願いいたします。

【永田林政課長】私の方から、ながさき森林環境税について、補足説明をさせていただきます。

資料は、「【概要版】ながさき森林環境税」についての基本的な考えです。

県では、平成19年度にながさき森林環境税を創設し、それを財源として環境重視の森林づくりと県民参加の森林づくりの視点に立った施策に取り組んでまいりましたが、今年度をもって第3期、平成29年度から令和3年度の事業期間及び課税期間が終了することから、県議会や県民の皆様からのご意見を踏まえ、令和4年度以降の取扱いの方向性を示したながさき森林環境税についての基本的な考え方を取りまとめ、引き続き、ながさき森林環境税の取組を継続してまいりたいと考えております。

資料の1ページをご覧ください。

税創設の目的でございますが、ながさき森林環境税は、かけがえのない森林を守り育て、次世代に引き継いでいくために、森林の公益的機能による恵みを楽しんでいる県民に対し森林整備にかかる費用を広く負担していただき、森林を社会全体で支える仕組みとして、平成19年に創設されたところでございます。

その下の丸の第3期、平成29年度から令和3年度の事業の実績でございますが、概ね目標を達成しておりますが、環境重視の森林づくりの中で、荒廃した里山林の整備を行う環境保全林緊急整備事業が森林所有者の同意取得に対する補助事業を創設し、事業を推進してまいりましたが、同意取得や境界確定が想定以上に困難であったため、達成率が低くなっております。

また、県民参加の森林づくりの中では、県産材の利用促進に取り組む「ながさ木・なごみの

街づくり事業」において、保育所など教育施設では国の補助事業が活用できたこと、事業所等では実施期間、実施時期や材料など、事業要件に縛られずに施行したいという施行者がいらったことなどから達成率が低くなっております。

2ページをご覧ください。

第1期から第3期までの事業実績と成果につきましても、森林整備面積が増加し、森林の公益的機能の発揮が図られるとともに、森林ボランティア活動の参加者が増加し、森林保全に対する県民参加と理解の促進につながったところでございます。

3ページをご覧ください。

残された課題といたしましては、左側の環境重視の森林づくりにつきましては、間伐を実施することで整備された森林は年々増加し、資源を循環利用する森林として整備を必要とするスギ・ヒノキの人工林6万ヘクタールのうち、下のグラフに示しましたとおり、令和3年度末見込みで87%に当たる5万2,026ヘクタールが整備された森林となっております。

今後は、残りの未整備森林7,974ヘクタールの計画的な整備が必要となっているほか、過疎化、高齢化により人口減少が進んでいる山村集落の生活環境保全のための里山林整備の促進や、高齢級化している森林資源の循環利用を進めるための主伐・再造林が必要と考えております。

資料の右側の県民参加の森林づくりでは、県政モニターを対象としたWebによる県政アンケートの結果として、森林環境税が導入されていることの認知度が2割と低いことや、木育の教材作成や指導者の育成を図っていますが、活用はこれからになっていることなど、木と触れ合い、木材を使う意義を広く知ってもらうため

の活動やPRについて、さらに取組が必要となっております。

4ページをご覧ください。

右上の意見に記載しておりますとおり、県政アンケートにおきましては、森林を守ることへの応援や参加について9割、森林環境税の継続について8割が理解を示されていること。その下の外部有識者から成るながさき森林環境基金管理運営委員会においても、「社会情勢の変化に対応し、継続した取組が必要」などの意見をいただいているところでございます。

こうしたことに加え、県では、左上の記載になりますSDGsやカーボンニュートラルなど社会的要請に対応し、未整備森林の解消や里山林の整備、木育の推進、県産材の利用促進などの各種施策を引き続き推進していく必要があると考えております。

次に、5ページ、第4期、令和4年度から令和8年度の施策の方向性をご覧ください。

今後の施策の方向性としましては、環境重視と県民参加の2つの視点からの施策を継続するとともに、新たな取組として身近で親しみやすい里山林の整備、公益的機能の維持に配慮した計画的な主伐・再造林を推進するなど、多様で健全な森林づくりを推進するとともに、自然体験施設と連携した森林環境教育や木育活動の支援を通じて山村集落に人を呼び込む仕組みづくりや、森林や木材、県産材と触れ合う場を創出するなど、都市と山村の交流にも取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今、ご説明した内容の基本的な考え方につきましては、10月8日から11月8日までの32日間にパブリックコメントを実施し、13名の方から14件のご意見が寄せられました。

主な内容として、未整備森林の解消に向けた

支援の継続や、主伐・再造林の推進、シカなどの獣害対策への支援、森林ボランティア団体等の活動支援の拡大など、税の使途に対する提案と併せて、森林環境税の理解促進を図る取組も一層進めるべきとのご意見をいただいたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第130号議案ないし第133号議案及び第138号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時32分 休憩

-----  
午前10時32分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明

性等の確保などに関する資料」について説明をお願いいたします。

【近藤危機管理課長】おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年9月から10月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

まず、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきましては、該当ございません。

次に、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページに記載のとおり、統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借、長崎県防災ヘリコプター航空機保険契約、長崎県防災ヘリコプター3,000時間点検整備の3件となっております。

決議、意見書に対する処理状況については、該当ありません。

続きまして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県過疎地域協議会からの要望が2件となっており、それに対する県の取扱いは、資料4ページから8ページに記載のとおりでございます。

附属機関等会議結果報告につきましては、該当ございません。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充

に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和3年9月から10月までの実績は、計4件であり、各契約の内容は、資料に記載のとおりであります。

また、2ページから4ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

5ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協議会連合会、長崎県離島振興協議会ほか1名、五島市ほか1名からの3件となっており、具体的な要望項目及び県の対応については、資料に記載のとおりであります。

9ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和3年9月から10月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服審査会が1件、長崎県個人情報保護審査会が1件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県政策評価委員会が2件、長崎県広報外部評価委員会が1件の計8件となっております。

それぞれの会議の結果につきましては、10ページから17ページにお示しをしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場委員長】次に、管財課企画監より補足説明をお願いいたします。

【犬塚管財課企画監】県南振興局庁舎整備基本

計画(案)について、説明させていただきます。

県南振興局庁舎整備基本計画につきましては、本年9月定例会において素案としてお示したところですが、県議会の皆様からいただいたご意見や関係機関との検討内容等を踏まえ、記載内容を追加修正し、今回、基本計画(案)としておりますので、その変更部分を中心に説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料、「県南振興局庁舎整備基本計画(案)概要版」をご覧ください。A4横長のこのような資料でございます。

1ページから3ページにかけましては、前回の計画素案から変更部分はございません。

資料の4ページ、最後のページをお開きください。

4ページ右上、5.事業手法(従来方式とDB方式の比較)をご覧ください。

従来方式、設計・建設を分割して発注する方式と、DB方式、設計・建設を一括して発注する方式の比較には階層分析の手法を用い検討した結果、従来方式を採用したいと考えておりますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、ページの半分より下の部分、6.事業スケジュールをご覧ください。

従来方式により設計・建設を実施し、令和8年度頃の庁舎完成・移転を目指してまいりたいと考えております。

別にお配りしております資料、「県南振興局庁舎整備基本計画(案)」と記載しております31ページから成る資料が、詳細を記載しております基本計画(案)本体でございます。A4横長のこのような資料でございます。

お手数ですが、この資料の29ページをお開き

ください。

(2)事業手法(階層分析による従来方式とDB方式の比較)と記載しているページでございます。

事業手法検討のための階層分析による従来方式とDB方式の比較について、ご説明いたします。

階層分析とは、複数の選択肢がある場合、今回の場合は事業手法になりますが、その優劣を決める評価基準を決定し、分析する方法です。

まず、ページの中ほど、(ア)評価基準の選定を行いました。今回は、従来方式とDB方式のメリットに着目し、5項目の評価基準を選定いたしました。

次に、(イ)評価基準の重要度を一対評価により行いました。重要度が高い場合は7、中程度の場合は5、少し重要である場合は3というように、感覚的な重要度を数値化する作業を行いました。例えば、発注者意向の反映と地元企業参入の重要度の比較については、発注者意向の反映が「やや重要」と判断し、重要度3といたしました。この作業を評価基準5項目全ての一対比較の組み合わせで実施しております。

次に、(ウ)評価基準ごとの事業手法の有利度の判断を行いました。例えば、発注者の意向の反映につきましては、従来方式が有利でございますので5の有利度というように、これも重要度と同じく感覚的な有利を数値化する作業を行いました。

30ページをお開きください。

それぞれ数値化された評価基準の重要度と評価基準ごとの事業手法の有利度を幾何平均等の処理を行った上で乗じた結果が、こちらの表及び棒グラフになります。

この結果を踏まえまして、庁舎整備である県

南振興局の整備手法といたしましては、発注者意向の反映と地元企業の参入に優位性が認められる従来方式が適していると判断したところであります。

その他の基本計画（案）の本文の説明につきましては、先ほどの概要版の説明をもちまして省略させていただきます。

以上で県南振興局庁舎整備基本計画（案）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思っております。審査番号は、78、84、89、98番です。

陳情書につきまして、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。

【下条委員】 おはようございます。

ご説明いろいろありがとうございました。私からは、行政DX、それから避難所の整備、この2つの大項目についてご質問させていただきます。

ます。

まず、行政のDXについてですけれども、県としましては、総務部の情報システム課に加え、新行政推進室、そして企画部の次世代情報化推進室を次のデジタル化に対応するために早い段階で設立し、対応しているということを確認させていただいております。

この総務委員会は、1年にわたって行政のDXについて一般質問も含めてお話をさせていただきましたけれども、まず、先ほど言いました推進室ですけれども、デジタル化に行政の業務を置き換える非常に重要な役割を担っておられると思います。各業務のデジタル化、そして、それがオンライン、押印の廃止等で進んでおります。また、ペーパーレス、電子化ということで、様々な業務がデジタルに置き換えられていると思います。いよいよ次のステップ、デジタル化ではなくて、デジタルトランスフォーメーション、DXの名前が出てきましたけど、これは全ての業務がデジタル化しているということが前提で、様々な物事が人間の持っている偏見、バイアスに関係なくデータ分析が進み、いろんな恩恵、意思決定につながっていくというふうに思っております。

このような形で、今、県としてはいち早く推進室を2つ、情報システム課に加えて対応されてますが、デジタル化ではなくDXですね、デジタルトランスフォーメーションにどのように行政組織として対応していこうとしているのか、お尋ねをいたします。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま下条委員から、DX、デジタル化に対する組織的な対応をどうしていくのか、それから、考え方はいかかかというご質問だったかと思っております。

この間、我々、DX、それからデジタル化と

という観点におきまして、県庁の限られた職員数、財源というものを踏まえた時に、かなり進んできたICTツールを活用しながら業務の改善、それから様々な施策への反映等に生かしていきたいという考えを持っておりました。

そこで、下条委員がお話しされましたけれども、2年目になりますが、次世代情報化推進室というものを新たに設置しまして企画部の中に置かせていただきました。企画部の次世代情報化推進室におきまして、施策のデジタル化を中心にしつつ、行政デジタル化も絡めて、その推進役の旗振りということをやってきたところでございます。

最終的に各施策でのデジタル化、それから業務のデジタル化につきましては、各部署、部署、例えば農林施策では農林部、そういったところでそれぞれ取り組んでいく必要があるということで旗振りを次世代情報化推進室でやってきたということであります。

今後、その状況を踏まえた上で、これまで議論もいろいろさせていただいてきているところでございますけれども、今後、さらにデジタル化、ましてDXということで、単なる情報のデジタル化ではなく、デジタルトランスフォーメーション、要は改革を進めていくんだということになります。その際に、今現在、特に次世代情報化推進室、総務部におきましては情報システム課、それから私どもの新行政推進室、ここで業務の見直しを含めて全般的に連携しながら進めてきているところでございます。その上で、デジタル庁ができたところでございますけれども、今後、日本の社会の中でDXを含めてさらに進んでいくものと考えております。

そこで、今後の組織体制等につきましては、人員体制の強化等も含めまして、わかりやすさ

等も含めて、今後、さらにこういった体制で進んでいくのかという観点で検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。過去の一般質問でも、デジタル庁がつけられたことによって、恐らく日本全体でこういったDXが進んでいくということで、県としても旗振り役でデジタルという名のついた部署を一つどうですかという提案をさせていただきました。

今回は、その組織全体について、私は、デジタルというものが、どのようなことが恩恵としてあるのかと。そして、それに引き換え、どういうコストといいますが、トランスフォーメーションですから、変化に対応していくのかというところについて、もう一回質問したいと思います。

今日、総務部長がご説明いただいた県政世論調査等、また、いろんな、膨大な資料を議会の前にいただきまして、私たちも数値を含めてチェックをしております。これは非常に重要なことと思いますが、先ほど言いましたように、この数値には、どうしても人間が持っているバイアスというか、偏見といいますが、少し定かではないものが存在します。

どうしても、こういった定かではないものを前提に数値を見、議論をし、政策を立てていくと過程の中で、少しやはりずれてくるというか、違ったものが見えてくると思うんですね。

例えば、県政世論調査の資料をいただきましたが、これにビッグデータの解析、参考分析資料とでもいいますが、そういったものを行政の皆さんが入手することができ、そして、データサイエンティストというものがいますけれども、こういう解析をする方たちが何らかの分析をした数値を参考資料として県政世論調査とともに

つけて、そして、私たちが見せていただくと、今日もご説明がありました。住居については非常にいいけれども、実は、この部分ではこういう形であって、また、こんな観点があるんだよと。人が関知できないようなものを参考資料として生み出すことができる。これがデジタルトランスフォーメーションの電子化の次に来る大きな流れだと私は思っております。

そして、このビッグデータ等を利活用していくためには、まずは行政の皆さんがデータを標準化しなければなりません。ある情報をエクセルで、ある情報をワードでということでは、これは全く使えません。書式を一定統一しなければなりませんし、また、それを利活用するために業務の再設計が必要になります。こういったことを少し、私、分析して考えさせてもらおうと、組織全体をデジタルトランスフォーメーションに合わせ、組織もトランスフォーメーションした方が、再設計した方がいいのではないかなというふうに思っております。

改めての質問ですが、このデジタルトランスフォーメーションに今の行政組織が対応できるのでしょうか。もしできるのであれば、そのことを示していただき、できないのであれば、難しいのであれば変革をしていただきたいと思います。考えをお尋ねいたします。

【大瀬良新行政推進室長】まずデータの重要性という観点、それから、今後、今の体制でどうなのかという2点のご質問であったかと思いません。

まず、データの活用の重要性というのは、まさしく下条委員がおっしゃられるとおり、庁内におきまして非常に重要なことというふうに考えております。

そこで、その取組につきましては、行財政運

営プラン等でも示しておりますけれども、特に、次世代情報化推進室の中におきまして、データの連携基盤を構築していくということで、さらに行政のデータを民間の方々にも活用するようなことができないかといった取組を今進めているところでございます。

さらに、県庁内の中での情報の共有化を当然もっと進めていく必要があると考えています。標準化というキーワードが出てきますけれども、我々も、この標準化というのが、デジタル化を進めていくに当たりまして非常に、最低限、一番基本のところだということ、現在、特に私どもの新行政推進室、それから情報システム課におきましては、予算、決算等の進め方の中のデータの作り方といったもの、それから、それ以外の部分につきましても、まずは情報の標準化を進めている段階でございます。

そういうことで、いずれにしましても、データの利活用は非常に重要だと思っております。特に施策を構築していくに当たりましては、EBPMという観点で、これも県庁の中での取組はまだまだだと思っておりますので、これもしっかりと進めていきたいと考えています。

その上で、じゃ、今の組織は今の状態で果たしていいのかという観点でございます。現在、今の組織体制になって2年目ということでございますけれども、今できていることをまずは進めていくということ、それから環境の変化というものが非常に早いという観点の中で、なかなか今の組織では難しいところもあるかと思えます。

そういった要素を総合的に考えながら、今の体制でいいのか、デジタルという言葉も出ましたけれども、そういった部分も含めまして、こういった組織、人員体制がいいのかということ

を、先ほどの答弁と同じでございますが、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

【下条委員】わかりました。デジタル化をしていくということは、業務を効率化していく、そして、行政サービスを受ける皆さんからすると、煩わしさを、どこにいても、どういう状況でも迅速にデジタルを使ってやり取りができる。そして、こういったものの整備の先に非常に価値のある情報であったり、私たちが今まで判断することができなかった恩恵を得ることができるビッグデータ、AI解析、データサイエンティストとの連携、こういったものが必ず次にきます。ですので、現状からぜひ対応をしていただきたいと思っております。

併せて、今のは組織の話でしたが、このデジタル行政を組織していくのは、やはり人です、人材になります。デジタルを扱うことができる人材というのも、これは行政の皆さんだけではなく、日本全体で非常に不足をしております。このようなデジタルをつかさどることができる人材の育成、そして確保についてどのように対応していくのか、お尋ねいたします。

【井手情報システム課企画監】デジタル改革に対応していくためにどのような人材を確保・育成していく必要があるのかというお尋ねかと思っております。

現在は、今ある組織、人員、予算といったものを最大限に活用いたしまして、精いっぱいデジタル改革に取り組んでおりますが、委員ご指摘のとおり、デジタル改革のスピードというものは、ますます加速しているものと考えております。

今後しっかりと対応していくために、DX人材につきましては、しっかりと体系だった役割に応じた育成の方針というものをもって取り組

んでいくことが必要と思っております。こういったものをしっかりつくっていくことが、まずすべきことかなと思っております。今、その検討を進めております。

また、専門的な部分、専門的な知識、技術が必要となるような部分につきましては、現在、専門の民間業者の支援も活用しながら進めている部分がございますけれども、さらに、民間人材の配置なども含めまして、今後、どのような取組が必要なのかということについて現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、DX推進のために必要な取組につきましては、人材の確保・育成を含めまして、前向きにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【下条委員】ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。自民党のデジタル人材育成確保小委員会でも、文書を拝見しますと、圧倒的に諸外国に比べて、先進国に比べて、このデジタル人材が不足していると、こういったものは国が総力を挙げてやらないといけない、国家戦略ですというような文章も見受けられます。

ぜひ、県庁の皆様も情報を常に入手し、共有していただいて、積極的にデジタル人材を、どのようなスキルを持った人間が必要なのか、デジタルだけではなくて、コミュニケーション能力であったり、行政の皆さんであれば、それぞれの専門分野の知識だったり、こういったものを併せ持って初めてデジタル人材だというふうには私は思っておりますので、この育成について、ぜひ独自プログラムを作ったり、長崎大学情報データ科学部を視察に行かせてもらいましたけれども、県立大学も含めて連携して進めていただきたいと思っております。

もう一つ、避難所の整備についてご質問いた

します。

2年前、私は総務委員会に所属しておりました質問させていただきました。LPガスを用いた空調の避難所への導入について、再度、確認を含めて質問させていただきたいと思っております。

質問の意図は、電力というものの依存の割合が非常に多くて、台風、地震等で電力がダウンした時に復旧まで非常に時間がかかって被害が出るということが報告をされています。そういう時にLPガスの空調は独立をしておりますので稼働できるという意味でお考えいただければいかがでしょうかというようなご質問をさせていただきました。

その時に課長がお答えいただいたのが、市町の取組ですということでしたので、早速、長崎市の教育委員会に行ってみました。そこでいろいろと意見交換をした中で、例えば、学校の体育館が一つ、避難所としてあるとすれば、改修や建替えのタイミングを見て実証的取組をどうだろうかということ意見を意見交換の中でお話をさせていただいております。

私が通いました西浦上小学校、母校がたまたま改修の時期に入っております、西浦上小学校の体育館でぜひLPガスの空調を導入してほしいというわけではないんですが、改修や建替えの時に実証的取組として、このようなLPガス空調の導入等を県としてお考えないでしょうか、お尋ねいたします。

【近藤危機管理課長】LPガス空調の関係でございます。

学校の体育館は、今は空調が入っていないものですから、夏場、暑い中の避難ということについては熱中症の心配があり、また、コロナ禍の中もあって換気をよくしないといけないということで、県では、昨年度、スポットクーラー、

そして工場用の扇風機を購入しまして、必要などころに、各市町へ配付したというような状況でございますが、やはり抜本的な対応としては、体育館に空調を入れるというのが理想だと考えております。

しかしながら、2,000万円を超えるようなインシャルコストがかかるということと、いろいろお聞きしましたところ、体育館そのものが断熱仕様と申しますが、そういったものができてないと、至るところに穴と申しますが、換気ができるような、空気の抜け穴があるということで、効率が非常に悪いというようなことも聞いております。

そういった意味からも、委員ご指摘のような建替えの時に空調の整備というのは、考え方としては非常に効果的なのかなと思っておりますので、それぞれ市町にも少し働きかけをしまして、そういう前向きなところについては、緊防債の起債もございまして、そういった取組も勧めまして働きかけてまいりたいと思っております。

【下条委員】ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

ここで導入事例の資料が手に入りましたので、少しご紹介させていただきます。大阪府の箕面市は、全ての小中学校の体育館に、20校ですが、LPガスで空調設備を設置しております。

報告書によりますと、設置をしたことによって熱中症による死亡事故が近辺であったんですけれども、熱中症に対して非常に効果が見受けられるということ。あと、設置をした後も地震、豪雨、台風の被害がこの避難所であったそうです。その時もLPガスは独立していたので稼働できたということが実証されたというような報告書を見せていただいております。

私は、コロナの状況を見ながら、ぜひ現地視

察をしてこようと思っておりますが、もう一つ、意見交換の中で、このLPガス、空調ですけれども、ご飯なんかをたいたり、いろんな動力の元になるそうです、発電機としてですね。これも災害が長期化した場合に住民の皆さんに対して非常に有益な状況になるのではないかなというふうに思っております。

ぜひこういったものを、今後も情報交換をしながら、コストの面が問題だということ、それから、市町との連携になりますが、ぜひとも前向きに進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【大場委員長】室内換気のために、しばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

-----  
午前11時 4分 休憩

-----  
午前11時18分 再開  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】お疲れさまです。では、質問をさせていただきます。

防災推進員についてお伺いしたいと思います。

先ほどの説明で、目標を上回っているということで、大変いいことかと思えます。この防災推進員の役割がどういうものなのかということと、防災推進員とか防災士、消防団とかいっちゃいますけれども、ここの連携というか、役割分担というのがどのようになっているのか教えてください。

【近藤危機管理課長】防災推進員というのは、県で名づけた名前と申しますか、地域で自主防災組織を結成して、地域で活動していただいて、最終的に、その地域の防災力を高めていただくという目的のために、その核となる人材を育て

ていきたいということで、県が講座を開設しまして、そこで受講した方を防災推進員と名づけております。

その方々が試験を受けることによりまして防災士の資格を取得することができます。防災士の資格を取得して地域で活動していただいて防災力を強化していきたいという趣旨になっております。

一方、その中で自主防災組織と消防団と連携した取組が非常に重要だということもありますので、今、そこに力を入れて地域防災力を高める取組を行っているところでございます。

【饗庭委員】連携は本当に必要というふうに思います。

今後、フォローアップに取り組むというふうに記載されていますけれども、その中で今後連携をとということでしたけれども、具体的に考えていることがあったら教えてほしいのと、地元でも自主防災組織はあるんですけども、もっともっと活躍の場があったらいいなみたいなお話もいただくので、そこも含めて教えてください。

【近藤危機管理課長】具体的な数字を申し上げますと、平成21年から防災士の講座を開設しております、防災推進員が1,602名、今、県から受講証という形でお渡ししております。その中で防災士の試験に合格している方が1,253名いらっしゃいます。ただ、実際、その1,253名がそれぞれの地域でどのような活躍をしていただいているのかということが行政として把握ができておらず、あとはそれぞれの方の自主取組にお任せしているというところがありますので、そのネットワーク化、そして、それぞれの活躍の場をフォローアップするために、フォローアップの研修事業というものをやっていきたいと

考えているところでございます。

いずれにしても、その地域で地区防災計画というような計画をつくったり、そして訓練をしたりということで地域防災力を高めていただく取組というものを進めてまいりたいと思っています。

【饗庭委員】わかりました。ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、綱紀の保持のことでお尋ねしたいと思います。

この中に書かれている事案は、パワハラ事案かと思います。この方は停職1か月を終えて出勤されているかというふうに思うんですけども、その方への再発防止としてどのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

【今富人事課長】まず、この職員に対してですけれども、停職を1か月したわけですけれども、停職する前に処分を言い渡すわけですが、その時にも当然、今回のそういった事案があったことを振り返っていただいて、それに対する反省であるとか、そういったことをまずは当然やっていただいております。その上で停職期間中に実際にどういったことに日々取り組んだかということを書いてもらうということもやって反省といいますか、自分の在り方であるとか、そういったことを考えていただく場にしております。

また、戻った際にも当然面談を所属の方で実施して、今後の対応の仕方であるとか、そういったことを上司の方と話し合っていたいただいております。

【饗庭委員】この方に対しては、前も行われていたということでは、この方の持っておられる中にはお悩みとかもあるのかなというふうに思うんですね。なので、根本的なところでもうちよっと関わる人がいたらいいのかなというふう

に思うんですけども、そういう文書とかを出していただいて、その結果、担当の方としては、これで大丈夫というふうに思えるところになっておられるのか、お伺いします。

【今富人事課長】この方に限らずでありますけれども、再犯を防止していくために、一度、パワハラしたというふうに確認した職員に対しては、この前の一般質問でも少し答弁させていただいたところですが、これまでは2か月に1度、翌年度まで繰り返し面談とか周りの職員に状況を確認するというのをさせていただいておりますけれども、その取組を5年間に延ばして、特に今回、異動があった時に環境が変わった中で繰り返されてしまったということがございますので、そういうことを踏まえて、そういう状況の変化があった時には、その確認を徹底して、こちらをこれまで以上にしっかりやっていきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】ぜひ再発防止をしていただきたいと思います。

もう一点だけ、この時の部下の方が適応障害になられたということなんですけれども、その方が回復されて通常の勤務が行えているのかどうか、お伺いします。

【今富人事課長】被害を受けた職員の方は、今は職場に復帰して通常どおり仕事に戻っていると聞いております。

【饗庭委員】ぜひその方のフォローもしていただきながら、今後、こういうことが二度とないようにぜひ努めていただければと思います。

以上で終わります。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【浅田委員】今、饗庭委員から質問がありましたが、私は、防災士でもあり、消防団員でもあるんですが、東日本大震災にボランティアで行

った後に防災士の資格を取らせていただいたんですけど、おっしゃるとおり、地域に落とし込むというのが確かにできないままいたかなということもあって消防団員になったわけですけど、おっしゃったように、資格を取っている方が1,200人以上いらっしゃるということで、私も含めてですけれども、改めての構築の仕方、今後、資格取得をフォローアップするのであれば、資格を取った後のことを自分も含めて頑張りたいと思いますが、行政の方でもリーダーシップをとっていただければありがたいなと思いました。

そんな中で、今、消防団活動をしていて思うのが、地域の中で、いざ何かあった時に出勤するということが、団員の方にとっても、働き場所と住んでいるところと、自分が活動している団と、いろんな在り方があるかと思うんですけども、やっぱり事業者さんがすごく理解を示してくださらないと、すごくやっぱり活動がしづらいというところがあります。事業評価表とかを見ても、団員協力事業所のインセンティブ向上の事業とか掲げられておきまして、今後とも検討を進めたいということでもあります。

これまで建築関係とかの入札になるに関しては、そういったインセンティブがあるかと思うんですけども、ほかの業態とか、そういったところを少し詳しく教えていただいているいいですか。

【宮崎消防保安室長】 消防団員の約7割が被雇用者でございますので、事業所、勤務先の皆さんの協力が必要であるということは、委員ご指摘のとおりでございます。

そうした中で、例えば、建設業につきましては、県、それから一部の市町におきまして、建設工事の入札において、消防団協力事業所であれば優遇するという措置を行っているところで

ございますが、そのほか、いわゆる経済的な利益が生じるような優遇措置については、目下、鋭意検討中でございます。

【浅田委員】 昔は、地元の自営業の方々がすごく多かったと思いますが、今、課長がおっしゃるとおり、7割はそうではない中で、どうしても活動の在り方にも偏りが出ているのが、どの団も同じだと思うんですね。建設会社の方は、確かに非常にたくさん入っていただいているかと思います。地域の中に必ずあるものとかって、あるじゃないですか、例えば福祉事業所とか、そういった、特に建設だけではなくて、ほかの業態に対してもというような前例が他地域にあるんでしょうか。検討している中で、どういったところを検討し、進めていくのか、具体例をお伺いしたいと思います。

【宮崎消防保安室長】 令和2年度におきまして、企業の社会貢献を評価した顕著な例というような調査をいたしまして、それを受けて令和3年度に有識者に入ってくださいまして、インセンティブ向上対策の検討会議を行ったところです。そのために幾つかの協力事業所の方、例えば、社会福祉法人の方と意見を交換したわけですけども、いろいろアイデアをいただいたんですけども、どうしても、例えば、勤務中に招集がかかって抜け出すと、当然、抜け出した時にどうしてもいなきゃいけないというような施設、事業所もございまして、そうした場合に法令違反になってはいけませんし、そこをどうやってクリアしていくかなどもいろいろ検討しないといけないということで、今、いろいろな事例をお聞きして何かいい方法がないか、検討を開始したところでございます。

これにつきましては、今後も検討会議を続けまして、建設業以外の分野にも何らかの形で広

げられないか、引き続き検討したいと考えております。

【浅田委員】今おっしゃった、例えば福祉関係にしても、たくさんの人数がいるところで複数の方に取得していただくとか、いろんな形で消防団員になっていただくことから積極的に取り組んでいただかないと、今後、かなり厳しい状況かなと思います。もちろん、県がご努力されていることはわかるんですけども、そういったところをさらに検討内容を深めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

【山本(啓)委員】先ほど担当の方には少しお話をしましたので、饗庭委員が質問されました内容に関連する形になりますが、先ほど明らかにしていただいたのが、核となる防災推進員が1,602名で、そのうち防災士の資格を取得している方が1,253名ということでご紹介いただきました。

私としては、説明資料の中身で少し問題意識を持っているのが、もう既に10年たって、民間資格である防災士というものを、各地域や自治体がしっかりと活用している実態がそこにあって、本県もまさしくそれぞれの自治体が防災士という自発的な取組を共助につなげながら連携して活用させていただいていると。

そろそろ10年がたっているのだから、それぞれの協会であったり、防災士の自発的な組織がそれぞれの地域に確立されていると想像します。現在、21市町において、これらの1,253名や1,602名の方々の組織化を県はどう把握されているのか、ご説明いただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】防災士の組織化でございますけれども、まず、一つ数字を追加して申し

上げたいと思います。

今、県で講座を開設しまして防災推進員、そしてその中で防災士に合格された方という形で数字をご説明しましたが、それ以外で防災士の資格を取っている方もおられまして、県全体で防災士の資格を持っていらっしゃる方が令和3年1月時点で1,843名ということで数字をいただいております。

その方々全てではないわけなんですけれども、今、日本全体の防災士の資格を持たれた方でNPO法人の日本防災士会というものをつくっております。その中で長崎県支部というものが組織されておりまして、その方々が核となって県下にそれぞれの、長崎県支部の中で各地域、地域で集まりといいますか、組織の地区の部会というものをつくっていただいているような状況でございます。

今、人数が全体で百数十名という形で、まだそんなに多くないというふうに聞いておりますが、その方々は、いざ、どこかで災害が発生したらボランティアでの活動もされておりますし、地域に根づいて地域活動もされていらっしゃる方もございますので、私どもとしましては、そういった方々にアドバイザーというような形で、各地域から要請があった場合には講師という形態で派遣をしている事業もございます。

あとは、市町と連携をするような形で、防災士の資格を取得した方の名簿をご本人さんの了解をもらいまして市町にお渡しをしております。ただ、現実として、その方々がどのように市町で活躍されているのかということはこの前調査しましたら、活動まで至っていないということだったので、フォローアップ研修を通じて、そういったところを強化し、充実をしていかなければならないと考えているところで

ございます。

【山本(啓)委員】平成21年からということでも約10年以上たっているわけですが、そういった自発的な取組が、それぞれの地域にあると。これらをぜひ21市町と連携して、そういった方が活躍できる場所、防災士ですから、実際は活躍する現場ができるとよくないんでしょうけれども、日頃から役割を明確にしてあげる必要があるのかなと。アドバイザーということでありましたけど、実際に有事の時は、この方々がリーダーになるのか、それともコーディネーターであったり、アドバイザーになるのか、活躍の仕方を明確にしてあげないと、役割が曖昧であれば、平時の時の訓練や連携というものも曖昧になろうかと思しますので、今、課長から答弁があったように、しっかりと組織の連携の形を構築していただきたいなと思います。

最後に総務部長にお尋ねしたいと思うんですが、今回、総務委員会で様々な部局の審査を通じて、最後に危機管理監にお尋ねしましたけれども、人口減少の時代とか、高齢者比率が上昇している、生産年齢人口比率が低いとか、要は、自治体としては税収がなかなか伸びない状況にあって、逆に福祉の需要というのは増大していると。行財政運営というのは厳しい状況にあって、その中でも限られた人員と財政で持続的な発展を可能にしなければいけないと。無理難題ばかりがそこにあると、厳しいのは理解します。

ただ、常日頃から言っているように、官民の連携というか、民間人の登用というか、そういったところが行政の組織の中に無理やり民間人を入れ込まなくても、今の防災士のような自発的な、少し突きつけられた現実から、そういった自発的な取組があるというのは、3.11以降、

しようがないとしても、今、社会にあるそういった資源をより積極的に活用していく場というのをつくっていく必要があると思うんですね。要は、「多様な主体と連携しながら」という表現が最近よく使われますけれども、それぞれの分野、またはそれぞれの地域で主体として取り組んでいる方々と連携していく。それを21市町と県が連携して進めていかなければ、行政だけで物事は無理だということは明らかになっていると思うんですね。そこをもう少し具体的に標榜というか、看板を掲げて、県民の方々との一枚岩の取組をもう少し発信していく必要があるかと思うんですね。

非常に雑駁とした質問になるんですが、ここ数日の委員会の審査で、それを痛烈に感じたんですけれども、まず、そういった部分についての考え方をお聞かせいただければと思います。

【大田総務部長】自治体、我々を含めて全国的にそうだと思いますけれども、まさにおっしゃった状況だと思っております。税収はなかなか伸び悩むという中におきまして、行財政改革もかなりやってまいりましたので、人員体制、あるいは財政ということにつきましても、なかなか限界があるというところでもあります。おっしゃった地域のところになるのか、あるいは企業という形になるのか、外の力を十分に発揮していただくというのは、本当に重要なことだと思っております。

その中におきまして、我々としましても、行財政運営プランという中に協働ということをしっかり位置づけてやっていきたいということを目指してはしておりますけれども、一方で本当にそれが進んでいるかということにつきましても、なかなか取組がまだ不十分だと認識しております。

各事業の担当のところ、それぞれどういうところで、地域あるいは企業で活動されているのかということをもまず把握することが必要だと思っておりますので、そこにつきましては業務の机からなかなか離れられないという事情もあるかと思っておりますけれども、地域、現場に出ていっていただくという中で、どういうことが実際に行われているかということをしかり把握いただくという取組を一方でしていかなければならないということだと思っております。

最近、包括協定なんかも結構進んできておりますので、そういったところで企業さんとのコラボレーションといいますか、やっていただくことがあるのではないかとこの模索も引き続きやっていくべきだと思っております。

いずれにしても、県が全てを抱え込むという時代は、もはや過ぎていると思っておりますので、なるべく自発的なところが望ましいと思っておりますので、民間の方々、あるいは地域の方々としかり連携できるような形で、その中には市町ということも当然入ってくるかと思っておりますけれども、そういった取組をより具体化していくということをやっていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】最後の質問というか、提案になるんですけれども、そういった事柄の中で、例えば、我が国が様々な経験をしていくわけですよ。近年でいえば、戦争があって、経済危機があって、最近であれば災害があって、地震があって、津波があって、そして直近であれば新型コロナウイルスがあって。我が国全体がそういった影響を受けながらも、本県も本県として、一つの自治体として、そういった危機に直面しながらも、庁内でのそれぞれの議論を経て、官民の連携を果たしながら乗り越えてきた。

その時は有事だから、その時だけの対応だろうということではなくて、その時だからこそ、危機的状況だからこそ、構築できたものもたくさんあると思うんですよ。

ぜひ、今回の新型コロナウイルス、第6波の話も出ていますけれども、今、一定落ち着いている状況下において、この3年足らずの対応について、つくることができたシステムや構築できた官民の連携とか、そういったものを素早く分析して、今後の行政運営にしかりと生かしていただきたいと思っておりますけれども、そういった会議やテーブルというふうものを用意することを提案したいと思っておりますけれども、いかがですか。

【大田総務部長】コロナという有事におきまして、私自身も関わらせていただきましたけれども、県がこれまで手の届かなかった分野の方々との連携といいますか、もしかしたら補償的なところかもしれませんけれども、ネットワークができたというのは、コロナの中でも一つ得られた経験だったと思っております。

おっしゃるとおり、有事から脱した時に、その関係をいかに継続していけるかということは、我々としても問題意識として持っております。それを全般的なテーブルとしてののっけるのがいいのか、あるいは各部局のところ築いていただいたネットワークの保持というところに着目していくのかという方法論はあると思っておりますけれども、県としてできたネットワークというのをしかりと継続できるような形で取り組んでいきたいと思っております。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【宮本副委員長】お疲れさまです。私からも議案外の質問をさせていただきます。

まず、危機管理監からです。

最近、火災の報道を耳にすることが多いんじゃないかなと私自身、思っています。危機意識を持つという観点から、県内での火災状況、ちょっと増えているんじゃないかなと思っています。直近の状況を年推移でお示しいただけたらと思います。3年くらい遡って県内における火災の状況、原因、そして、それにおける死亡者数などがわかれば教えていただければと思います。

【宮崎消防保安室長】火災の発生でございますけれども、平成30年、令和元年、令和2年ということで1年の統計が出ているデータでいきますと、発生件数は、平成30年が537件、令和元年が425件、令和2年が394件と減少傾向でございます。これに對しまして亡くなられた方も、27名、24名、14名と減少している状況でございます。

それから、今年でございますけれども、10月末現在で360件ということでございまして、これは平成30年10月末現在が445件、令和元年が363件、令和2年が312件と比べて、昨年よりも多いペースになっているところでございます。

また、原因でございますけれども、平成30年、令和元年、令和2年と見ますと、たき火、たばこ、コンロというのが上位になっているところでございます。

【宮本副委員長】ありがとうございます。直近でいうと360件ということで、対前年比では今の時期では多いということですね。ありがとうございました。

室長、放火についての分析がありますか。放火がどれくらいというのがあれば教えていただければと思います。

【宮崎消防保安室長】放火につきましては、平成30年は2番目に原因に入っております。令和

元年につきましては放火と放火の疑いで20件、令和2年については放火と放火の疑いで12件となっております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。やっぱりちょっと怖いですね。放火というのが、なんだか最近全国的にも多いんじゃないかなと思って、ちょっとお聞きをさせていただきました。直近の状況でいうと、今からの分析になるんでしょうけど、こういった火災については県警ともよく連携を取られているかと思えます。未然に防ぐというのが非常に難しいかと思えます。たき火、たばこ、コンロというのが原因であるということはわかりましたけど、どうでしょうね、対策というか、今後、年末に向けて消防団員の方々との連携もそうでしょうし、こういったことをしていきますということがあれば教えてください。

【宮崎消防保安室長】基本的には各市町の消防を中心といたしまして、各種イベントにおける防火啓発、それから、ケーブルテレビでの広報ですとか、市町の広報誌による例えば住宅用火災警報器の設置ですとか取替えの推奨、幼稚園、敬老会などでの防火行事、消防団による年末警戒、高齢者宅における防火注意のための訪問指導、そして、ポスターコンクールによる啓発など、年間を通じて行っているわけでございます。

県におきましても、これらの市町消防の火災予防が円滑に進むように、県、それから市町が一体となりまして、長崎県住宅防火対策推進協議会を組織しまして、情報の共有と課題の共有、そして、対策の検討などを行っているところでございまして、引き続き、市町と連携して火災予防に取り組んでまいりたいと考えております。

【宮本副委員長】ありがとうございました。今、乾燥の時期で特に火災が多くなる時期ではない

かと思えます。お亡くなりになられた方も年々出ていらっしゃると思いますので、県警と協力しながら防止対策を強化していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

危機管理監、もう一つ、国交省が発表したものがありまして、7月の大雨で発生した熱海市の土石流災害を受けて、実施中の盛土の全国総点検が国交省の方で報告されています。

これによると、10月末の暫定集計で全国で150か所前後に課題があるということがわかったという報道がありました。総点検の対象となっている盛土は、崩落すると人家などを巻き込むおそれがある全国の約4万か所、このうち約1万4,000か所で点検を終えていると。年内には総点検の結果を暫定的に取りまとめるとともに、都道府県で点検が完了する予定だというのがありました。

これを受けて、長崎県でもこういったのがあってるんだろうと考えています。防災という観点から危機管理課にお尋ねいたします。

こういった総点検が長崎県でも行われて、どういう状況であったのかということをお示しできれば教えてください。

【近藤危機管理課長】関係部局にそれぞれ確認をいたしました。今、報道があっている全国の150か所の課題という中に本県の分が含まれているかどうかというところまではちょっとわからなかったわけですけれども、現状としまして、本県で11月末現在ですが、国から示されている総点検の箇所数を本県で申しますと1,100か所ぐらいあるそうです。その中で11月末現在に約70%に当たる780か所の点検が終了しているというふうに聞いています。

その中で森林法の規制対象であります盛土で2か所ほど排水設備の未整備があるというふう

に報告を受けているところがございます。

実際、年度内には全てのところを完了するように、それぞれ所管部局で今行っていると聞いておりますので、適切な対応を取るように、それを私どもとしても所管部局と連携して取組を進めたいと考えているところがございます。

【宮本副委員長】ありがとうございました。7月の災害は甚大でありました。やっぱり点検することが大事です。1,100か所で、今までで約70%が終わっていると。約780か所ということでありました。すみません、これ、他部局にまたがっているということも確認させていただきまして、2か所ほど、未整備のところがあるということでした。

今後、こういった整備は進んで、もちろん点検されるものと思われませんが、ぜひとも危機管理監としても部局横断的に関わっていただきたいと思っております。年度内にこういった点検が終了して、どう対応していくかということになるのかと思いますが、そういった部局横断的な会議とか協議会というのは、今後、持たれる予定はありますか。なければ、ぜひそういったものを持っていただいて共有していただきたいと思いますが、いかがですか。

【近藤危機管理課長】数値につきましては、今、土木部の方で取りまとめているところでありませけれども、私どもとしても、それが住民の避難という形に直結するものですから、そこについては一緒になって対応してまいりたいと考えております。

実際、国の方では盛土を規制する法律というものを検討されているということもございまして、そういった国の状況も含めまして、それぞれ所管部局、法律等が幾つかまたがった法律も関係しているものでございまして、そうい

った所管部局と連携しながら対応を進めてまいりたいと思っております。

【宮本副委員長】ありがとうございます。未然に防ぐということが大事であります。しかしながら、今の自然災害は、どういったことで起きるかというのはわかりません。アメリカでも竜巻で甚大な被害が出ているということもありますので、そういった観点からすれば、危機管理監としても、常にこういう危険が出るということは察知していただいて、そういった対策をいち早く長崎県としても取り組んでいただきたいということを改めて要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時54分 休憩

-----  
午前11時54分 再開

-----  
【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機感管理及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員会討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時55分 休憩

-----  
午前11時57分 再開

-----  
【大場委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時58分 休憩

-----  
午前11時58分 再開

-----  
【大場委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何か意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時59分 休憩

-----  
午後 零時 0分 再開

-----  
【大場委員長】委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これで最後となりますので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

総務委員会のこの委員構成では今回が最後の委員会となりますので、委員長として一言ご挨拶を申し上げます。

本年6月に総務委員会の委員長を仰せつかりまして、数多くの部局を所管する総務委員会におきまして、各定例会における通常の委員会審査に加え、決算審査、県内現地調査を実施してまいりました。

また、コロナ禍により通常とは異なる委員会運営となりましたが、宮本副委員長はじめ、各委員の皆様にはご協力を賜り、そして、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。ありがとうございました。おかげさまをもちまして、総務委員長としての重責を果たすことができました。

さて、本委員会の審査におきまして、九州・

長崎 I R の事業者選定、区域整備計画、Society5.0の推進、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、U I ターンの促進、地方機関の再生、コロナ禍における災害時の避難所運営、子どもの交通事故防止対策などをはじめとして熱心な論議が交わされました。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、県民の皆様のご生活はもちろん、県内経済をはじめとする各分野において、大変厳しい状況となる中、理事者の皆様方には、県民の暮らしを守るために各種関連事業を構築してこられたことに対し、感謝を申し上げます。

今後は、第6波に向けた準備と日常生活の回復に向けた取組が大変重要になってまいります。改めて皆様方に感染防止対策の徹底をお願いし、一日も早い収束を祈念するとともに、今後予定されております九州・長崎 I R の区域認定の申請や、西九州新幹線の開業など、様々な事業について理事者の皆様方とともに、取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様並びに理事者の皆様には、健康に十分にご留意され、さらなるご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

次に、理事者を代表して総務部長にご挨拶をお願いいたします。

【大田総務部長】閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

大場委員長、宮本副委員長並びに各委員の皆様方におかれましては、多くの部局が所属します総務委員会におきまして、幅広い分野にわたって、終始熱心にご審議をいただき、また、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対し

まして、心より厚く御礼を申し上げます。

特に、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染予防拡大防止と社会経済活動の両立を目指しまして、各種対策に係るご議論をいただきました。県といたしましても、引き続きでございますけれども、国の予算編成の動向も十分に注視しながら、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

また、この間、人身安全関連事業対策、通学路の交通安全対策、I R 区域整備の推進、Society5.0の推進、U I ターンやリモートワーク・ワーケーションの推進、国境離島地域の振興、西九州新幹線の開業、県庁舎跡地の活用、地方機関再編などについて、熱心にご議論をいただきました。

その中でも I R 区域の整備につきましては、来年4月が期限となっている区域認定の申請に向けまして、有識者会議等のご意見もいただきながら、設置運営事業予定者と共同で区域整備計画素案を作成したところでありまして、本委員会におきましても、大変貴重なご議論をいただきました。

今後、県議会の皆様をはじめ、公聴会の開催等によりまして、県民の皆様のご意見も伺いながら検討を重ねまして、本年度内の計画作成を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、西九州新幹線については、開業までいよいよ1年を切ったところでありますので、県民の皆様のご気運を高めながら、開業効果を県内各地へ波及、拡大できるように、官民一体となって準備を進めているところでございます。

また、本県を訪れていただいた方々が、再びお越しいただけるような心のこもったおもてな

しですとか、あるいは地域の特色を生かした受け皿づくりといったことにつきまして、万全の準備を整えまして開業の日を迎えられるようにアクションプランの推進に取り組んでいるところでございます。

西九州新幹線の新鳥栖 武雄温泉間の整備の在り方につきましては、ご承知のとおりでありますけれども、現在、与党P T「九州新幹線西九州ルート検討委員会」での議論や、国土交通省と佐賀県との幅広い協議などが継続している状況でございます。

県といたしましては、今後とも、これらの様々な枠組みを生かしながら、フル規格による整備の実現に向けて力を注いでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

このほかにも課題が山積しておりますが、本委員会において賜りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に活かしながら、県民の皆様により具体的な成果をお示しできるように、職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後になりますが、委員の皆様方のますますのご発展、ご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

【大場委員長】 ありがとうございました。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 零時 5分 閉会  
-----



12月21日  
(追加工程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月21日

自 午前10時 6分  
至 午前10時10分  
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

分科会長	大場 博文 君
副会長	宮本 法広 君
委員	田中 愛国 君
〃	浅田ますみ 君
〃	山本 啓介 君
〃	近藤 智昭 君
〃	坂本 浩 君
〃	宮島 大典 君
〃	石本 政弘 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	下条 博文 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長	浦 真樹 君
政策企画課長	陣野 和弘 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 6分 開会 —  
-----

【大場分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会総務分科会を

開会いたします。

これより議事に入ります。

本日、上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします議案は、第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配布しております配席表のとおり決定したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、新型コロナウイルス感染症に対する国の経済支援に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、午前中の審査としますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画部長より、予算議案の説明をお願いいたします。

【浦企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の方をご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で17億1,410万5,000円の増を計上いたしております。

これは、国において決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであり、他部局で歳出予算

を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に対応して、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

以上をもちまして企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第144号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

審査結果について整理したいと思いますのでしばらく休憩いたします。

-----  
午前10時10分 休憩

-----  
午前10時10分 再開  
-----

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

これもちまして、総務分科会を終了いたし

ます。

お疲れさまでした。

-----  
午前10時10分 散会  
-----

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年12月14日

総務委員会委員長 大場 博文

議長 坂本 智徳 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 130 号 議 案	長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第 131 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 132 号 議 案	ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 133 号 議 案	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 134 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 138 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
報 告 第 25 号	和解及び損害賠償の額の決定について	承 認

計 7 件 (原案可決 6 件、承認 1 件)

### 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 3 号	長崎県へのIR誘致と区域認定申請の中止を求める請願	不 採 択

計 1 件 (不採択 1 件)

委 員 長 大 場 博 文

副 委 員 長 宮 本 法 広

署 名 委 員 浅 田 ますみ

署 名 委 員 下 条 博 文

---

書 記 坂 井 文 孝

書 記 原 口 佑 樹

速 記 (有)長崎速記センター